

第七十二回

参議院文教委員会議録第十四号

昭和四十九年五月十六日(木曜日)

午前十時三十四分開会

委員の異動

五月十五日

辞任

鳴崎

均君

五月十六日

辞任

黒住

忠行君

鈴木美枝子君

補欠選任

金井

元彦君

補欠選任

高橋

邦雄君

松永

忠二君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

世耕

政隆君

小林

武君

片岡

勝治君

今泉

正二君

金井

元彦君

黒住

忠行君

志村

愛子君

高橋

邦雄君

中村

楨二君

二木

謙吾君

加瀬

完君

松永

忠二君

宮之原

貞光君

矢追

秀彦君

松下

正寿君

加藤

忠二君

宮原

貞光君

國務大臣

文部大臣

奥野誠亮君

政府委員

内閣法制局第一

味村治君

給与局長

茨木廣君

文部政務次官

藤波孝生君

文部大臣官房長

井内慶次郎君

教育局長

岩間英太郎君

障害者福利課長

渡辺猛君

常任委員会専門

北郷薰夫君

障害者家庭

厚生省

障害者家庭

事務局側

説明員

本日の会議に付した案件

○学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会松永忠二君外二名発議)(継続案件)

○公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(第七十一回国会松永忠二君外二名発議)(継続案件)

○学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を開会いたします。
 この際、委員の異動について御報告いたします。
 昨日、鳴崎均君が委員を辞任され、その補欠として金井元彦君が選任されました。

○委員長(世耕政隆君) 学校教育法の一部を改正

する法律案(第七十一回国会參第五号)、公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(第七十一回国会參第六号)及び公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(第七十一回国会參第七号)、以上三案を便宜一括して議題といたします。
 前回に引き続き、三案に対する質疑を行ないます。
 質疑のある方は、順次御発言を願います。
 ○加瀬完君 先日も議論になりましたが、これは文部省に伺いますが、義務教育においては就学義務があるわけですが、裏返しをすれば、國家あるいは地方公共団体としては、無償で教育を与えるべきではない義務と、このように読み取るべきだと思いますが、これはお認めになりますね。

○政府委員(岩間英太郎君) 憲法の二十六条には、保護者のその子女に対して「教育を受けさせること」、義務教育につきまして「義務教育は、これを無償とする」というふうな規定があるわけだと思います。したがいまして、ただいま先生が御指摘になりましたように、その保護者の教育を受けさせる義務、それから国、都道府県、それから市町村、そういうところのそれを受け入れたたまでも、いま御指摘になりましたような気持ちは、ほかの義務教育諸学校の児童生徒と同じようつながりをしていくということ、これは当然であります。

○加瀬完君 京都府の北部障害者問題連絡会といふものが、「すべての子供にひとしく教育を保障することに關する請願書」というものを京都府の議会に提出をいたしましたのに対しまして、同議会は、すべての子供が持つ教育を受ける権利を保障するのには国の義務である、こういう意見書を内閣総理大臣、文部大臣、厚生大臣等に提出しておりますことは御存じですか。

○政府委員(岩間英太郎君) まだ私、その具体的なそういうふうなものを持見したことはございません。
 ○加瀬完君 文部大臣は当然出席すると思いましてから、文部大臣に提出されておるわけですから

収するか徴収しないかという狹義に解すべきものではないと思うのです。

そこで、縮めていえば、この無償の義務は障害者に対しても当然存在すると認めてよろしくございますね。

文部大臣に伺おうと思いましたが、おりませんがね。すべての子供が持つ教育を受ける権利を保障するのは國の義務である。こう京都府の議会は議決をして意見書を出したようですが、これに対する局長の御見解はいかがですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 御案内のとおり、義務教育につきましては、大体国と都道府県と、それから市町村が三者ではば経費につきましては均等に責任を持つておるわけでございます。義務教育の具体的な実施の責任は、小中学校につきましては、都道府県がその第一義務的な責任を負うということでございますが、いま申し上げましたように、やはり義務教育と申しますものは、國も、それから都道府県も、市町村も、それぞれの責任の範囲におきましてそれぞれ責任を分担すべきものである。経費の面につきましても、現在大体三分の一ずつ小中学校につきましては経費の分担が行なわれておるというふうな現状でござりますから、それぞれが力を合わせまして義務教育の実施、また、無償の実施、そういうものにつとめるというのがこれはたてまえであるといふふうに思つております。

○加瀬完君 これは、財政論になつて恐縮ですが、義務教育は無償とするということは、國も、都道府県、あるいは市町村の各団体が共同で無償の義務を負うということには、解することは無理ですね。したがつて、財政対策上、現状のようによつては、市町村の負担になる面、あるいは都道府県の負担になる面があつたとしても、その財政基礎といいますか、財源のあり方といふものは、やっぱり國がもし事務を公共団体に分担させるといふなら、その事務の負担にたまる財政措置といふのは國が責任を持たなければならないということは当然な解釈だと思うのです。そういう点になつておらないことが地方団体からはたびたび指摘をされておるわけです。あるいは超過負担の問題

等——おたくの大臣は自治省に長くいらしたわけですから、これはもう十分にそれらについては御専門ありますから、御理解が届いていると思いますけれども、そういうことで、地方団体と国との間に相当の意見の不一致がありますことは御存じのとおりであります。したがいまして、それは議論になりますからやめますけれども、少なくも、京都府議会の意見書というものは、原則としては、私は妥当なものだと思いますが、この点はお認めになるでしょうか。具体的にどうこうということがありますから、やはり異論があるとしても、原則としては、やつぱりこれは筋としては認めざるを得ない。お認めになりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先生のようなお考へ方が全然ないというわけではございません。たとえば、市町村立の小中学校の先生方の身分を全部國家公務員にして、その給与は全部國で負担すべきだというふうな議論が過去におきましてあつたことは事実でございます。そういうこととございますから、憲法にも書いてございますように、「法律の定めるところにより」ということでございまして、国会の御意思のいかんによりまして、その責任の所在といふものがどちらに傾いていくかといふふうなことは当然あり得ることでございまして、國会の御意思のいかんによりまして、その責任の所在といふものがどちらに傾いていくかと申しまして、沿革的に市町村、それから都道府県、それから國、三者が責任を分担するといふふうな形をとつてきたことは御案内のとおりでございます。

それからまた、もう一つ、まあ加瀬先生は地方財政のほうは非常にお詳しいわけでございますが、そういう地方財政につきまして、國が現在地方政府交付税制度によりまして、ある意味で最終的に國がめんどうを見ると申しますか、財源的に全国的に均等な行政を保障するために國が責任を負つておるということ、これも事実でございまして、そういうふうな角度から申し上げまして、別に国が責任を負つておらないというわけではないと思

います。ただ、はつきりと、國がもつすべて責任を負うんだ、都道府県には責任がないんだというふうな考え方、それは私どもはとらない、あるいはどうはないほうが妥当ではないかということで、現在の制度が設けられておるというふうに考えておるわけでございます。

○加瀬完君 これは、教育費といつものを局長は非常に狭義に解釈いたしまして、教員の俸給だけにはとどまらないわけですね。施設もあれば、教科書もあれば、運営の費用もあれば、そういうものが、現状においては市町村なり都道府県の義務を課せられておりますから、市町村なり都道府県の財政の力によって非常な差別が生じていると言えますね。たとえば教員給与といつたって、ほとんど四十六どおりといつてもいいほど段階がついています。学校の施設でも市町村によつて非常に違いますね。こういうことが義務教育無償という原則からいえば、あつていいくことなのか、ないほうが多いことなのか、というのはもう説明を要するまでもない。そういう点を考えますと、教員の給与の市町村負担のときでも、その市町村負担で俸給を払つ、その財源といふものは國が見ておりましたね。今日でも、いまおっしゃるように、確かに学校を建てる費用でも、あるいは学校の運営をする一部費用でも、交付税の単位費用で計算していますよね。しかし、単位費用で計算しているもの、あるいは校舎など補助金で計算しているもの、それが現状を十分補つておるかということになりますと、そこはまいりませんね。たとえば、千平米建てるものも千平米そのまま認めるという形をとりませんで、嚴格に査定されますね。七〇%か七五%ぐらいしか対象にならない。単価にいたしましても、平米八万円かかるかも、それが去年ならば五万三千円ですか、ことしは幾らかふえましたが、そういう形で、できるところもあるかも知れないけれども、できないところが大部分とい

う状態に置かれている、そういう幾つかの問題点があるわけです。これらを全部解決するような形をとらなければ、ほんとうの意味の憲法に規定している義務教育は無償とするということは完全に果たされたとは言わないと、いう意見は、私だけが故意に局長にぶつかけておる議論ではないわけです。これは当然多くの学者も指摘しておるところです。それは、きょうの本題ではありませんからやめます。

そこで、この前も、加藤委員のほうからいろいろ問題が出されました。就学免除、就学猶予、こういふうものは内容の検討なしに就学免除なり就学猶予なりの制度があるから教育を与える義務を猶予していいということにはならないと思いますが、これはお認めになりますね。

○政府委員(岩間英太郎君) 原則的には、そのとおりだと思います。別にそれを否定するわけではありませんけれども、最後の残された義務教育ございませんけれども、最後の残された義務教育といたすことございまして、現実問題として非常にむずかしい問題があるわけでございます。たとえば治療を優先するか、教育を優先するか、あるいは両方をどういうふうに併用してやつしていくのかと、いうふうな面でむずかしい点がございます。その個々の判断につきましては、学校当局、あるいは専門家の判断というものはある程度尊重する、そういうことになりますと、保護者の御希望と違つた部面も現実問題として出てくる可能性がある。これは保護者にもいろいろ御説明して、御納得いただくというふうなことはもちろん必要でございましょうけれども、原則は、ただいま先生が申されましたとおり、これはもう間違ひございません。

○加瀬完君 障害児教育が完備をするならば、就学免除をしなくとも、あるいは就学猶予をしなくてもいいという対象も、現状としては存在しているということはお認めになりますね。と申しますのは、最近のいわゆるこういう障害児の不就学状況といふものの統計は、私は手元にございませんけれども、四十四年程度を見ても、たとえば精神

薄弱者は、免除が五千七百六名、それから猶予が五千九百九十七名と、非常に多いわけですね。それから肢体不自由児は、免除が二千五百六十六人、猶予が千八百八人、それから病気なり虚弱者など、いうものも、前者が七百六十八人、後者が千八百八十二人というふうに非常に数が多い。これは、この障害児教育の施設というのが完備されれば、このうちの何割かは救済されると、そういう現状にあるということはお認めになりますね。

○政府委員(岩間英太郎君) その点につきましては、全く御指摘のとおりでございます。いままで関係者の努力によりまして、昭和二十四年以来、

こういう障害を持っておられる方々の教育については、まあいろんな努力が払われてきた。しかしながら、いま先生御指摘になりましたように、まだ

たくさんの方々の障害者の中で、教育がまだできること、さらには、こういう障害児教育が伸びていくこと、もちろんございましょうし、これから改めなければならぬ点もあると思います。そういうふうな

が、これはまだわからぬ分野が非常に多いわけ

でございますから、今まで間違ってきたことも、もちろんございましょうし、これから改めなければならぬ点もあると思います。そういうふうな

点につきまして御指導なり何なりいただきます

と、さるに、まあ皆さんは手さぐりでいろいろやつてきた仕事がようやく少し方向づけができるといった

段階でございまして、まだはつきりと、いまお述べになりましたことも、私のほうからこういう

うもんだということは、なかなか御説明しにくい

といふ点は御了解をいただきたいと思うわけでござります。

○加瀬完君 発達促進の可能性の程度というものは、これは障害児の場合、特に科学的なり医学的なりに厳密な判断をしなければなかなかきめら

れないものだと思うのですよ。これは厚生省にも伺いますが、この判断はどういう機関によってい

ま行なわれておりますか。ただ、障害児を受け入れる学校の教師だけの立場で発達促進の可能性

の程度というものを判断することは不可能だと思

います。そこで、伺うわけですがね。厚生省には、

厚生省の立場で見て、いま就学猶予をされている子供、就学免除になつてゐる子供が、厳格に科学的な

判断のもとにおいての発達促進の可能性の程度が

正しく行なわれて、これは猶予しがりやならない

免除すべきだというのにどこから見ても該当する

ということになるか、逆に言うなら、この判断が不正確に行なわれているために、当然就学すべき

者まで就学できないといふ状態には全然ないといつ

うことが保証できるかどうか、こういう点ひとつ

になるわけでござります。また、実際に教育に当たつておられる方々も、一日一日ではなくても、

一月でも二月でも期間を経るに従いまして、それだけのいままでの努力が現実に子供さん方にいろ

いろな現象としてあらわれてくるというふうなこ

とが期待もされますし、また、必要もあるわけでござります。

○加瀬完君 ですから、この障害児に對しては、七十一條

の「養護と訓練」ということばがありますね。この

のは一体どういうものですか。障害児で、当然

養護と訓練というものの対象外になる子供とい

ういう点につきましては、これから問題として、

御指摘になりましたように、その厳密な判断がで

きていくかと申されますと、これはできておらな

いといったほうがむしろ正確かもしません。そ

ういう点につきましては、これからの問題として、

真剣に取り組まなければならない問題であろうと

いうふうに考えております。

○説明員(北郷勲夫君) 就学猶予免除の判定が十

分にできているかどうかということにつきましては、私どもも、文部省のほうでしっかりとやつてい

ただいておるものと考えておりますが、いずれに

しましても、最近、私どもの障害児をお預かりし

ております施設におきましても、非常に教育サイ

ドで特殊教育をもつと進展させようとしていること

で、むしろ教育の対象を広げていただくと、いう方

向で努力していただいておりますので、現在の就

学猶予免除を受けておりますお子さんにつきまし

ても、ずっと御議論のござります五十四年度の就

学の義務制といふようなことの実施に伴いまし

て、その対象、現在の基準も当然変わつておら

ませんが、お子さんにつきまして、もちろんそういう必要は

私はあると思います。あるいは学校に収容してお

りますお子さん方以上にあるかもしれません

が、ただ養護、訓練といふものを教育の範囲とし

て取り入れたということに最近の体制の意味があ

るわけでございまして、それ以外のお子さん方に

対する養護、訓練、これが教育として扱うのか、

ではござりますけれども、やはり治療あるいは医

療といふ範囲にも扱えるわけございまして、そ

ういう方々で病院あるいは養護施設に収容されて

いる方々につきましても、医療といふ立場、治療

やつていた、ただそれを学校教育にも取り入れて

いる、そういうふうに御理解をいただきたいと思

います。

○加瀬完君 障害児教育の養護ということになれば、医療なり治療なりというのは当然含まれる場面というものが出てこなければ完全には養護にはなりませんよ。せっかく養護ということは、あるいは訓練ということを入ったからには、いままでより、今までの猶予なり免除なりされていたものも相当幅広く教育の中に受け入れられる、こういうことでなければならないわけでしょう。ところが、相変わらず学校教育とはそういうものじやない。基本的に次元が違うと思うんです。障害児の教育に耐えられるか、耐えられないかということだけを基準にしておいたら、これは障害児教育は成り立たぬ。障害児教育とはそういうものじやない。そこで、厚生省にもあわせて伺いますが、そういう形で保育施設なり学校施設なり受け入れられないものは、全部これは家庭なり父母なりの負担となります。一般的義務制の小・中学校と同様にやれるかやれないかということで、それを基本に考えて、これは障害児教育にはならないと思います。

そこで、厚生省にもあわせて伺いますが、そういう形で保育施設なり学校施設なり受け入れられないものは、全部これは家庭なり父母なりの負担となります。一般的義務制の小・中学校と同様にやれるかやれないかということで、それを基本に考えて、これは障害児教育にはならないと思います。

○説明員(北郷兼夫君) 保育所に入れない、あるいは学校に入れないという方は、在宅で、私どものほうで在宅の療育相談などを行なっておりますけれども、いずれにしましても、親御さんが何らかの形で養育を行なっているというのはそのとおりでございます。

○加瀬完君 そうすると、父母なり家庭環境なりが貧困とかあるいはその他事情ということによつてそういう発達環境が十分に与えられない障

害児は、環境のマイナスのために、障害をさらに入れることもあるわけですね。そうすると、こういう対象者に対する対策というものを国はどうして果たしていくか。義務教育だけ考えても、家庭の負担ということになって家庭に置かざるを得ない。家庭が貧困であつたり、その他の事由があつて障害状況がありますと要くなり得るといふ可能性も出てくる。そういうものは、義務教育は無償であるというたまえであるならば、国があるいは地方団体が救済をしないでおっぽり放して現状はされている。そういうことになれば、これは国の義務なり地方団体の義務なりといふのを怠つてはいるということになるんじゃないですか。こういう点は、今度の障害児教育のことについて文部省はどうお考えになつていらるか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま仰せになりまして、これは五十四年度から義務制にしたいと申しますが、小中学校的該当年齢の方々につきましては、これは五十四年度から義務制にしたいと思います。これはふくらみをもつておられます。そこで、そういう方々が、教育という環境からはずれることによってますます障害が悪化をしていくと、うふうなこと、これはできるだけ防ぎたいといふふうな考え方でござります。その点は先生と何ら変わらないと思います。

しかし、障害児につきましては、いろんな種類それから程度があるわけでございまして、そういう方々が在宅で治療しておられるという場合に悪化するか、それから在宅で保護者の看護のもとに生活しておられるということで教育を受けられる程度まで回復が早められるのか、そういう点につきましてはまだおそらくわかつていらない分野であろうと思います。しかし、私どものほうは、正規の施設にそういう方々を収容して教育をするといふことが効果があるということを信じまして、で

○説明員(岩間英太郎君) これは、管理局長の所管になります私から詳細な御説明はできないわけでございますが、御案内のとおり、昭和二十四年にやつと養護学校なるものが一校できたわけでございまして、それから現在まで二百六十数校の養護学校ができるわけでござりますけれども、四十三年の予算規模を見ますと、七億三千七百九十七万三千円ということでございますが、四十九年度の予算額は七十一億五千九百九十四万九千円、約十倍になつておるわけでござります。

なお、私どもは特に、今まで二分の一でございました補助率を三分の二に改めるというふうにいたしまして七ヵ年計画の促進、それから五十四年度からの義務制の施行、そういうことを計画いたしました一昨年以来この拡充につきましては特に努力してまいつたつもりでございます。

○加瀬完君 これは教育の問題だけではないです。こういう父母の会合などにも私が出席したから相当ふえた。數字的に言つて、そういうことはありますけれども、その七十一億といふものは、都道府県なり市町村におりてきて実際の養護施設なりあるいは学校なりをどれくらいつくれるか、その地域の関係者なりあるいは熱心な地方教育委員なりが望んでいるような数字にはおりてきませぬ。人口十万ぐらいの単位に区域を割りまして、その中にかりに一校ずつ障害児の救済の学校を建てるとしても、七十一億といふものは微々たるものになりまして予算のついをなしませんよね。それが前の質問者からも御指摘がありましたように、いろいろ言つたて、財政措置何も講じておらないんじゃないいか、やる気があるのかないのかということにもなるわけです。

そこで、これは厚生省もやはり一半の責任を持つてもらわなきやならないと思いますけれども、「訓練」ということばが教育法の中にもありますけれども、それに従いまして先般の国会で教育職員免許法の一部を改正する法律案を御審議いただいたわけでござります。その内容等につきましてはまだ十分開拓をされてない面がございまして、そういう面につきましては、これから開拓をする必要があるうつうに考へておるわけ

でござります。また、障害の程度によりましてはまだ十分開拓をされてない面がございまして、

とえば肢体不自由児の場合には、いま御指摘にな

りましたりハビリテーション、そういうものも中

に含まれてくるということ、これは当然であろう

と思います。

○加瀬完君 このハビリテーションといふもの

を障害者だけの責任に押しつけて、障害者の責任

で社会復帰をさせるというふうな簡単な考え方と

いうものは、私は認められないと思うんです。障

害者の要求に社会や国家がどうこたえるかということがある問題で、そなつてくると、そういう意味の訓練をするということであれば、障害児を対象とする学校は、特別の施設をしなければならないということになりますね。したがって、その予算といふものは、普通の義務学校の予算とは違つたふくらみがなければならないということにもなると思つんで。こういう点を文部省はお考えになつていらっしゃるのですかね。こういう障害児収容の学校といふものは、特別な施設、設備の予算といふものも含ませなければならぬのだと、そういう予算も含んでこれからは計上していくんだと、このように了解してよろしいですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 全くそのとおりでございまして、現在までも不十分ではございましょうけれども、それぞれの特殊教育諸学校のそれぞれの部の特性に応じました特別の設備を考えているわけでございます。

それから職業教育の設備、ただいま社会復帰とのにつきましても、できるだけ知恵をしづつて、私どものほうで必要なものがあれば、それを充実していくというふうな態度を持って進んでいるわけでございます。

それからまた、聽覚障害児につきましては、これは補聴器、集団補聴器、こういうふうなそれぞれの障害に応じました設備の充実、これはいまも御指摘がございましたようにぜひ必要なことでございます。その点につきましても、手づくりで十分開発されてない面がございまして、たとえば特殊教育総合研究所におきましても、手づくりでいろいろ新しい設備の開発等もやつております。

一般の社会におきましても、それに対してもいい知恵を出して、できるだけ適切な設備ができますよう、また、教育していただきたいものだというふうにも考えます。

○加瀬亮君 それで、そういう施設、設備の内容と、いうものを、地方団体に一部負担させるという形で実現ができると思いますか。それぞれの地方は、特に人口急増地域なんかは、もう義務制の学校の学校なり学級などということで非常な負担をしてますね。それから、高等学校を新設しなければならない、拡充しなければならないといふことで負担をしてますね。教育問題だけでなく、下水道の問題、上水道の問題、道路の問題、環境施設の問題、公害対策の問題等、出費が非常に多いんですね。要求者もそちらのほうが圧倒的に力関係においては多い、強い。そなつてくると、そういう出費が非常に多い中で、特別養護施設なども、障害児の学校なりに特別の予算を盛つてやってやると、いふことは、現状においては困難な状態になつておりますね。ですから、これは国の負担といふことにもどうしてもならざるを得ない。この点は提案者にも伺いますが、現状のこの国の負担率といふものをお考へください。

○宮之原寅光君 ただいまの御質問いただきました問題は、私どもは、非常に不十分だとこのようになっておりますから、実は、七号議案として、ただいま公立諸学校におけるところの経費の国庫負担に関するところの法律案を提示したわけですね。特に、御指摘の問題点は、單に給与費の問題に考えておりますから、実は、七号議案として、ただいま公立諸学校におけるところの経費の国庫負担に関するところの法律案を提示したわけですね。特に、御指摘の問題点は、单に給与費の問題だけじゃなくて、いわゆる御指摘いたしましたところのいろいろな施設、設備の充実の問題、あるいは教材費の問題についても、最低限ひとつ三分の二は国が補助をしてもらいたい。こういうことで提示したところの理由もそこにあるという点を御理解をいただきたいと思います。

○政府委員(岩間英太郎君) 特殊教育諸学校の場合には、主として都道府県が責任を持つていただけです。そのとき、金森國務大臣、それから当時の田中大臣は、両者、このように答弁をしておるんです。教育を受ける権利、この権利保障はだれがするのかという質問に対して、「権利保障の実質的な義務は国が負うべきものであります」と、こう答えておる。ところが、文部省といふことは、これはお認めになりましたね。

それで、第九十回帝国議会の衆議院の憲法改正委員会で、問題の二十六条の一項の解釈が議論をされたわけです。そのとき、金森國務大臣、それから当時の田中大臣は、両者、このように答弁をしておるんです。教育を受ける権利、この権利保障はだれがするのかという質問に対する回答がございました。

利保障はだれがするのかという質問に対する回答は、その補助金は拡大ということは、これは必要だと思ひますけれども、いまのところ、都道府県の理解を得まして補助金の消化といふものは非常に渋いわけでございます。その先生の御指摘は、裏財源等について、どういう配慮をするのかといふふうな問題の御指摘だらうと思いますが、個々の補助金につきまして裏財源を用意しておられますね。要求者もそちらのほうが圧倒的に力関係においては多い、強い。そなつてくると、

そういうことはございませんが、一般的の設備等につきましては、地方交付税のほうでめんどうを見る

うではないかといふうに考へるわけでございます。

○加瀬完君 現状は、義務教育が無償であるとともに、義務教育というのは平等でなければならないでしょ。ところが、財政力のある市町村は障害児学校を設立できる。障害児が数多くいても、財政力のない自治体はこれを怠っている、こういうことになりますと、最終の責任は国が負うといふことは、そういう義務教育平等の原則に立って、財政力のない町村には国が財政力を与えてやるという措置が講ぜられて初めて国が責任を負うということになると思う。地方の責任に一から百までかぶせてはならないという解釈なんですか、地方が財政力がないから、Aの市町村で行なわれることを、Bの市町村では怠つていいということはならないわけです。いま各市町村は、一般の義務教育の施設ですら、これは平等ではありませんよ。非常に差別のままにおかれてくれる、財政力がないために。そういうことになりますと、非常に大事なことではあるけれども、一部の少人数に限られる障害児学校というものは、これは一般の義務制なり、高等學校の教育から見ると、二の次に考えられるを得ない。そこに財政力を与えてやるという財政的措置をしなければ、現実はどうにもこれは動きかとれない。熱心だといつたって、熱心で通る問題ではない、財政力の限界があるんだから。その財政力に対して、文部省もはつきりした裏づけというものをこれはやらなければ、特殊学校といったて、障害児学校といったて、どうにもなりませんよ。それが満足な状態で財政負担の措置を文部省が講じてきたと、このように御自信がありますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先生御指摘のように、義務教育はできるだけ平等でありたいのだと、そういう考え方、これは基本的な考え方でございます。そのためには、いまのよう、市町村の財政力といふものは、これは非常に大きな差があるわけがございます。そこで、たとえば、建物

にいたしました、それから教材費にいたしました

なんです。財政がありませんから、義務教育を怠つていいというものではない、これは国の責任でありますからね。したがつて、いかなる町村にかかるためには、私は私ども義務教育の施設をはかるために基準を設けまして、その基準に従つて国が負担をし、あるいは補助をする、そのほかに地方交付税で財源的な配慮をするというふうな仕組みをとつておられます。した

がいまして、私どもとしましてはいわゆるナショナルミニマムと申しますか、国が保障すべき最低限度、これにつきましては保障していく。ただ、いまの憲法も地方分権のたてまえをとつてゐるわ

けでございます。地方住民のウエートの置き方、

道路よりは教育だというふうなお考

え、教育に非

常に御熱心なところもあるわけでございます。また、教育に対しまして、御指摘のよう、国の基準を充足すれば足りるというふうなお考えの方とのところもあるわけでございます。そういうふうなお考えがあるとしても、國としての最小限度のものは確保していかなければならないということで、いろんなものにつきまして基準を設けて、財政的な裏づけをするということをやつてしまりましたものですから、私は、実態は御指摘のよう、まだ不十分な点は多々ございます。しかし、私は考え方そのものは、一応國の考え方は間違つていなんじやないか、われわれの考え方は間違つていなかつたんじやないかというふうな気がするわけでございます。ただ、まあ市町村と都道府県の財政力の問題は、これは市町村が一对百ぐらいの財政

にいたしました、それから教材費にいたしましたても、それから教員の定数にいたしました、これは私ども義務教育の施設をはかるために基準を設けまして、その基準に従つて国が負担をし、あるいは補助をする、そのほかに地方交付税で財源的な配慮をするというふうな仕組みをとつておられます。したがつて国が負担をし、あるいは補助をする、そのほかに地方交付税で財源的な配慮をするというふうな仕組みをとつておられるわけでございます。したがつて、私どもとしましてはいわゆるナショナルミニマムと申しますか、国が保障すべき最低限度、これにつきましては保障していく。ただ、いまの憲法も地方分権のたてまえをとつておられます。したがつて、私どもとしましてはいわゆるナショナルミニマムと申しますか、国が保障すべき最低限度、これにつきましては保障していく。ただ、いまの憲法も地方分権のたてまえをとつておられます。

○加瀬完君 本当にこの点はほど違つておられます。したがつて、市町村の自主性に待つては、障害児学校の完備といふものはほど違つておられます。県は財政力があるからとありますけど、義務教育の実際の運営をするものは、これは市町村ですからね、市町村が連合するなり組合をつくつたりして、障害児学校をつくるということは、これには市町村の自主性にまかせていいけれども、市町村が要求すれば、その市町村で障害児学校はつくられるよう、それだけの財政措置といふものは国が与えなれりや当然ならないことだと思います。

○加瀬完君 したがつて、そういう都合のいいとこだけを自主性という形でのがれ、これは午後の教頭法になりますけれども、自主性を尊重しなければならないところには圧迫を加える。文部省の設置法はそんなこと書いてないでしょ。まず、教育が完全に運営できるよう、そういう財政的なあるいは運営的な補助を、環境条件の補助なり助言なりをしていくということなんです。ですから、少なくとも現状においては、私は、財政当局に対する障害児学校に関する限りにおいても、文部省の要請というのには非常に強いというふうには認められません。——議論になりますから次に移ります。

○加瀬完君 そこで、文部省も、官の原さんなどが提案されております学校教育法の一部を改正する法律案と

内容の同じようなもので、やはり、計画が進められ

ています。そういうことでござりますが、おたくのほうの学校

教育法の改正の中で、今まで現行規則では、療

母は、世話を教育をするという形になつております。

○加瀬完君 また、府県もそのようにしていただけることを期待しております。

○加瀬完君 根本的な考え方私が私は違つておると

思つてます。義務教育といふものは、市町村の財

政の都合によつて自主的に判断されでは困るもの

にいたしました、それから教材費にいたしました

とも、それから教員の定数にいたしました、いままで

とばになるわけございませんけれども、いままで

の療母の先生方の職務等について見ますと、掃除

とか洗たくとかもやられますし、それから子供の

世話、夕食とかふろの世話、それから自習のめん

どうを見たり、そういうこともやっておられます。

○加瀬完君 どうぞ、教育というとばでございますと、こ

れは、学校教育法で言つております教育は、これ

は免許状を持ちまして、学習指導要領に従いまし

て学校の編成した教育課程を実施するというふう

な内容になると想ひますが、ここでは療母の方々

は、それを越えましていろんな子供の世話をして

いただいているわけござります。そういう意味

で、今度新しく「養育」というふうなことばを使

わしていただきたわけございまして、これは教

育とは違うけれども、教育公務員特例法等で準用

されておりますように、教員に準じた内容の子供

の広い意味の教育、広い意味のお世話をしていた

だくということで、したがつて、別に免許状を必

要とするというふうなものではないというふうな

ことは明らかにしたわけござります。

○加瀬完君 ところが、養護と教育と読み取つて

いいということですか。いま、あなたの御説明だ

と、広い意味の養護と教育というものを含めて養

育と、ただし、免許状は要しない、こう解釈して

いいですね。

○政府委員(岩間英太郎君) 教育と申します場合

に、学校教育法で申しております、教諭は教育を

つかさどるという意味の教育とはやや範囲がずれ

ると思います。私はもつと広い概念だろうと思ひます。そういう意味で先生が教育ということであ

るうとおっしゃいますんでしたら、そのとおりでござります。

○加瀬完君 ほかに例がないと言いましたけれども、児童福祉法の二十七条に、乳児院の問題のと

ころで、「乳児院は、乳児を入れさせてこれを養

育することを目的とする施設とする。」とあります

ね。この場合の「養育」とはどういう内容ですか。

文部省の学校教育法の改正の療母の養育ということと、乳児院の入園させてこれを養育するということは、内容は同じですか。

○説明員（北郷鶴夫君） 私も、厳密な法律上の解釈をいま確認をしないと申し上げかねるのでござりますが、私どものほうでは普通養育、養育ということを比較的年齢の小さいお子さんについて普通のいわゆる育てるという意味で使っております。教育とか何とかいうようなことはあまり関係なしに使っております。

○加瀬完君 育てるという、一般の通念的に育てることで、別に教育とはあまり関係ない。そういう形で、児童福祉法の三十七条の内容の養育は使つておりますが、ところが今度学校教育法の改正をする養育というのは養護と教育だ、法律で同じことはを二つに使い分ける、こういうことが妥当と言えますか。文部省はさつきこういうものはないと言つたがあるんですよ。いま指摘したように、児童福祉法の三十七条にある児童福祉法三十七条の養育というものは養育てる、からだと大きくなる、じょうぶにする、このくらいの意味しか持つてない、こういうことのようですが、おたくのはうで、今度改正する養育というのは養つていくこともありますけれども、広義の教育もしくは、この場所とこの場所で使う内容が違つておる。法律用語といふものは、この場所とこの場所で使う内容が違つということはあり得ないんですね。どうして文部省はこういうことをここで使いになるんですか、その妥当な理由をひとつ御説明してください。

○政府委員（岩間英太郎君） これは、法律で違つた意味に使うということはあるわけでございませんし、法律によりまして。それから教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、それだけをさす場合もあるわけでございます。でございますから、

その法律、法律によりまして違つた意味で使うとすることはありませんと申しますけれども、本来ならば、先生御指摘のとおり、これは違わぬほうがよろしいわけでございます。いろいろな法規で、ただ、ほかに例がある、ほかの例を申し上げますと、保育所というものがあるわけでございまして、乳児または幼児を保育することを目的とするというふうな書き方をしております。ところが、私どものほうでは、幼稚園につきまして教諭は、幼児の保育をつかさどるということでございますが、言つまでもなく、保育所の保育は、こ

れは免許状が要らないわけでございます。幼稚園の保育というのは、免許状が要るわけでございません。教育と同じ意味に使っておるわけでございま

す。そういうふうな違いはございますが、いろいろな法律の中で一つのことはを一つの意味しか持たないというのが、私は本来のあり方であろうと思ひます。その点は別に否定しないわけでございま

す。それが初めてだ、そういう意味で御理解願いたいと存じます。

○加瀬完君 ここは立法府ですから理屈をこねるようですが、少しこれは言及しなければなりませんからね。法制局等で立法する場合に、たとえば「養育」ということはを使おうとするならば、その「養育」ということばが今まで出された法律の概念としては、どういうことに使われているか

ということを厳密に調べるわけですね。少なくも、法律の用語といふものは、同じことばであれば、同一概念を意味するものでなければならぬとい

うです。これがくどいですけれども念を押しておきます。

○政府委員（岩間英太郎君） 原則は、先生のおつしやるどおりだと思います。そうしたいものだと思つておられますけれども、しかし、日本語のことばも限られてゐるわけでござりますから、その法律の目的とする内容に最もふさわしいことは選ぶことがありますと、その法律だけ

の、その法律、法律によりましてやはり違つてくるということは、これはやむを得ないことがありますか、というふうに考へるわけでございま

す。今度の場合も、養育ということばにつきまして法制局といろいろ議論をし、検討もしたわけでござりますけれども、やはり適当なことは、「養育」というのが一番養母の仕事を表現するのにふさわしいことは立法の当然のたてまえです。文部省だけが、こうも読めるとかあも読めるとか、これは能句なり短歌なりの文学鑑賞をしているんじやないかといふふうに考へるわけでございま

す。今度の場合も、養育ということばにつきまして法制局といろいろ議論をし、検討もしたわけでござりますけれども、やはり適当なことは、「養育」というのが一番養母の仕事を表現するのにふさわしいことは立法の当然のたてまえです。文部省だけが、こうも読めるとかあも読めるとか、これは能句なり短歌なりの文学鑑賞をしているんじやないかといふふうに考へるわけでございま

す。今度の場合は、肢体不自由児の場合は一人と、

こういうふうなこと、それから学校司書につきまして特別の規定が設けられている。

○加瀬完君 質問したことではないですからもう一回質問します。どうも質問がはつきりしなかつた

のでお答えが違いますから。そうでなくて、現行の障害児教育の学級編制あるいは職員定数というものはどういう形で行なわれておりますかということを伺つておられるのです。新しい提案者の内容と

いうものをお聞いしているわけじゃない。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在の学級編制につ

きましては、その障害の程度によりましてできるだけ少人数の学級を編制するようにということでお

考えておりまして、幼稚部の場合には、これは基

準としまして、これは地方交付税の関係でござい

ますが五人、それから小中学部につきましては八

人、重複障害につきまして五人、高等部は一般的

には十名、重複障害につきましては五名というこ

とでございます。それから、その学級に対する先

生の配置でござりますけれども、これは小学校、

中学校と同じような考え方で配置をしております

でございます。つまり、小・中学校と比べますと、

学級編制ができるだけ下げまして、それに対応す

る先生の数、計算のしかたといふのは、これは小、

中学校とバランスをとる、あるいは高等学校とバ

ランスをとるといふうこと、そのほかに養護

教諭の配置、それから寮母につきましては、大体

四交代ができますよう、その数の充実をはかる。

それからさらに先ほどもお話をございました機能

訓練関係につきましては、肢体不自由児が現在一

人でございましたものを四人にすると、ほかの

学校にもそれぞれ配置をするということで、養護

訓練関係の教員の充実をはかるといふこと

を考えているわけでございます。そのほか実習助

手、それから事務職員、舍監、そういうものにつ

きましても必要な人数を考えておられる、そういうふ

うなことでございます。

○加瀬完君 後段の定数法だけで聞きますと、現

行はこの特殊学校の小・中学校部は義務制の定数

法をそのまま使つておられるのじやないですか。高等

学校は高等学校、ただし、幼稚園には定数法はな

い、そういう現状ではございませんか。

○政府委員(岩間英太郎君) いまもちょっと御説明したつもりでございますが、学級編制は小さく

するけれども、その学級当たりの先生の数をはじめ場合には小中高等学校と同じようにはじめ方をする。それから幼稚部につきましては、これは現在地方交付税で財源措置をしておりますのですが、幼稚部がまだろう学校以外にはほとんど普及しておません。したがいまして、ろう学校の基準をとりまして御説明申し上げた次第でございます。

○加瀬完君 ですから、幼稚部については確たる定数法は存在しておらないということになりますね。いまお説のように、分数方式を使つておられるわけですね。たとえば、学級を二十五分の五十とし

て定員一といつたような高等学校の場合なら、そういう分数方式を使つておりますね、いまの現行法は、この分数方式で障害児教育の適当などといふか、妥当な教員定数が確保できるというお考

えですか。逆にいうなら、分数方式といふ小・中・

高校の使つておられる現行法、といふものを障害児学校

の場合は改めなければならないというお考はございませんか。

○政府委員(岩間英太郎君) この分数方式と申されましたが、教員の定数を算定いたします場合の授業を担当していただくかということが基礎になつておられるわけでございます。御案内のとおり、小学校の場合には二十六時間、中学校は二十四時間、高等学校は十八時間が最高といふになつて、現在の小・中・高等学校の先生の数をはじき出しまして、そのために、学級ごとにしますと、

こういうふうな分数方式といふ形になるわけがございます。現在の教員の養成等からいつ間に合つてかかるかの問題が出てくるわけですが、そういうふうなほかの問題がたゞして現在の教員が倍ぐらいい手当でをしなきやいかぬといふこと、それがはたして現在の教員の養成等からいつ間に合つてかかるか、そういうふうなほかの問題が出てくるわけがございます。それはまあ特殊教育につきましては、できるだけたくさんの人手のもとに教育が行なわれるということ、これは原則として考えられることでございま

ますけれども、ここに御提案になりましたこうい

う内容がはたしていいのかどうかという問題、そ

れから、こういうふうな算定基準にいたしますと、

現在の教員数が倍ぐらいいふえる。一万五千人ぐら

い手当でをしなきやいかぬといふこと、そ

れがはたして現在の教員の養成等からいつ間に合つてかかるか、そういうふうなほかの問題が出て

くるわけがございまして、ここで理想的な姿が描

かれておると、したがつて、それは、まあ現実問

題として、そういうものが採用されることが望ましいんだということになるかどうか、なお、検討

を要するような問題はたくさんあると思いま

す。それとまあ、障害児別にも、これはある程度

機械的にやつておられるわけですから、もう少し、

こまかい障害別の配慮といふものが必要なのかど

うか、まあそういう点もおそらく検討の課題とし

て残された問題ではないかということでございま

す。ただ、特殊教育諸学校につきまして、現在定

数の基準があつちこつちの法律に分かれているわ

題として大いに検討すべきだといふうに考えております。

○加瀬完君 そこで、公立障害児教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律案、官

之原委員その他の提案の、この内容のほうが私は

はるかに進んでいると思うんですよ。そこで、あ

らためて、こういう定数計算といふもので、文部

省はこれはいけないと、ここがまずいという点が

ござりますか、ひとつ御所見を承りましよう。

○政府委員(岩間英太郎君) どういう考え方で

やつておられるかと、私どもまだはつきり理解できないわけでござりますけれども、やはり機械的にある程度やつておられるような感じがするのは、これはやむを得ないような算定の方法

じやないかと思うわけでござります。ただ、考え

方としまして、一学級に二人の先生がかかるて、

そして教育を担当するんだというふうにお考え、

それはまあ特殊教育につきましては、できるだけ

たくさんの人手のもとに教育が行なわれるとい

うこと、これは原則として考えられることでございま

ますけれども、ここに御提案になりましたこうい

う内容がはたしていいのかどうかという問題、そ

れから、こういうふうな算定基準にいたしますと、

現在の教員数が倍ぐらいいふえる。一万五千人ぐら

い手当でをしなきやいかぬといふこと、そ

れがはたして現在の教員の養成等からいつ間に合つてかかるか、そういうふうなほかの問題が出て

くるわけがございまして、ここで理想的な姿が描

かれておると、したがつて、それは、まあ現実問

題として、そういうものが採用されることが望ま

しいんだということになるかどうか、なお、検討

を要するような問題はたくさんあると思いま

す。それとまあ、障害児別にも、これはある程度

機械的にやつておられるわけですから、もう少し、

こまかい障害別の配慮といふものが必要なのかど

うか、まあそういう点もおそらく検討の課題とし

て残された問題ではないかということでございま

す。ただ、特殊教育諸学校につきまして、現在定

数の基準があつちこつちの法律に分かれているわ

けでございまして、それを一本にまとめられたと

いうこと、これは私どもはたいへん参考になる御

意見のよう感じるのでございまして、まあ、

私は何とか新しい考え方で法律をまとめる

ということは、まあ非常に有益な御指摘じゃないか

といふうに考えております。

○加瀬完君 この提案がどういう考え方で出された

かわからぬとおっしゃいますけれども、この目

的で書いてあるんですよ。「この法律は、公立の障

害児教育諸学校に關し、学級編制の適正化及び教

員定数の確保を図るため、学級編制及び教員

定数の標準について必要な事項を定め、もつて障

害児教育諸学校の教育水準の維持向上に資するこ

とを目的とする」と、はつきりしているんです。

だから要是は、いま文部省の考へている案と宮之原

提案と比べて、障害児教育諸学校の教育水準の向

上にどつちが具体的な効果をあげるかという判別

をしていただければいい。で、これはいい一つの

案と考へられるけれども、教員が非常に多いに

要るとか、あるいは当分この案に間に合うような

形になるとかならないとか、そんなものは、二次

的でありますね。これがいいということになれば、

そういう教員養成なりあるいは充足対策なり

といふものを立てていけばいい方法で、別にそれ

かれておると、したがつて、それは、まあ現実問

題として、そういうものが採用されることが望ま

しいんだということになるかどうか、なお、検討

を要するよろしくな問題はたくさんあると思いま

す。それとまあ、障害児別にも、これはある程度

機械的にやつておられるわけですから、もう少し、

こまかい障害別の配慮といふものが必要なのかど

うか、まあそういう点もおそらく検討の課題とし

て残された問題ではないかということでございま

す。ただ、特殊教育諸学校につきまして、現在定

数の基準があつちこつちの法律に分かれているわ

います。

○政府委員(岩間英太郎君) まだちょっと中身が私ども理解できない点があるわけでござりますが、たとえば、中学校の学級数に「一・二七を乗ずる」というのがあります。二・二七というのは一体何なのか、私どもちょっとわからないわけでございます。あるいは小学部に「一・二七を乗じて得た数」ということでござりますけれども、これよりももう一ついい案をつくれとおっしゃれば案としては幾らでもできるわけでござります。ただそれが、財政的に申しまして、それからいい教員を確保できるといふ意味では、先生方からごらんになれば、たいへん歯がゆいことかもしれないけれども、そういう点で、私どもは、漸進主義をとることでござります。人がお世話を申し上げればそれは効果があるということを考えているわけでござります。

○加瀬元君 あとの質問者が参りましたから、私は、幾らでもまだ質問があるのでされども、これまでやめますが、舍監と寮母の関係だつて、あるいは舍監や寮母の員数、一週間の配当だとか、たくさんの中の員数がありますよ。しかし、それは私の質問からはこの際、省きます。

そこで、提案者伺いますが、はなはだわけのわからぬことを文部省言つていますけれども、そばで聞いておつてあなた歯がゆいでしょう。そこではつきりと、提案者の案は、こういうことを言つているんだと、私も聞きたいと思います。私もよく読んでいますから、文部省と違って、大体わかつておりますけれども、その文部省によく聞かせてください、あなたの案の要点は「こだ」というところを。それで終わります。

○宮之原光君 ただいまこの六号法案の問題についてお聞きましていろいろ質疑をお聞きいたしまして、お聞きしておつて、文部省がこの趣旨がわからぬ

いとか機械的だというのが、私はどうしてもまたわからない。言うならば、自分たちの現状よりも非常に障害児教育を前進させようとするところの体何なのか、私どもちょっとわかるわけでござります。あるいは小学部に「一・二七を乗じて得た数」ということでござりますけれども、このやはり六号法案の一つの趣旨は、御承知のように、障害児教育の小学部と中学部は義務教育諸学校のこの定数法の中に、高等部は高

いんだじゃないかと疑いたくなるぐらいなんですかね。このやはり基本に立つべきだというものの考え方でござります。ここにやっぱり大いに申上げたかったり、このやはり六号法案の一つの趣旨は、御承知のように、障害児教育の小学部と中学部は義務教育諸学校のこの定数法の中に、高等部は高

いんだじゃないかと疑いたくなるぐらいなんですかね。このやはり基本に立つべきだというものの考え方でござります。ここにやっぱり大いに申上げたかったり、このやはり基本に立つべきだというものの考え方でござります。これは、いわゆる生徒数に応じてやるといつやうに、これは実際的じやない。ほんとうに行き届いたところの教育とするならば、いま申し上げたのがないんじやないかと疑いたくなるぐらいなんですかね。このやはり六号法案の一つの趣旨は、御承知のように、障害児教育の小学部と中学部は義務教育諸学校のこの定数法の中に、高等部は高

いんだじゃないかと疑いたくなるぐらいなんですかね。このやはり基本に立つべきだというものの考え方でござります。ここにやっぱり大いに申上げたかったり、このやはり基本に立つべきだというものの考え方でござります。これは、いわゆる生徒数に応じてやるといつやうに、これは実際的じやない。ほんとうに行き届いたところの教育とするならば、いま申し上げたのがないんじやないかと疑いたくなるぐらいなんですかね。このやはり基本に立つべきだというものの考え方でござります。これは、いわゆる生徒数に応じてやるといつやうに、これは実際的じやない。ほんとうに行き届いたところの教育とするならば、いま申し上げたのがないんじやないかと疑いたくなるぐらいなんですかね。このやはり基本に立つべきだというものの考え方でござります。これは、いわゆる生徒数に応じてやるといつやうに、これは実際的じやない。ほんとうに行き届いたところの教育とするならば、いま申し上げたのがないんじやないかと疑いたくなるぐらいなんですかね。このやはり基本に立つべきだとい

るところの障害児の子供たちといえども、やはり児童を名前でいまでやつてまいりましただれども、ほんとうに憲法の二十六条なり、あるいはまた教育基本法の三条に規定をされておるところの教育の機会均等と、こういうような面を見れば、少なくとも定数面なり、あるいは学級編成の面では、そこまで大きく踏み込んだものもつくつていかなければならぬ。数字が「一・二七」とか、「一・五」とかわからない云々とは、これは枝葉末節の問題なんですよ。根本的な問題は、そこなんですから、その基本を私は、文部省がしっかりとすれば、財政上の規模に沿つて「一・二七」が多ければ「一・二」にもし、「一」にも斬新的にやっていくという方法は幾らもあると思うんですよ。そこのところが完全おわかりになつておらない、あるいは障害児教育というものを本格的にそういう行き届いたところの教育をしようという熱意があられるかどうかも疑いたくなるぐらゐの私は答弁を聞いていて感じがするだけに、その点だけはやっぱり明確に、この法案の趣旨というものは、そうなんだという点だけ私のほうから申し上げておきたいと思います。

○委員長(岩間英太郎君) 障害を持つておられたお子さん方のおられる家庭、私は、たいへんもう、先ほどからもお話しございますように御苦労しておられるのじゃないかというような感じがするわけでござります。したがいまして、そういうお子さん方につきましては、何とか教育によりまして明るい人生が送れるようについてふうなことを念願するわけでござります。

○政府委員(岩間英太郎君) 障害を持つておられたお子さん方のおられる家庭、私は、たいへんもう、先ほどからもお話しございますように御苦労しておられるのじゃないかというような感じがするわけでござります。したがいまして、そういうお子さん方につきましては、何とか教育によりまして明るい人生が送れるようについてふうなことを念願するわけでござります。

私が、その点は、御了承いただきたいと思います。まず最初に、障害児教育、僻地教育というものは、わが国の教育の谷間となつておりますと、教育的基本的な問題がここに集中をしておると思います。障害児教育を例にとつてみますと、重度の障害児は、極端な言い方をいたしますと、彼ら金銭をかけても、教育をしても、これは全然社会に役に立たない。そういうふうなことから、非常に現状においては非常に大きな問題をかかえておるわけです。障害児教育を例にとつてみますと、重度の障害児は、極端な言い方をいたしますと、彼ら金銭をかけても、教育をしても、これは全然社会に役に立たない。そういうふうなことから、非常に現状においては非常に大きな問題をかかえておるわけです。障害児教育を例にとつてみますと、重度の障害児は、極端な言い方をいたしますと、彼ら金銭をかけても、教育をしても、これは全然社会に役に立たない。そういうふうなことから、非常に現

それから、そういう障害を持つおられる児童生徒につきましては、私どもでお引き受けできま
す限り、そういう方をお引き受けをして、何とか教育の方法、手立てを講じてまいりたいというの
が基本的な考え方でございまして、五十四年度か
ら養護学校の義務制に踏み切りましたのも、私ど
ものそういう考え方のあらわれというふうに御理
解をいただきたいと思います。

○吉之原眞光君

私どもは、これは前からの質問者も、この問題については非常に重要視し、議論をしてきたところでござりますけれども、まず基

本的な考え方は、憲法二十六条に「国民はひとしくやはり教育を受けるところの権利がある。」
そうなると、やはりどういう条件の子供でも、これはやはり教育権を保障してやるということが、教育のやはり一番基本でなければならない、こう

いう点をまず第一に踏まえたわけです。同時に、教育基本法の第三条にありますところの教育の機

会均等、これは先ほど文部省の考えとしては、そ

れも国には限度があるんだ云々という話をしても

りましたけれども、私は、限度というよりも、ど

ういう条件下であろうと、また、それぞれの市町

村の財政規模が違おうと、ひとしくやはり教育を受けるところの、教育の機会均等といふものを与えていかなければならぬ、そういうこの二

つの点を踏まえるとするならば、今日の日本の教

育の中に、特に障害児教育の現実を見た場合に、あまりにもこの二つの原則の面からかけ離れたと

ころの点がある。

〔委員長退席、理事者藤十郎君着席〕

したがって、これをわれわれとしては、完全にやはりこの精神を貫くところの障害児教育というものを充実していく必要がある。こういう考え方のもとに、まず第一段階の法案として、お手元に御討議をいただいておりますよに、五号、六号、七号の法案を提出しておる次第でございます。それだけに、私どもは、いろいろな恵まれないとこ

ろの条件にあるところの子供たちに、せめて教育で生きがいを感じさせる、教育を通して生きがい

を感じさせるというところぐらい、やはりこの教

育の面でも充実をしていくことが、政治に携わる者の責任ではないだろうか、こういうふうに考えて、これを提示をいたしたような次第でございます。

○矢追秀彦君 厚生省お見えですので、ちょっとお伺いしますが、現在障害児というものは、大き

ればお示しいただきたい。年々どういう傾向があ

どつておりますか、できたら種類別に分けてくだ

さい。

○説明員(北郷薰夫君) 数字的な問題かと存じま

すが、大体、発生率のほうでは、ほんは一定の発生

率、一時は若干増加の傾向が見えたわけでござい

ますが、最近では、特に重度の障害児につきまし

ては、やや発生率としては横ばいの傾向、やや発

生率としては減少の傾向にあるということが言え

ます。ただ、非常に生存率と申します

か、医学の進歩に伴いましてわりと長く、病気な

生率としては減少の傾向にあるということが言え

ます。ただ、非常に生存率と申します

か、医学の進歩に伴いましてわりと長く、病気な

生率としては減少の傾向にあるということが言え

ます。ただ、非常に生存率と申します

か、医学の進歩に伴いましてわりと長く、病気な

生率としては減少の傾向にあるということが言え

ます。

○政府委員(岩間英太郎君) 伸び率がいいということでありますけれども、まだまだ全体の予算を見ますと、三

百三十億という非常に少ない予算であります

ては、やや発生率としては横ばいの傾向、やや発

生率としては減少の傾向にあるということが言え

ます。ただ、非常に生存率と申します

か、医学の進歩に伴いましてわりと長く、病気な

生率としては減少の傾向にあるということが言え

ます。ただ、非常に生存率と申します

ます。

○政府委員(岩間英太郎君)

伸び率がいいということであります。

○矢追秀彦君 伸び率がいいということであります。

○政府委員(岩間英太郎君)

伸び率がいいと申します

か、医学の進歩に伴いましてわりと長く、病気な

生率としては減少の傾向にあるということが言え

ます。ただ、非常に生存率と申します

われますけれども、やっぱりわずか三三%という

のはあまりにも少ないと思いますし、いまもう学

校、盲学校のほうは幾らでも入れるのに来ないと

お伺いしますが、それを来させるようになります

ね。だから、これに対して、文部省としては、こ

れからどう手を打たれようとおられるわけですか

ですか。六七%以上あるわけですがね。

○政府委員(岩間英太郎君)

まず、現在就学児の猶予免除を受けておられます二万人近くの方々、

そういう方に教育の手を差し伸べていくというこ

とにいたしたいと。その大部分が、現在義務制に

なっておりません養護学校の対象者であろうと思

います。

〔理事者藤十郎君退席、委員長着席〕

それから重複障害の方々であろうと思いま

す。一つは収容のための施設を完

備するということであろうと思いますので、これ

は五十四年度の養護学校の義務制を目指にいた

まして施設の整備をはかっていくことが一

つございます。

○矢追秀彦君 しかし、いま、そういうように言

われますけれども、やっぱりわずか三三%という

のはあまりにも少ないと思いますし、いまもう学

校、盲学校のほうは幾らでも入れるのに来ないと

お伺いしますが、それを来させるようになります

ね。だから、これに対して、文部省としては、こ

れからどう手を打たれようとおられるわけですか

ですか。六七%以上あるわけですがね。

○政府委員(岩間英太郎君)

まず、現在就学児の猶予免除を受けておられます二万人近くの方々、

そういう方に教育の手を差し伸べていくというこ

とにいたしたいと。その大部分が、現在義務制に

なっておりません養護学校の対象者であろうと思

います。

〔理事者藤十郎君退席、委員長着席〕

それからもう一つは、現実の問題として自宅か

ら通えないような方々もおられるわけでございま

して、そういう方々につきましては、スクールバ

ス等を考えると同時に、寄宿舎の充実をはかると

いうふうなことも必要ではないかと考えております。

当面、そういうふうな教育を受ける機会にな

る方々にまず手を差し伸べる。それから本来なら

いて御報告いたします。

○委員長(世耕政隆君) この際、委員の異動につ

ただいま黒住忠行君が委員を辞任され、その補欠として高橋邦雄君が選任されました。

○矢追秀彦君 教員養成学校の義務制は、五十四年を

目標と言わされましたか、どうして五十四年でなければならぬんですか。早めることは不可能ですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 一番大きな理由は、これは現在養護学校が四十八年で二百六十三校ぐらいございますけれども、これからさらに二百校近くの養護学校をつくっていかなければなりません。それに伴う教員も養成をしていかなければならぬというふうな問題がございまして、急いでやることによりましていろいろなかえつて混乱が起るというふうなことを懸念したわけでござります。私ども、当初十年計画を立てたわけでござりますけれども、先生のような御意見を国会でもいただきまして、それを七ヵ年計画に縮めた。これがおそらく府県のそれから私どもの能力としましてはまあ精一ぱいのところじゃないかということで、そういう判断に基づいて五年後を目標にして整備を進めることにしたわけでござります。でございますから、財政的な面ももちろんありますけれども、財政的な面と申しますのは、むしろ副と申しますか、一番目の理由ということになるわけでござります。現在、養護学校一校をつくるとなりますと、やはり最低七億ぐらいの金がかかるんじやないか。それが土地の高いところでやりますと、現在高等学校でも一校三十億というふうなことが言われておりますのですから、何十億かの金がかかるということで、これは府県の財政にとりましてもかなりの大きな負担になるということは言えると思います。

○矢追秀彦君 教員養成の問題を言われましたが、これ自体がやはりいろいろ問題があると思いますので、この教員養成制度のあり方については、政府としてはどう考へられておるのか。特に、提出者のほうにお伺いしたいのは、いま言われた五

十四年に義務制にするということで進められておるわけでありますけれども、それに伴う教員養成、か。義務教育するためには、どれくらいの財政措置が必要なんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 一番大きな理由は、これは現在養護学校が四十八年で二百六十三校ぐらいございますけれども、これからさらに二百校近くの養護学校をつくっていかなければなりません。それに伴う教員も養成をしていかなければならぬというふうな問題がございまして、急いでやることによりましていろいろなかえつて混乱が起るというふうなことを懸念したわけでござります。私ども、当初十年計画を立てたわけでござりますけれども、先生のような御意見を国会でも

つきましては六大学で養成をしているわけでござりますが、養護学校の教員養成課程につきましては、四十八年度をもちましてやっと四十七大学全部に養護学校の教員の養成課程が整備されたわけになります。そのほかにも、肢体不自由児の教員養成課程三大学、病弱、虚弱の教員の養成課程一大学、言語障害児教育の教員養成課程四大学、その他そういう障害の種類に応じまして課程を設けるというふうな努力はいたしておりますつもりでございます。

それからなお、機能訓練等につきましては、これは正規の養成課程でまた養成をするというふうな段階に至つておりますので、これは検定試験を行なう、あるいは特殊教育総合研究所におきまして、一年間あるいは三ヵ月間の長期の研修を行なう等、いろんな手立てを講じまして、義務教育の実施に支障がないよう計画を進めておるという段階でござります。

それともう一つ、障害児教育の中大事なのは、普通、単に養護学校教員の免許状を持つておるということだけじゃなくて、いわゆる機能訓練士をやはり養成しなければならない。あるいは介助員をやはり養成をしなきゃならぬと。こうなりますと、これまたやっぱり便宜的な処置しか扱われていらない、検定員とかいろいろなものについても、したがって、これを拡大をしていくということを聞いています。

○宮之原貞光君 現況について、いま文部省から報告になつたとおりでござりますけれども、私は、現在のままで置いておいて、一体、五十四年からほんとうに義務制化になつた場合に、この肝心の免許状を持つたところの方々の、障害児教育に從事するところの教師が補充できるかどうかと、こ

ちに大学をつくる、つくると、こゝ田中総理は言っていますけれども、これは少なくとも、やっぱり養育第三義的に扱われておるというところに一つの問題点があるんじゃないだろうかと。したがつて、やはり絶対数を拡大していくという積極的なやり方であります。そのほかにも、肢体不自由児の教員養成課程三大学、病弱、虚弱の教員の養成課程一大学、言語障害児教育の教員養成課程四大学、その他そういう障害の種類に応じまして課程を設けるというふうな努力はいたしておるつもりでございます。

○矢追秀彦君 次に、現在、盲学校、ろう学校は高等部しかないわけでありますけれども、現在、大學もかなりふえましたし、高等学校自体をもういうことになるところの危険性が多分にあるといふ点を、非常に考えておるものです。

○政府委員(岩間英太郎君) 最近になりまして、

そういうふうな御意見が出ているということは、私どもも承知をいたしていきます。しかし、高等部の普及ということが、まだ当面の目標として大きな課題として残つておるわけござります。そういう点もござりますし、また、最近、普通の大学におきましても受け入れにつきまして、特別な配慮をしていただくところも出てまいります。そこで、この勉学の希望のある方、そういう方々につきましては、この勉学意欲を満たすために、大学のほうで積極的に受け入れていただくということを、当面の目標としまして、いろいろ努力をしてまいりました。

いというふうに考えておるわけでござりますが、確かに大学まであるいは短大まで何とか行けるようにしてほしいとか、特別なそりいうふうな方々を対象とするものをつくってほしいとかいう意見があることは、先生御指摘のとおりでございまして、今後、そういう問題につきましても、十分意を払つてまいりたいということにつとめてまいりたいと思います。

○矢追秀彦君 次に、問題となつております中教審でありますが、この中に特殊教育の積極的な拡充整備ということがあつたわれておりまして、四つの項目があげられておりますけれども、一番の義務教育についてはさきに言いましたので、これはいいといいたしまして、あと二、三、四ですね、これについてでは、どういうふうにこれから進めよつとされておるのか。

○政府委員(岩間英太郎君) 一番目は、ただいま御指摘になりましたような義務教育の実施でございまして、これは先ほど計画を申し述べたところでございます。それから二番目は、いわゆる派遣教員等の通学困難な児童生徒に対する教育形態に応じた教育のやり方ということでございまして、これにつきましては、四十九年度からいわゆる訪問教師の問題につきましても、予算措置を講ずるというふうなことをいたしたわけでございまして、これは先ほど計画を申し述べたところでございます。それから三番目は、重度の重複障害児の医療、それから保護などの関連を十分考慮した教育施設を充実すると、そういうことでございますけれども、これは大体各県におきましても十分配慮いたしまして、病院とか福祉施設、そういうもののとの関連を考慮しながら、養護学校等建設するというふうな方向にまいっております。たとえば、整肢症護園、そういうものとそれから肢体不自由児の養護学校との関連、そういうものはかつても十分考慮しておるところでございます。しかしながら、今後学校をつくつてまいります際に、そのような配慮をしていくということは、これは

当然のことであると思います。それから四番目は、いわゆる幼児期にある心身障害児に対する配慮を充える、それから高等部など義務教育を終えまして、子供たちの教育につきましても配慮を加えるというふうなことでござります。そういうことにつきましては、いまのところ、早期教育の場合には、早期教育の効果が非常に高いといわれております学校につきまして、ほぼ幼稚部が設置を見たというふうな程度でござりますけれども、私ども毎年上位級ぐらいい幼稚部の設置につきまして補助を用意いたしまして、その促進をはかつていただきたいということを考えております。また、高等部につきましても先ほど御指摘のように、上へ上へと教育の意欲が高まつてきているというふうな事態に備えまして、その設置の促進をはかつていくと

○矢追秀彦君 この中に書いてある限りであれば、問題はないんでありますけれども、こういう必要なことについては、私はどんどん進めていたべきだといふことです。それから二番目は、いわゆる派遣教員等の通学困難な児童生徒に対する教育形態に応じた教育のやり方ということでございまして、これにつきましては、四十九年度からいわゆる訪問教師の問題につきましても、予算措置を講ずるというふうなことをいたしたわけでございまして、これは先ほど計画を申し述べたところでございます。それから三番目は、重度の重複障害児の医療、それから保護などの関連を十分考慮した教育施設を充実すると、そういうことでございますけれども、これは大体各県におきましても十分配慮いたしまして、病院とか福祉施設、そういうもののとの関連を考慮しながら、養護学校等建設するというふうな方向にまいっております。たとえば、整肢症護園、そういうものとそれから肢体不自由児の養護学校との関連、そういうものはかつても十分考慮しておるところでございます。しかしながら、今後学校をつくつてまいります際に、そのような配慮をしていくということは、これは

ろの、それならば、障害児教育も第三の教育改革というのにふさわしいところの内容があるかと、こう言いますと、一つもないと言つたほうが私はいいと思うんです。当然いまの中でもやらないからこそをただ申しわけ的に出しております。ことばの表現は適切かどうかが知りませんけれども、そう言いたいぐらいに、「一つも、中教審で喧伝されおるところの教育に対するところのビジョン」というものが、事少なくとも、いい悪いは別にしても、障害児教育に対して全然見出せないというところに、私は非常に障害児教育の側面から見ますれば問題があると、こう見てるんです、率直に申上げて。ですから、一番基本の問題でも、少なくとも、やはり障害児教育をわれわれが考えるべきだといふことです。政府は、われわれの好きなように書いてある限りであります。問題はないんでありますけれども、こういう一生懸命進めているが、こういうのはなかなかやつてくれないわけです。

提案者に質問いたしますけれども、こういう中教審に書かれているようなことが、実際行なわれるためにも、やはり私は今回提出された法律案が需要であるとも思ひますし、そのため「障害児」ということにされたといふことはある今までも踏まえたところの答申というものがなされなければならなかつたはずだと思うんです。しかし、これらから、前文を見てみますと、「すべての国民にひとりも、やはり障害児教育をわれわれが考えるべきだといふことです。政府は、われわれの好きなように書いてある限りであります。問題はないんでありますけれども、こういう一生懸命進めているが、こういうのはなかなかやつてくれないわけです。

○宮原貞光君 中教審に対しまして、よく支持しておられる方々が、重ねてお聞きしますが、この四つの方向をやはり充実強化するためには、どうしても「障害児」というふうに改めると、その点をもう少し詳しく説明していただきたいんです。この中教審に対する見解も含めまして。

○宮原貞光君 中教審に対しまして、よく支持されるところの人々は、第三の教育改革というこの四つの方向をやはり充実強化するためには、どうでも鳴りもの入りで非常に喧伝をされておるわけあります。そのこと自体も私は問題があるん

るの、それならば、障害児教育も第三の教育改革のために國の施設は全力をあげてやれという方策が示され得るべきだと思いませんけれども、その点を示唆をしておるところの文章というものは見えない。そこに私は一つの問題があると、こう思つてます。

いま一つは、私は、この間の質問際にも申し上げたんですけれども、この障害児教育というのは、私は特殊教育じやないと思う。本来ならば、一般教育として、からだの故障があるとか、あるものは精神的にどこかに障害があるという、子供がハンドを背負つておるというところの教育なんですか、可能なる限り、一般教育の中で教育をするんだという主体を踏まえて、普通教育の中でそれを踏まえるとするならば、当然、私はそのことを踏まえたところの答申というものがなされなければならなかつたはずだと思うんです。しかし、これらから、前文を見てみますと、「すべての国民にひとりも、やはり障害児教育をわれわれが考えるべきだといふことです。政府は、われわれの好きなように書いてある限りであります。問題はないんでありますけれども、この法律案が採決になつてどうなるかわかりません。それだけにおそらく名称の問題も、この委員会でも議論されなかつた。やはり普通教育よりも別の違つたところの特殊教育だという考え方方が一貫して抜け切れてない。したがつて、私がもが提案しているところの趣旨の、名称を少なくとも「障害児教育」に変えるべきだというのは、中教審答申の方針の一つのもの考え方とも非常に大きな違いがあるといふ点を私は申し上げなければならぬと思うんです。

なお、いま一つこの点で申し上げますならば、第三の教育改革と言ひながら、それならば、障害児の教育に対するところの義務制化の方向というものは一体これは示しているのだろうかどうだろうか。こう見てみた場合も、この文章を見る限りにおいて、少なくとも、いつまでもこれは大事な

教育はいかにあるべきかということについていろいろ論議をされました。私は、たいへん有意義なものであったと思うわけであります。今後ともこの課題があらゆる機会に取り上げられまして、福祉政策、教育政策の貧困の象徴と言われるわが国の障害児問題が明るい展望を切り開かれることができるようなそういう措置を今後ともぜひとっていただきたいと思うわけです。

まず、賛成の第一の理由は、何よりもこの法律案が審議の過程の中で、障害児教育は憲法に定める国民の学習権、教育権にこたえるものでなければならない、そういう基本的な理念に立ったものであるということが明らかになつたということです。

第二は、そのためには、いかなる障害があるうと教育を受ける権利があるのだ、それにこたえる教育体制、教育条件の整備をしなければならない義務は国や地方公共団体にあるのだ、そのための必要な措置を講ずるものであることが、この法律案で明らかになつたということです。

第三には、以上の二つの基本的な考え方から、「特殊教育」という名称を「障害児教育」に改めるということ、あるいは養護学校の学級編制、教職員の定数、そういうものを大幅に改善をしていくということ、さらにはまた、養護学校を整備するためには、國の責任を明らかにして、国庫補助を大幅に行なわせる、こういう法律案であります。以上の点から私は賛成をするわけであります。しかし、いわばこれはむしろ緊急かつ最低の措置だろう、したがって、この法律案が成立したあと、さらに、これを基本にして充実強化していくという努力をせひお願いをするわけであります。私は、この法案が全会一致で賛成され、障害児及び障害児を持つ親たちに明るい希望の火をつけていただくことを心から期待をいたしまして、討論を終わります。

○委員長(世耕政隆君) ほかに御発言はございませんか。——ほかに御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認めます。

校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会第一二二号)を議題といたします。

前回に引き続き、本案に対する質疑を行ないます。

階ではやはりまた検討しなきやいかぬ問題であろうと思つております。

○宮之原貞光君 いや、私が聞いておるのは、その段階でどこに格づけをされるんですかといふことを聞いておるんですよ。現行どうなつておるということは百も承知です。法案にはわざわざだから。たとえば、昭和三十二年、四十五年ですか、それを変えようと思つて書いておるわけですか。

○宮之原貞光君 たとくのほうで、一等級格づけを国立学校の校長代行者一名に限つて格づけをするという通達を出しました。

○宮之原貞光君 まず、片岡君提出の三修正案を一括して問題に供します。

片岡君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(世耕政隆君) 少数と認めます。

よつて、残念ながら片岡君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、三案の原案全部を一括して問題に供します。

三案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(世耕政隆君) 少数と認めます。

よつて、三案は、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時再開することとし、暫時委員会を休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

○政府委員(茨木広君) この改正是、俸給表の適用をいたします職種の種類を備考欄にあげてありますので、その種類に教頭を加えるということを示しておるんだと思います。必ずしも一等級であるということではないと思います。

○宮之原貞光君 必ずしもこの一等級、二等級、三等級と三つしかないんですね、この別表は。そうしますと、これは新たな項目を起こすという意味なのか、あるいはそのうちのどれかに格づけするという以外にしか考えられないでしよう。人事院は、どういう方向でこれ検討しようとしているのか、これはもう二者択一だと思いますがね。

○政府委員(茨木広君) 現在のところ、教頭職が法

律上の職になつてないんで、附則で認められております職になつております関係上、給与法の別表の中にも頭を出してきてないと、こういう関係に相なつておるわけでござります。ただ現実に教頭の方、附則で認められたかつこうでおられるものでございますから、二等級の俸給表を適用しておるということは御案内のとおりでござります。

○政府委員(茨木広君) でござりますから、この法律が通りまして、教頭が法律上の職といふことに変わつてまいりうことになりますと、いまのままでいくのか、今後どういうふうにするのかということは、その段階ではやはりまた検討しなきやいかぬ問題であろうと思つております。

○政府委員(茨木広君) 通達で出しておりますのは、御案内のように、校長の方が、大学の教授の方が兼務になつておる

○委員長(世耕政隆君) 午後一時十七分開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を開いておきます。

を適用すると、こういうことできておるわけでございます。ですから、方向性というふうにいまおつしやられましたが、そういうことであれば、いまの二等級のままでよいかということになりますといふと、やはり法律上の職員になり、あるいはいろいろ国会で御議論になつておるような形で、職務内容が変わつてくるということでござりますと、上のはうに向かつてといふふうな方向が、やはりあるんではなからうかと、いうように考えておりますけれども、何ぶんまだこの法案が審議中でござりますので、ここで、どうこうといふうに結論づけたことをまだ申し上げる段階に至つてないというが正直な話でござります。

○宮之原貞光君 三十二年、四十五年の通達といふのは、国立学校の場合は、いまおつしやつたよう、大学の教授が普通学長になるわけですね。それで、主事というのが大体校長クラスになつておるわけですね。付属なんかを見ますと、そういうことなんだから、それとは違つといふもの考えだ、人事院としてはね。さらばといって、それをこのままでもいかぬと考えておるという、二つの上限と下限があるわけですね、いまのあなたのお話を聞けば、この中で慎重に検討すると、このように理解してよろしくございます。

○政府委員(茨木広君) たいへん詰められたお話を御質問の形で受けたわけでございますが、二等級等もどもそのままにしておくのもいかがかと感じじでござりますし、さればといって、校長と同じといふわけにもいかぬのじゃなかろうか、それをどうするかという問題がやつぱりあるのじやなかろうかと、そういうふうに考えておりま

○宮之原貞光君 そういたしますと、言われておるところの新しい等級のランクを考えられるといふことも、一つのいまのお話の中からは大体看取できませんが、いつまでもないんです。しかし、その問題について、私が聞いておきたいのは、皆さんは人事院独自の判断でやられるのか、それとも、文部省の意向ということもお聞きしながら、検討を加え

るつもりなかどうなのか、そこはどうなんですか。○政府委員(茨木広君) 給与の問題につきましては、御案内のように、毎年勧告の形で内閣及び国に意見を申し上げて、そして、それぞれの御判断をいただいて、例年の形でござりますと、内閣のほうから改正法案が出され、国会で審議をされで、改正をいたさなければならぬという事態になりますれば、やはり、そういうような道をたどるというふうに考えております。なお、まあその間に、いろいろ関係の方々の御意見等も、從来も出てきておりますし、そういう形でいろいろ意見を聞くという形に相なるものというふうに考えております。

○宮之原貞光君 そこで、文部大臣、あなた、いまのやり取りをお聞きだつたと思いますが、大体、人事院の給与局長のお話から判断されることは、国立学校並みの、一等級もそれ並みにするわけにもいかない、さらばといって、二等級のところに現行のままにすることもいかないと思つてゐる。そういうことになりますと、いま段階表をね。そうなりますと、教頭さんにつきましても、人によって一等級を適用するというふうな方向をとりたいなど、いまもその考え方を持ち続けておるわけでございます。教頭職の法制化が成立いたしました段におきましても、現段階におきましては、人事院に對しまして、特別な俸給表をつくつてくださいというお願いをする考えは持つていないわけでございます。今後、先生方の間でどういうふうなことを一番希望されるか、先生方の間から起つてきます御意見等に耳を傾けながら、対処していくべきものだと、こう判断をいたしておるわけでござります。

○宮之原貞光君 大臣の御答弁を要約をいたしまでおおよそ予想されるところの問題と、あなたのものは、考えておりませんかと言つたら、考えておりませんと大臣は明確におつしやつたんです。

○宮之原貞光君 そういうことになりますと、いまの人事院の答弁でござりますと、お約束のよう、いわゆる五段階給与の前提になら、大規模学校のものはできたら一等級並みに扱つという方法をとりたい。そのことは、裏を返せば、また大規模校でない中規模校以下のところは、今度は二等級の教頭さんもおると、こういふまあ形になつてくるものだと、大臣の考えは理

るつもりなかどうなのか、そこはどうなんですか。

○政府委員(茨木広君) それはまあ給与局長、これはまあ非常にあなたにいますぐ即答を求めるよというのをされた、人事院は、人事院としてさつきのよう答えておられます。でござりますから、かりにこれに伴いまして改正をいたさなければならぬという事態になりますと、こういうような経過をたどるというふうに考えております。なお、まあその間に、いろいろ関係の方々の御意見等も、從来も出てきておりますし、そういう形でいろいろ意見を聞くという形に相なるものというふうに考えております。

○宮之原貞光君 そこで、文部大臣、あなた、いまのやり取りをお聞きだつたと思いますが、大体、人事院の給与局長のお話から判断されることは、国立学校並みの、一等級もそれ並みにするわけにもいかない、さらばといって、二等級のところに現行のままにすることもいかないと思つてゐる。そういうことになりますと、いま段階表をね。そうなりますと、教頭さんにつきましても、人によって一等級を適用するというふうな方向をとりたいなど、いまもその考え方を持ち続けておるわけでございます。教頭職の法制化が成立いたしました段におきましても、現段階におきましては、人事院に對しまして、特別な俸給表をつくつてくださいというお願いをする考えは持つていないわけでございます。今後、先生方の間でどういうふうなことを一番希望されるか、先生方の間から起つてきます御意見等に耳を傾けながら、対処していくべきものだと、こう判断をいたしておるわけでござります。

○宮之原貞光君 大臣の御答弁を要約をいたしましておおよそ予想されるところの問題と、あなたのものは、考えておりませんかと言つたら、考えておりませんと大臣は明確におつしやつたんです。

○宮之原貞光君 そういうことになりますと、いまの人事院の答弁でござりますと、お約束のよう、いわゆる五段階給与の前提になら、大規模学校のものはできたら一等級並みに扱つという方法をとりたい。そのことは、裏を返せば、また大規模校でない中規模校以下のところは、今度は二等級の教頭さんもおると、こういふまあ形になつてくるものだと、大臣の考えは理

保法の審議にあたりまして、五段階給与を考えてゐるのだと、また、そういうような複雑な給与制度をとることは教育現場をすさんだものにするのだというような御意見もあつたりいたしまして、これはやはり慎重に考えなければならぬ課題だなど私なりに断判をしておつたわけでござります。そういう過程におきまして、私は、教頭職の法制化が実現しても、教頭職の俸給表をもう一つつくりたいと、こういうことを人事院にお願いします。そういうふうに考えております。なお、まあその学校の校長さんよりもむしろ責任が重い実態もある、そういうふうに考えております。なお、まあその

こと

○國務大臣(奥野誠亮君) そのとおりでござりますし、また、現実に教頭さんについて一等級を適用している府県も若干ございます。

○宮之原貞光君 それでは給与局長、これはまあ非常にあなたにいますぐ即答を求めるよというのをされた、人事院は、人事院としてさつきのよう答えておられます。でござりますから、かりにこれに伴いまして改正をいたさなければならぬという事態になりますと、こういうような経過をたどるというふうに考えております。なお、まあその間に、いろいろ関係の方々の御意見等も、從来も出てきておりますし、そういう形でいろいろ意見を聞くという形に相なるものというふうに考えております。

○宮之原貞光君 そこで、文部大臣、あなた、いまのやり取りをお聞きだつたと思いますが、大体、人事院の給与局長のお話から判断されることは、国立学校並みの、一等級もそれ並みにするわけにもいかない、さらばといって、二等級のところに現行のままにすることもいかないと思つてゐる。そういうことになりますと、いま段階表をね。そうなりますと、教頭さんにつきましても、人によって一等級を適用するというふうな方向をとりたいなど、いまもその考え方を持ち続けておるわけでございます。教頭職の法制化が成立いたしました段におきましても、現段階におきましては、人事院に對しまして、特別な俸給表をつくつてくださいというお願いをする考えは持つていないわけでございます。今後、先生方の間でどういうふうなことを一番希望されるか、先生方の間から起つてきます御意見等に耳を傾けながら、対処していくべきものだと、こう判断をいたしておるわけでござります。

○宮之原貞光君 大臣の御答弁を要約をいたしましておおよそ予想されるところの問題と、あなたのものは、考えておりませんかと言つたら、考えておりませんと大臣は明確におつしやつたんです。

○宮之原貞光君 そういうことになりますと、いまの人事院の答弁でござりますと、お約束のよう、いわゆる五段階給与の前提になら、大規模学校のものはできたら一等級並みに扱つという方法をとりたい。そのことは、裏を返せば、また大規模校でない中規模校以下のところは、今度は二等級の教頭さんもおると、こういふまあ形になつてくるものだと、大臣の考えは理

解で置いてよろしく下さいますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) そのとおりでござりますし、また、現実に教頭さんについて一等級を適用している府県も若干ございます。

かつこうで、教頭なり校長を等級を異にして格づけをするというやり方は、従来はやつてないかつたわけでございます。で、現段階では、こうこうという大臣の答弁がございました。それはまあ先ほど申し上げましたように、格づけ上の問題でございますので、今後どういう形でこの法案がきまり、それから、その後またいろいろ、従来も給与等級の問題については各方面から意見が出ておりました。この法案が通りましたあとでもいろんなことが出てくるだろうと、そういうものをよく承りまして、人事院として、内部でもよく検討をしておきめいたくと、こういうことに相なるわけでございます。

○宮之原貞光君 いろいろ慎重に今後検討したいということですから、これ以上はもう申し上げませんけれども。さらばといって、誤解をしておいていただくと困りますけれどもね、大臣答弁のところやつてくれとということにやさらさらないんですよ。私どもは、この給与表をいじってもらつてしまふるという。そういうことは、結局、教頭表、別表をつくっていくことになれば、これは中教審の答申じやありませんけれども、いずれまた文部省に尋ねますけれども、何とか主任、何とか主任とか、あるいは教員養成制度とからんできて、上級教員といふもの、これはもう五段階になつていくということはもうはつきりしているんですよ。一体そういう方式の給与表というものを教育の現場におろしていいかどうかというのは、これは根本的なもう一つの問題ですからね。ですから、私は、そういうよくなことは絶対困るということも申し添えて、十分に検討していただきたいと、こういうことだけは申し上げておきたいと思ひます。局長に対する質問は、それだけです。

それで、私はこれから大臣に質問申し上げたいと思いますが、先日の本委員会の質疑の最後のところ、学校教育法二十八条四項の「教諭は、児童生徒の教育を掌る」ということの意味及びその職務権限について、いろいろまず私はお尋ねをいたしました。しかし、その限りにおいては、初中局

長並びに大臣からは、おおむね一致するところの筋論が出たものだと思うのです。

そこで私は続いて尋ねたのは、それならば、そのような教育に追いついて権威を持つ教師が、職員会議に集まつて協議をして、たとえばある一

つのことについての意思統一がなされた場合に、そのことが学校運営の最終的責任を持つところの

校長との意思のかかわりはどうなるんですかと、こ

ういうまあ質問をしたときに、大臣はいやそれとそれとは別なんだというお答えをされましたで

すね。私は、これ自体、非常に御答弁はどういう意味かさっぱりわからぬと思います。しかし、時

間の都合もありますから、それ以上これは深くはやりませんけれども、それがどうも別だというこ

のものの考え方には、基本的には大臣の考え方として

は、校長というものの持つているところの教育的性質ですね、側面ね。そのことよりは、管理

者的な性格、側面ということを非常にウエートを置いておるから、私が先ほど述べたような答弁し

か、全然別だという考えしかなされでないんじゃない

ないだろうかと、このよくな気がするんですがね。お考へですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) この前もお答えをした

と思うんでございますけれども、先生方は教育をつかさどる、教育といふものは、個人個人の持つている能力、適性等これを引き伸ばしていくんだと、それは画一的なものではない、それぞれの具體の人ごとに創意くふうを尽くさなければ教育の実をあげることはできないんだと、そういう意味上げました。また、先生方が、お互いに集まつておいて、先生方ができる限り知恵をしほつて、自由闊達に努力されていく体制、これはもう非常に必要なことだと、こう考えていると、こう申し

ず研究努力されるその姿勢、これを助けていかなければならぬ、こう考えるわけでございます。それはいずれも、教育の運営に当たつてお互に努力し合つべき事柄でございます。私が宮之原さんと連っております点は、だから職員会議がすぐ決議機関になるんだと、だれかを拘束できるんだと、これは違いますと、こう申し上げているわけであります。それは、法律的な性格というものと実態的にどう運営するかという問題と、これは区別して考えなきやいけませんよと、法律的にはあくまでも校務をつかさどる者は校長さんなんですよと、校長さんが責任を負っているんですけど、したがいまして、それぞれの教科について、どういう先生方が指導的な役割を持つとか、あるいはまたどういうような校務について分担し合っていくんだとか、いろんなことが学校の中にあると思うんでございますけれども、そういうことについて責任を負つて決定をしていくのは校長さんだと、しかし、校長さんは何も独断専行すべきものじゃなくございませんけれども、そういうことについて責任を負つて決定をしていくのは校長さんだと、しかしながら、いろいろなことにつきましては、先生方に自由闊達に議論をしてもらつて、そして、これが一番適切だと思うところに決定をし、そのような方向に持つていくことが大切ではなかろうかと、こう考えておるわけでございます。学校と市町村の役場、役所とは違いますけれども、やはり市長たる者は市役所の職員の意見に十分に耳を傾けながら、誤りない市政をやっていかなきやならないと思つんすけれども、市の職員会議が市長を拘束するものではない、運営の実態というものと、法律的な性格というものは区分して考えなきやならない、職員会議は決して決議機関では、市政の場合においても、しかし、あいまいな教育をしないために、運営上市長が職員の意のあるところを会議等の開催をしながらも、ぐみ取る努力をしていかなきやならない、そういうことが学校教育においてより多く言えるんじやないだろかと、いうことにはなろうかと、かよう考へてゐるわけでございます。

○宮之原貞光君 私がお尋ねしているのは、なるほどそれは二十八条を見ても、学校運営のいわゆる最終的な責任を負うのは校長ですからね。その校長の権限が、それはおかしい、これは間違いだ、こう言つつるんじやないんです。しかしながら、少なくとも、最終的にはそれはすべてのものごと

の決着といふものは、校長が責任を持つにいたしました。でも、先ほど申し上げたように、事教育にかかるところのいろんな問題が議論されて、職員会議で一つの方向が出るとするならば、これを私は尊重していくところの校長の姿勢ということこそが、ほんとうに校長の教育的な性格といふものがじみ出たところのものの考え方だと、こう考えてならないのです。

そのことはたなに上げて、いや、法律論一辺倒で、管理者なんだから管理者としての責任を果たせ果たせということでは運営できないだけに、私は先ほど申し上げたのがあるべき姿だ、こう思つてますが、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 宮之原さんは、職員会議の立場に立って強く主張しておられる。私は、職員会議の立場に立って強く主張すると同時に校長さんの考え方も深く職員会議の皆さんたちが理解をする。両方の立場に立って十分な議論が行なわれる体制、雰囲気、これは私は学校にとって非常に必要なんじゃないかな、こんな感じがいたします。

○宮之原眞光君 その校長の法律面での性格論

ですが、これは私は、戦前の国民学校令の場合と現行の学校教育法ののを事少なくとも校長の権限云々という点で見る限りは、まだ戦前のはうが非常に教育的な側面といふものが重視をされておったんじゃないだろうかと思えてならない節があります。

それは、御承知のように、国民学校令の十六条には校長及教頭ハ其ノ學校ノ訓導ノ中ヨリ之ヲ補ス」とあるんですね。「其ノ學校ノ訓導ノ中ヨリリス」と、こう言つてゐる。したがいまして、同施行規則五十六条にも「六學級以上ノ國民學校ニ於テハ校長タル訓導ノ掌ル教育ヲ補佐スル為」と、いわゆる六學級以上、規模の大きな学級になると、校長は本来持つてゐるところの教育をその訓導としての面ができないから、訓導をかりにプラス一するとか何とかいうような配慮がなされている。少なくとも、この法文上見る限りにおいては、校長

が、ほんとうに校長の教育的な性格といふものがじみ出たところのものの考え方だと、こう考えてならないのです。

そのことはたなに上げて、いや、法律論一辺倒で、管理者なんだから管理者としての責任を果たせ果たせということでは運営できないだけに、私は先ほど申し上げたのがあるべき姿だ、こう思つてますが、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(奥野誠亮君)

宮之原さんは、職員会議の立場に立つて強く主張しておられる。私は、職員会議の立場に立つて強く主張すると同時に校長さんの考え方も深く職員会議の皆さんたちが理解をする。両方の立場に立つて十分な議論が行なわれる体制、雰囲気、これは私は学校にとって非常に必要なんじゃないかな、こんな感じがいたします。

○宮之原眞光君 とにかく、この筋が一本通つておつたと私は理解する。

ところが現行法は、施行規則の八条にはなるほど校長の資格条件として教育経験が五年以上云々という条件がありますけれども、二十八条の三項を見ると、こう思つてならないし、それをたてにどうして皆さんは校長というものは絶対な権限を持つているんだと指導されておるのはではないだろうか、

○宮之原眞光君

このように思つておるんですが、そこらあたりは、どういうふうに大臣は——このいま私が指導をしたところの法文上からどういうようにお考えになりますか。

○國務大臣(奥野誠亮君)

学校における校長さんの職務権限について、戦前と戦後と性格が変わつてきただよに私は理解をしていないわけ

あります。昔は国民学校令でございまして、現在

は学校教育法でございまして、したがいまして、

表現の上にも若干の違いはござりますけれども、

戦前の国民学校令を見ましても、学校長は「校務ヲ

掌理シ所屬職員ヲ監督ス」というよくな表現を

使つてゐるわけでござります。いまおっしゃいま

したような点もございましょうけれども、基本的

これは大臣答えられなければ初中局長でもい

い、きちんとそこに条文があるなら。

○政府委員(岩間英太郎君)

戦前と戦後で官吏あ

るいは公務員の考え方につきまして違つてあると

いうことは、これは御指摘のとおりでござります。

その国民学校令の前でござりますと、教諭とそれ

から校長が兼任といふふうな形をとるといふう

なやり方、そういうふうな考え方もあるたわけで

ござります。

それから、戦後やや違いますのは、たとえば私

立学校等でござりますと、教育の経験が五年以上

この教育といふ立場から見れば、これは学校長は

と、いうものは、その学校の訓導からならずんだから、常に教育ということを考えてものを処しなければならない、この筋が一本通つておつたと私は理解する。

○宮之原眞光君 私は、職務権限というよりもその性格を言つておるんですよ。それは、監督する

ばかり職務権限があるんだぞというのが、戦後はな

いでしよう。言うならば、經營者というか、管理者

というところの側面だけがこの法文の中にじみ出るから、これは性格の面でも相当のやはり

もの考え方の相違があるというのを常識的に考えられませんか、どうですか、こう言つてゐる。

普通これはノーマルに考えるとだいぶやっぱり違うなと思うんですね。そこはどうなんですか、

性格。

私は、監督する権限があるかないかということを論争しておらないんですよ。性格としてどんな

んですかと。そういう法律上の用語から見て、戦後の中にならないだけに、そこに私は、今日のやはり

教育の一つの大きな問題点が存在するんじゃない

かと思うから尋ねておるんですよ。

これは大臣答えられなければ初中局長でもいい、きちんとそこに条文があるなら。

○政府委員(岩間英太郎君)

戦前と戦後で官吏であるいは公務員の考え方につきまして違つてあると

いうことは、これは御指摘のとおりでござります。

その国民学校令の前でござりますと、教諭とそれ

から校長が兼任といふふうな形をとるといふう

なやり方、そういうふうな考え方もあるたわけで

ござります。

それから、戦後やや違いますのは、たとえば私

立学校等でござりますと、教育の経験が五年以上

この教育といふ立場から見れば、これは学校長は

よりは管理制度、公務員制度の考え方というふうなものの違いがここに出でるというふうに理解したほうがよろしいのじゃないかというふうに思います。

○宮之原眞光君 何の答弁されたかさっぱり私もわからぬけどね。これはしかしながらだれでもすなおに見たって、いわゆる校長の教育に携わるんだというものの考え方というのは、非常に管理面がうんと生み出してくれる。だからこそ、あとから尋ねますけれども、文部省の指導もお前たちは

管理するだらけだ。職員にあせい、こうせい

命めするところの問題を持つておるという指導するんでしょうが。私は、ここにやはりもしあなた方が戦前のようにやはり校長というのは教育

と、いうところの性格が非常にあるんだという指導

するならば、決してそういう指導方針は生まれてこないと思うんですよ。だから私は、ここに一

つの大きな今日やっぱり教育行政の中でさすがし出でるところの大きな要素が私はあると見ているんで。確かにその点でね。ここはそれ

以上聞きませんけれどもね。

ただ、その点と関連して申し上げますれば、ア

メリカの学校経営、学校のいろいろな文章を見て

みますと、校長の役割りを学校教育の目的達成のための学校の組織者とか、あるいは教職員と教育

委員会の間や校区住民と教育行政の間の中間的立

場に立つところの媒介者とか、あるいは学校が果たすべきところの課題の診断と、その解決への教

職員のための教育的な指導と、こういうような

かつこうに校長の役割りをまとめ、それから職務

内容を割り出して、その職務内容を仕事の内容と

するから、校長の場合には、教育プログラムの改

善とか、教職員の啓発とか、地域社会との協調と

かあるいは学校の管理事務というようなことを非常に強調されて、いわゆる監督者なんだ、ある

いは指揮権者なんだというこの強調のしかたがほとんど感じられないのですよ。私は少なくとも、

この教育といふ立場から見れば、これは学校長は

こうあるのが当然だと、私も思うんです。そこからあたりが、先ほど来尋ねておるところの他の国とのこの体系の違いもある。だから、そこからこういうことが言われている。日本の校長は教育者であると信じつつ、ただの管理者に過ぎない。アメリカの校長は管理者であると信じつつ、はなはだ教育者のである、こういうものの評価があるんですよ。これは一体どういうふうに皆さんいま私が紹介したことをお感じになられますかね。その点、大臣の所感をお聞きしたいのですがね。

○國務大臣(奥野誠亮君) 少なくとも、国公立の小・中学校、高等学校の校長先生が、管理者的であるよりもより以上に教育者的になければならない。また、文部省としても、そういう考え方のものに指導助言に当たつてきていると、かよう考へるわけでございます。

戦前の場合には、職と身分と分けておりまして、訓導の中にも、この国民学校令を見てますと、教官の待遇の人、いろいろあつたようございまして、その中から職として校長さんに補されたり、教頭さんさんに補されたりしておつた。いまはそういう職と身分と切り離した姿になつていらないんで、校長という職、それから教諭という職、今度はまた教頭というものを職として法定しようと、こうしているわけでございまして、若干公務員法の扱い方が変わってきてることはあるかと思ひます。しかし、精神は、先ほど来熱心に御主張になつていて、校長たるもののは教育者のもとに積極的な努力をしていかなければならぬ。ただ、管理、監督的な立場を強調するような姿は望ましくない。こういう点については、全く私も同じような気持ちがいたします。そして、やはり教育現場は、お互に潤いのある教育現場であることが、管理上も非常に必要じやないか。教育的な影響を考えました場合にも、そういうことに「その配慮を尽くすべきではないかと、こう思つておるのでございます。

○宮之原貞光君 大臣の教育論を、結論をお聞きする限りでは、そつ私は違ひないとと思うのです。

はなはだけつこうだ。いわゆる校長も管理者的である以上に、教育者的にもなければならない。ほんとうにそう思つておるとおっしゃるならばけつこうだと思うのです。しかし、現実の文部行政なりあるいは文部行政によつて指導されておるところの学校というのは、だいぶ違つておるんじやないですか。現にあなた、いま日本の教育界を風靡しておる学校の校長経営のあれから見ますと、特別権力関係論と学校經營の重層構造論というのがありだつたって、私は言ひ過ぎでないと思つ。まあ大臣は、戦前からの内務官僚ですから、その特別権力関係論を十分御存じだと思いますが、どうなどは全くこれはもう官僚的法治主義のかたまりだつたつて、私は言ひ過ぎでないと思つ。まあ大臣は、戦前からの内務官僚ですから、その特別権力関係論を握つておられるか、まず、それをお聞かせ願いたい。

○國務大臣(奥野誠亮君) いろいろ御議論を伺つて、私は文部省は少し校長さんの管理的な立場を強調しつづけておられますよ、校長さんの間には。こゝに指導助言に当たつてきていると、かよう考へるわけでございますと、やはりいまの教育の現場に問題があつたように考へていただきたい。そして力を合わせて日本を振興させる。早くそういう時期を迎えるなければならない、こう思つておるところをお聞かせ願いたい。

○宮之原貞光君 いろいろ御議論を伺つて、私は文部省もよく考えていかなければなりません。まだ、先生なり先生の集団なりもほんとうによく考えていただき。そして力を合わせて日本を振興させる。早くそういう時期を迎えるなければならない、こう思つておるところをお聞かせ願いたい。

○宮之原貞光君 質問には的確に答えてください。授業が済んでからいろいろな行動をされる場合には、まあさほどのがない限り、私はそれほどがめだてする必要はないのではないかと思うのですけれども、授業を放ときして、児童生徒をほつりっぱなしで、そして同盟罷業をおやりになる。これはやつぱり校長先生としては頭の痛いことだと思います。また、校長先生になる、教頭先生になりますと、さて、家を出て朝学校に行く。とたんに頭が痛くなるという話を私よく聞かされます。教頭になる、校長になるとつらい立場になる。いやだなあというふうに感じられる方々もずいぶん多いというふうに思います。そろ伺つておるわけあります。あるいはまた、職員会議の決議機関の問題も出ておりました。やっぱり校長さんなり教育委員会なりが持つております正当な責任、これはやつぱり正常に行使されるようにしてあげないと、お氣の毒だなあとこう思つています。あるいはまた、教育内容は、

教師集団がきめるのだとこうおっしゃる。教育権は国民にあるんだと、だから教育権は教師集団にある。これは論理の飛躍があるよう思つんですけれども、そういういろいろな問題が教育現場で起つておるもんですから、校長さんたいへん苦しい立場にお立ちになつておるんじやないだろうか。そういうところから解決していかないと、なかなかいまの実態、あるいはおっしゃるとおり、私は文部省は少し校長さんの管理的な立場を強調しつづけておられますよ、校長さんの間には。こゝも心配するわけあります。まあ、いすれにいたしましても、文部省もよく考えていかなければならぬ。まだ、先生なり先生の集団なりもほんとうによく考えていただき。そして力を合わせて日本を振興させる。早くそういう時期を迎えるなければならない、こう思つておるところをお聞かせ願いたい。

○委員長(世耕政隆君) それは後のことにします。

○宮之原貞光君 いや、後じやないです。大臣がここで言つておるんだから、それならばそれをやります。

○委員長(世耕政隆君) それは後の時間にしていただいて……。

○宮之原貞光君 そうしなければ、あなたまともあなたそつうふうに注意したらいいじやないですか。問題は、具体的な法律的なもの考え方を教えてくれぬじやないですか、横道にそらして。私はお聞きしておるんだから、それだけをお答えになればいいんですよ。それに付隨して、たとえば、そのやじつておるところの皆さん、それは、ストライキ権はどう思いますかといふならば、あなた答えていいでしょ。しかし、あなたもとてているんですよ。それはあなたがえらい横道にしよう。そんなら一応この本法案の審議から別にして、私は委員長にお願いしますけれども、それだけで時間とつてもらいたいんだ、ここでいますぐ。それならば、いまあなたが挑発しかけたやつをやりましょ。ストライキ権の問題あるいは職員会議の問題を。話をあなた私にそのものすばり答えないで、横ちよにそらすからそつなるんですよ。

いま、私が聞いておるのは、学校經營のあり方の問題と関連して、一体あなたの方、この特別権力関係論をどういう理解をして、どういう指導をしておるんですかと、こうお聞きしておるんだから、それに答えて言いなさいよ。もし、あなたが先ほど横道にそれたところのストライキ権の問題と

の教育を進める上にたいへん重要なあれだというふうなことを説明していけば——いまの質問に対して、あなたのはうでもっとびしひとこなきやだめだ。それをストライキ權なんというのは、何の話だか、ぼくも考えてみると、ストライキの話ならここで特別に時間設けりや、ぼくもひとつ割り込んで、ストライキの話やつてもいいんですよ。しかし、けさからいろいろ問題になつておりますのは、時間が足りない、時間が足りないと、そういう声を聞くわけですから、それ時間足りないならば、ぼくらのはうはなるべくよいけいなことをやらねで、早く出でていつて、やりましょうといふけれども、質疑の段階に来てから、こんなことをやられたんじや、とてもかみ合わないんですよ。ぼくは、これがいすれもあんまりその面に通じていない人がやる場合には、これはやっぱりありますけれども、前の教育についても何についても、結局あなたくろうとですよ、戦前派だもの。戦前あなたのときには教育課長か何かやつて鳴らしたんだから、だからあなたほんとうにもう本物なんですよ。局長にしたってあなた、文部省のめし食つてから相当たつわけだ。だからぼくは、そんなはぐらかし答弁やめて、堂々と渡り合つてくださいよ。そうすれば、時間の不経済にならずに質問ができる。どうもやつぱり公平に見て、あなたたちのはうがどうもぐい悪い。(「委員長、進行だ」進行してください)と呼ぶ者あり(氣をつけてやるように)、あなた言わなきやだめだ。

○委員長(世耕政隆君) 御答弁を簡潔だけつこうでございますが、進行してください。

○國務大臣(奥野誠亮君) ちょっと理解があるいは不十分であったかもしませんので、事務当局からお答えさせていただきます。

○政府委員(岩間英太郎君) いまのお尋ねは、特別権力関係論とか、それから重層構造論とか、そういうふうな考え方があることは事実でございます。それが学校の場合にも校長、それから教員の間に、そういうふうな公務員としての特別権力関係に基づく議論、あるいは重層構造論とい

○宮之原貞光君 私は、その議論があり得るかあり得ないかという話を質問しているんじゃないんです。先ほど学校長の問題を中心にして議論して、大臣は、学校長というのは、やはり管理者的なことよりも、より教育的な立場でものごとを処しなければならないと、私もしながらそう思いますと、こうおっしゃるから、その発言を私も同感ですと、しかしながら、残念ながら大臣が大臣であるけれども、大臣が浮かされておるのか、めぐらにされてしまうのかわからぬけれども、文部省の指導は、決してそういう指導でありますよと、いわゆる特別権力関係論やらあるいは重層構造論が先行して、とにかく校長の権限はこんなに強いんだから、おまえたちはやれやれという指導ばかりしておるんじやありませんかと、そのことをどう見ておられますかと、こういう私は質問をしておるんですよ。あり得ますとか、あり得ませんといふ話を、私いまやつておるんじやないんです。

そんなら、まだ具体的に申します。そういう立場で、私は質問していますからそれ間違わぬでくださいよ。それで、私なお具体的に申しますけどね、その特別権力関係論で、具体的にどう指導されておるかと言つてみましょ。これは昭和三十七年に出された今村武俊君の本です、社会教育局長の。これは「教育行政の基礎知識と法律の問題」と、こうあって、校長、教頭、市町村教育長、管理主事のために、わざわざサブタイトルつきです。こう言つています。「法治主義の国では、国民は法律の定めに従つてのみ、國の一般支配権に服するわけですが、當造物を利用する場合や、これから先で説明する公務員関係に入った場合のように、特別な法律又は同意にともづいて成立する関係にある時は、その関係の秩序を維持するための内部規律として特定のものに、國務大臣(奥野誠亮君) 私は、すべて管理者というものは、管理の対象になつているものの使命を十分に發揮する、その効果を十分に發揮していくことを十分に発揚する。その効果を十分に發揮していくことだ、がよう、考えるわけであります。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私は、すべて管理者といふ者がほんとうに真剣に学ぶような意欲を持たなければ、それだけに、意欲を持たせるためには、先生方が情熱を傾けていく、一人一人に対応しませんで、人を育てていくんですから、また、学生者がほんとうに真剣に学ぶような意欲を持たなければなりません。それだけに、意欲を持たせるためには、先生方が情熱を傾けていく、一人一人に対応するようなくふうをしていかなきやならない、そういうふうが潤達に行なわれるような環境をつくっていく、これは校長さんの責任だと思つわけ

○宮之原貞光君 私は、個々の法律論としては、いまの特別権力論を認めるという立場にあなたは立つておられる。しかしながらと、あとからの学校運営はそうであつてはならないというあなたの説明なんだけれども、私は、これも問題あると思うんですよ。何も私も、これは肯定しようという気もさらさらないんです。これは言うならば、あなたた、戦前のいわゆる帝政ドイツ、プロイセンド

イツの公法學論でしようが。すでに戦前に、日本であなた方が戦前の内務官僚時代は横行したかもされませんけれども、戦後では私はこれはおかしいと思うんだ、これを振り回すのは、しかし私は、その法律論をここで長々とやろうと思いません。それ自体、私は、問題あると思うんです。しかしながら、出されておるところのものは、そういうことで、学校行政をやれという指導をあなたの方積極的にされておるんです。教育的な立場というよりも管理者的な立場がある。だからして、先ほど紹介しましたところの著書の十五ページにも、こんなことまで極論があるんです。「学校運営上必要なことについて上司が下僚に命令をする。これは職務命令なのです。かりに酒一升買ってきてくれと、くれと言つたことでも同じ職務命令ではあります」と言つて。酒買ってこいと、こう命令すればそれは職務命令だというんです。「この場合に、事務職員がいやですといつて酒一升買ってこなければ、これは職務命令違反で懲戒処分にしてもよろしい筋のものであります。法律の性質というのはそういうものであります。」こういうふうに説明しておるんですよ。こういうやつぱりものの考え方で学校の校長さんをいろんなところに文部省が指導講習だ、どうだこうだつて指導して特別権力論を振り回す。そういう中から教育というものは生まれてきますかといふんです。言つながら、残念ながら文部省には学校の先生の経験者はおらない、生まれながらにして試験を通してバスしたところのエリートなものだから、すべてもの性格のものですよと、これで处分せいでとまでは勝つて、こんな酒一升買ってこいといつても、それはいやですよと、え職務命令違反になるところの性格のものがほんとうにやれると思うんですか、教育というものが成し立つと思うんですか、大臣。それ、どう思いますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) いまお話を伺つてい

て、私も奇異の感じに打たれました。いま事務局から聞きますと、一つの例をあげてそういうことを言つておるそつていうことに、運動会のあとで先生方の慰労会をやる、慰労会をやるときに、こんなことを言つたらとつてあけておるようですが、例はあまり適切ではなかつたようを感じが私もいたします。しかし、文部省は、特に教育の現場における実態にかんがみて何に指導の重点を置くか、やはり実態の変化に応じて、私は指導が生ましていくと思うのであります。そもそもは、私が先ほど申し上げたようなことからやむを得ずそういうふうなところに指導の重点がいつているんじゃないかな、かのように考へるわけでござります。私は、先ほどことさらによつてストライキや何か喜んで触れたわけではないわけでございまして、宮之原先生のお話を伺つてくると、やはり教育現場が文部省の指導をそつちのほうにかり立てているのじやないだろうか、こういうふうな気持ちで申し上げておるわけであります。やはり指導する場合には、そのときどきの実態に応じて指導の重点が変わつていることはやむを得ないことではないのではないかと、こう考えております。

○宮之原貞光君 その原因をみんな学校の先生になつて、なぜか、こう思います。しかし、いずれにいたしましても、そういうようなところに指導の重点を置かなければならないということは不幸なことだ、

この考え方であります。私は責任回避もはななりつけるということは、私は責任回避もはなさないといふべきだ、この間発表した五つの何ですか、あるいは、やらなければ御自分のがやられてから国民にやれといふなら国民は大かつきりますよ。御自分の政治ではあなたたとえば学校教育にあげても弱い者いじめはしないならぬ十の反省など言つておりますが、あれは御自分がやられてから国民にやれといふなら国民は大かつきりますよ。御自分の政治ではあなたたとえば学校教育にあげても弱い者いじめはしない

といふことをお聞きをいたい。

○國務大臣(奥野誠亮君) この法案が初めて国会に提出されましたのは四十三年でありますから、六年の歳月を経過しておるわけでございます。

四十三年に、この法案が国会に提出されましたときには、やはり教頭としての仕事が非常に多くなつてきておる、新任の先生等の指導にも当たらなければならぬ、そういうふうにお聞きをしておられますか。大臣は、どういうふうにお聞きをしておられますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) いまお話を伺つていません。

児童教育の一一番大事な弱い層の子供でも、採決をすれば精神は養成だけれども反対だとつておられますが、この辺、これは一つの例だと思いますけれども、それ以上に教頭としてなさな教員としてなさなければならぬ仕事もある

分たちの指導のあり方ということを反省してもらわなければ困ると思うんですよ。実は、そういう指導の中で、教頭問題というものが出てきているんですね。この教頭の問題は、決して内藤さんのことです。この教頭の問題は、決して内藤さんのおつやつたように、現在あるところのものをただ法律上認知するだけのことだから大したことないじやありませんか、こうおつしやつておる論法なんけれども、それは、私がいま指摘しましたところの特別権力論が横行し、そういうもとの中で、この教育の管理体制というものが強められておるこの現場、この中に教頭さんを教員のところから引き抜いて今度は校長さんの仲間にされますよ、お前は管理者的性格ですよ、管理者になりなさいよ、こうもつてきているところに非常に問題があるんですよ。真空中でこの問題が議論されているのではないところに非常に問題がある、ほんとうに学校経営というものあるいは文部省の指導といつものは、先ほど大臣がいみじくも言われたところの立場からなされておるならば、それはたとえの立場からなされておるならば、それはほんとうにそういうことは考えないで出されたから一本教頭というのは学校教育の中でどう位置づければいいかという問題として出ていいるところにすでに問題があるんですよ。その点はほんとうにそういうことは考えないで出されたのですか、そこをほんとうは聞いているんです。けれども、あなたの御答弁は四十三年どうだうか、こういうふうな気持で申し上げておるわけであります。やはり指導する場合には、その

かけだら、教頭職として法定をしたいのだといふことで始まっているのだろうと思います。やはりその点は、私は今日も変わりはないんじやないだろうか、かように考えておるわけございまして、四十三年のときの法制定の事情、それは今日においても同様に続いている、こう思つておるわけです。

○宮之原貞光君 どうもまともに答えていただかぬので残念ですがね。私が先ほど申し上げたところの学校経営に対するところの指導という貫徹したところの文部官僚の皆さんのがとられた中で、これが岡田がおられるところに、非常に教育的な見地から一本教頭といつのは学校教育の中でどう位置づければいいかという問題以前の問題として出ていいるところにすでに問題があるんですよ。その点はほんとうにそういうことは考えないで出されたのですか、そこをほんとうは聞いているんですけど、あなたが答弁しないといふことならそれ以上無理に御答弁求めようとは思ひませんけれども、実はやつぱりこの問題と関連をしますけれども、もう一つは、やつぱり指導の問題ですね、これはまあ幸いかどうかわかりませんけれども、文部省の役人の皆さんには出していますけれども、あなたの御答弁は四十三年どうだうか、こうだということですから、あなたが答弁しないで出されたところに出されたところのこの教頭法案だといふところがございまして、これは伊東和衛さんが「学校経営の近代化論」で出しておるんですね、統まで書いて分厚い本を。これは、しかしながら実際には文部省の皆さんなり、あるいは実際の指導があつたかどうかわかつませんけれども、中教審までこの影響が非常にこれがはやつておるんですね。その影響かどうか知りませんけれども、中教審までこの影響を答申に受けおる、率直に申し上げて、この点、大臣はどういうふうにお聞きをしておられますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) いまのお話を聞いておられませんかどうですか。

聞いておられませんかどうですか。

れば、これは局長あたりの補佐が不十分だということにもなりますがね。しかしまあ、それはいいでしょ。聞いておらなければ申し上げますけれども、この人の著書は二部にわたって非常にたくさん書かれて、中には傾聴すべきところの意見もあると見ておる。しかししながら、このものの考え方は、現在の学校は国、都道府県、市町村、学校という四重の重層構造を持つている、ちょうどそういう点では民間の会社は二重か三重かの構造だけども、学校はそういう四つの構造から成り立っているのだと、したがつて、学校経営もそれに見習つて経営層、管理層、作業層といつやつぱり三つの層ということを考えるべきだ。言うならば、校長や教頭がその経営層に入るのだ、それから中教審がよく言つているところの各科の主任ですね、あるいは部長というのは管理層なんだ、いわゆる平教員は作業層だというふうな分類のしかたなんですね。しかも、これは上命下服の命令の支配関係でなければならぬ、したがつて、今日の行政即経営の中では、この行政機能という中で一番大事なことは、この経営層が考えて管理層にも若干問題を示達しながらそこできめたことを平の作業層の教員というのは聞いてやらなければなりません。しかし、この経営層が考えるべきだつたなんですね。しかも、これは上命下服の命令の支配関係でなければならぬ、したがつて、今日の行政即経営の中では、この行政機能という中で一番大事なことは、この経営層が考えて管理層にも若干問題を示達しながらそこできめたことを

すと、お互の責任分担を明確にするということは大切だと、こう思います。その点については、十名なりの子供に責任をもつてやつておるわけなんですから、そのことにおいては全くこれは平等なんですよ。そういうものの構成の上にやはり学級に立つものとしますならば、そういう考え方方は、現在の学校は国、都道府県、市町村、学校という四重構造だから、そういう構造の中の命令絶対に反対でございます。しかし、助言と協力の関係に立つことさえも拒むなら、これは私は全体としての効果をあげるやえんではない、こう考えるわけでございます。助言し得る者が積極的に助言をしていく、それに対してはすなおに耳を傾けて協力できるものは協力する。それでなければ、私は全体としての効果をあげることは困難じやないかな、こう思つておるわけでございます。責任をお互いに分担し合つて、お互いに助け合つて、その場合に助言する者があり、また、いいものについては協力をし合つて、いかなる場合においても私はいむ必要はないだろう、こう考えているわけでございます。お互いに尊重し合つて、その場合に助言する者があり、また、いいものについては協力をし合つて、いかなる場合においても私はいむ必要はないだろう、こう考えているわけでございます。お互いに尊重し合つて、その場合に助言する者があり、また、いいものについては協力をし合つて、いかなる場合においても私はいむ必要はないだろう、こう考えているわけでございます。お互いに尊重し合つて、その場合に助言する者があり、また、いいものについては協力をし合つて、いかなる場合においても私はいむ必要はないだろう、こう考えているわけでございます。

○國務大臣(奥野誠亮君) これは、先刻来び申し上げておりますように、教育現場におきましては、個々の先生方の創意くふうが強く望まれるところでございます。そういう意味におきまして、命令と服従の関係において教育現場が十分に成果をあげることはあり得ない、こう考えているわけであります。同時に、また、校長先生なり教頭先生なりが新任の先生方についていろいろな助言を試みる、あるいは特定の教科について詳しい方が他の先生方に対して助言を試みる、これは私は不適当だとは考えておりません。また、その助言を受けた方々が謙虚に耳を傾けて自分なりの意見もどんどんおつしやつたらいいだろう、また、みんなが力を合わせなければならぬ点については協力をして、そして教育界というものが真に言つておるのじやないんですよ。責任を分担し、互いにそれぞれの分野で協力し合つていくことがあってしかるべきだらうと、こう思つております。

○宮之原貞光君 私は、責任の分担がいかぬとのことは全く理論的に一致しておるんです。実はこういう理論が文部省の中では非常に強く、あるいは行政の中に強くとられておる。一体いま私が紹介しましたところの問題点がかりに事実だとすれば、大臣は、そのことについてどう思いますか。なかなかいいことを言つておるわい、わが意を得たりのお考えですか、それともどうかと、こうお考えになりますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私は、みんなが一体となつて仕事をやつしていく、効果をあげよつとしま

の度合いと同じだと思うんです。事四十名なり三十名なりの子供に責任をもつてやつておるわけなんですから、そのことにおいては全くこれは平等なんですよ。そういうものの構成の上にやはり学級に立つものとしますならば、そういう考え方の方でござりますけれども、通ずるものがあるじやないかとおっしゃるならば、それは別に異論は申し上げません。しかし、あくまでも命令服従の関係に立つものとしますならば、そういう考え方方は、現在の学校は国、都道府県、市町村、学校という四重構造だから、そういう構造の中の命令指揮系統というものははつきりしなさいという指導理念の中で一体学校教育を行なわれるものであるかどうか、ここのことろを私はあなたにお聞きしておるのであります。どうなんですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) これは、先刻来び申し上げておりますように、教育現場におきましては、個々の先生方の創意くふうが強く望まれるところでございます。そういう意味におきまして、命令と服従の関係において教育現場が十分に成果をあげることはあり得ない、こう考えているわけであります。同時に、また、校長先生なり教頭先生なりが新任の先生方についていろいろな助言を試みる、あるいは特定の教科について詳しい方が他の先生方に対して助言を試みる、これは私は不適当だとは考えておりません。また、その助言を受けた方々が謙虚に耳を傾けて自分なりの意見もどんどんおつしやつたらいいだろう、また、みんなが力を合わせなければならぬ点については協力をして、そして教育界というものが真に言つておるのじやないんですよ。責任を分担し、互いにそれぞれの分野で協力し合つていくことがあってしかるべきだらうと、こう思つております。

○宮之原貞光君 私は、責任の分担がいかぬとのことはけつこうだと思ひます。しかし、いまのこのことはけつこうだと思ひます。しかし、いまのこの重層構造は責任を分担しなさいといふことじやないんですよ。いわゆる校長と教頭が主任クラスに話をして、あとは命令でどんどんさせなさいと、一つのやはり工場経営と同じなんです。これで教育界で大論争があつたわけなんですね、これが出た当初は。しかし、そのことは言ひませんがね。いずれにしても、私は、学校といふものは、そぞういう工場や会社と違つと思うのです。少なくとも、教師といふものは、老若男女を問はず、年齢の違いを問はず、一学級を經營するところの責任

の度合いと同じだと思うんです。事四十名なり三十名なりの子供に責任をもつてやつておるわけなんですから、そのことにおいては全くこれは平等なんですよ。そういうものの構成の上にやはり学級に立つものとしますならば、そういう考え方の方でござりますけれども、通ずるものがあるじやないかとおっしゃるならば、それは別に異論は申し上げません。しかし、あくまでも命令服従の関係に立つものとしますならば、そういう考え方方は、現在の学校は国、都道府県、市町村、学校という四重構造だから、そういう構造の中の命令指揮系統といふものははつきりしなさいという指導理念の中で一体学校教育を行なわれるものであるかどうか、ここのことろを私はあなたにお聞きしておるのであります。どうなんですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) これは、先刻来び申し上げておりますように、教育現場におきましては、個々の先生方の創意くふうが強く望まれるところでございます。そういう意味におきまして、命令と服従の関係において教育現場が十分に成果をあげることはあり得ない、こう考えているわけであります。同時に、また、校長先生なり教頭先生なりが新任の先生方についていろいろな助言を試みる、あるいは特定の教科について詳しい方が他の先生方に対して助言を試みる、これは私は不適当だとは考えておりません。また、その助言を受けた方々が謙虚に耳を傾けて自分なりの意見もどんどんおつしやつたらいいだろう、また、みんなが力を合わせなければならぬ点については協力をして、そして教育界といふものが真に言つておるのじやないんですよ。責任を分担し、互いにそれぞれの分野で協力し合つていくことがあってしかるべきだらうと、こう思つております。

○宮之原貞光君 私は、責任の分担がいかぬとのことはけつこうだと思ひます。しかし、いまのこのことはけつこうだと思ひます。しかし、いまのこの重層構造は責任を分担しなさいといふことじやないんですよ。いわゆる校長と教頭が主任クラスに話をして、あとは命令でどんどんさせなさいと、一つのやはり工場経営と同じなんです。これで教育界で大論争があつたわけなんですね、これが出た当初は。しかし、そのことは言ひませんがね。いずれにしても、私は、学校といふものは、そぞういう工場や会社と違つと思うのです。少なくとも、教師といふものは、老若男女を問はず、年齢の違いを問はず、一学級を經營するところの責任

だきたいのです。

それで、実は先ほどもちよつと申し上げたよう

に、中教審答申も直接影響を受けたのかどうかし

りませんけれども、やっぱり私は同じようなこと

になつておると思っていますよ。「学校内の管理組

織と教育行政体制の整備」というところを見てみ

た場合に、教頭以外に教務主任あるいは学年主任、

教科主任、生徒指導主任などの管理上、指導上の

職制を確立をしなさい、かつ待遇改善策としてこ

れらのものには特別の手当も支給をしなさいとい

うことが、大臣も御承知のように、明示されてお

りますね。これはまた追うかけるように、いまの

大學局長の木田さんが、三十六年の十月ですか

ね。そういう意味でおられたのでありますよ。

○國務大臣(奥野誠亮君) これは、先刻来び申し上げておりますように、教育現場におきましては、個々の先生方の創意くふうが強く望まれるところでございます。そういう意味におきまして、命令と服従の関係において教育現場が十分に成果をあげることはあり得ない、こう考えているわけであります。同時に、また、校長先生なり教頭先生なりが新任の先生方についていろいろな助言を試みる、あるいは特定の教科について詳しい方が他の先生方に対して助言を試みる、これは私は不適当だとは考えておりません。また、その助言を受けた方々が謙虚に耳を傾けて自分なりの意見もどんどんおつしやつたらいいだろう、また、みんなが力を合わせなければならぬ点については協力をして、そして教育界といふものが真に言つておるのじやないんですよ。責任を分担し、互いにそれぞれの分野で協力し合つていくことがあってしかるべきだらうと、こう思つております。

○宮之原貞光君 私は、責任の分担がいかぬとのことはけつこうだと思ひます。しかし、いまのこのことはけつこうだと思ひます。しかし、いまのこの重層構造は責任を分担しなさいといふことじやないんですよ。いわゆる校長と教頭が主任クラスに話をして、あとは命令でどんどんさせなさいと、一つのやはり工場経営と同じなんです。これで教育界で大論争があつたわけなんですね、これが出た当初は。しかし、そのことは言ひませんがね。いずれにしても、私は、学校といふものは、そぞういう工場や会社と違つと思うのです。少なくとも、教師といふものは、老若男女を問はず、年齢の違いを問はず、一学級を經營するところの責任

に、問題があるんじゃないかと言われておるところのゆえんなんですよ。一体、大臣この点は、先生は関係ないとおっしゃるのか、いや実はどうな

のか、そこらあたりもはつきり聞かしてください。

○國務大臣(奥野誠亮君) いろいろお話を伺つてますと、やはり現状は相互しやるのか、いや実はどうな生は関係ないとおっしゃるのか、いや実はどうな

のか、そこらあたりもはつきり聞かしてください。

○國務大臣(奥野誠亮君) いろいろお話を伺つてますと、やはり現状は相互不信任といましょか、本来信頼し合つて、協力し合わなきやならない教育界が、相互不信、相互対立のような悪循環が出てゐるなあという感じを一そつ深めさしていただいたような感じがいたします。私は、五段階給与の問題にいたしましても、いまのような問題にいたしましても、やはり教育現場にいらつしやる先生方のほんとうの気持ちをよくみ上げて、そしてその期待に沿えるような努力をしていかなきやならない。年来そつ考えております。したがいまして、いま私は五段階給与についてのいろいろな反論のある際に、そんなことは一つも考えておりませんよと、教頭職の法制化にあたつても、私は教頭職の俸給をつくつてくださいというようなことを、人事院にお願いする意思も持つております。

○國務大臣(奥野誠亮君) まあ、そういうことを言つてきてるわけでもございません。いま、いろんな主任のお話がございました。学校によつては、そういう分担をきめているところも相当あるようでございます。それもまた、責任を分かつち合つていく意味において必要なことなんだろうと思ひます。しかし、これを一律に全国的に推し進めていくということにつきましては、いま現に宮之原さんから、ただ締めつけを考へているといふような批判もあつたりするわけでございまして、また、いまのままではそう受け取られる点も私は非常に多いんだろうと思うんでござります。でござりますので、こういう問題については、できる限り、教育現場の皆さん方が何を一番希望しておられるか、また、どうすれば、教育の現場の皆さんたちが自分たちの創意くふうを尽くせ、そういうふうな体制、これを守つていく、そういう体制が守れるような姿にわれわれとしては配意をしていきたいものだ、こつ思つております。

○宮之原眞光君 そうすると、その点は、大臣としてはさらさら考えておらないと、将来にわたつてです。こつうふうに理解しておいてよろしくございますか。その点は、よく局長の皆さんは、この主任というものが悪いといつてゐるんじゃないんですよ。これはあなた、学校運営を効率化するんだけつこうなんですよ。ただ問題は、その主任も職制化しなければならないときておるだけに、これはたいへんな問題じやありませんかと、しかも、中教審の答申もそう出ておるし、それを裏づけるよう、木田さんまでそんな発言をしておるから、じや、今度の教頭の法制化というのには、まず一度に出すとだいぶ抵抗があるから、まづこれを小出しにして、教頭からやつて、あと次の段階では、その主任も職制化するんだと、こついう意図をお持ちですか、考え方をお持ちですかどうかと、そこを聞いておるんですよ。そこを明確におおつしやつてください。

○國務大臣(奥野誠亮君) まあ、そういうこともございまして、四十三年に法制化法案が出された。そのときは、先ほど申し上げたよなふうに私は承つてゐるわけでございます。その気持ちは少しも変わっていないと、かように申し上げたわけでもあります。また、先日、内藤さんから、宮之原さへども私との間にそつう意見の違いはなかつたようになります。私は、そういう先生の役割りが十分に発揚されるような教育環境をつくつていかなきやならない、こつ考へておるわけでございまして、いたずらに先生方を締めつける、そういう意図は毛頭ございません。したがいまして、教頭職法制化につきましても、縮めつけの手段にこついうものを考え、だんだんといろいろな主任に推し及ぼしていくんだというような趣旨の考え方はいささかもしてないわけであります。

○宮之原眞光君 まあ、私一人で質問するのもあれですから、いよいよ最後の項目に入りたいと思ふんですがね。

それで、その教頭職のあり方の問題を若干はつきりさせておきたいと思います。まず、戦前の教育におけるところの教頭職といふものは、どういう位置づけをされてきたのか、それについてお伺いしたいのですが、小学校令の中ではどのような位置づけがあつたでしょ。

○政府委員(岩間英太郎君) 小学校令の中では教頭の規定はなかつたようになります。

○宮之原眞光君 もう少しお聞きしますが、その

国語や算数の主任はだれにしましようということ、これはやられておるんですよ、学校はね。私は、この主任というものが悪いといつてゐるんじゃないんですよ。これはあなた、学校運営を効率化するんだけつこうなんですよ。ただ問題は、その主任も職制化しなければならないときておるだけに、これはたいへんな問題じやありませんかと、それを裏づけるよう、木田さんまでそんな発言をしておるから、じや、今度の教頭の法制化というのには、まず一度に出すとだいぶ抵抗があるから、まづこれを小出しにして、教頭からやつて、あと次の段階では、その主任も職制化するんだと、こついう意図をお持ちですか、考え方をお持ちですかどうかと、そこを聞いておるんですよ。そこを明確におおつしやつてください。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先生たちの役割りはいかにあるべきかということについては、宮之原さんと私の間にそつう意見の違いはなかつたようになります。私は、そういう先生の役割りが十分に発揚されるような教育環境をつくつていかなきやならない、こつ考へておるわけでございまして、いたずらに先生方を締めつける、そういう意図は毛頭ございません。したがいまして、教頭職法制化につきましても、縮めつけの手段にこついうものを考え、だんだんといろいろな主任に推し及ぼしていくんだというような趣旨の考え方はいささかもしてないわけであります。

○宮之原眞光君 まあ、私一人で質問するのもあれですから、いよいよ最後の項目に入りたいと思ふんですがね。

それで、その教頭職のあり方の問題を若干はつきりさせておきたいと思います。まず、戦前の教育におけるところの教頭職といふものは、どういう位置づけをされてきたのか、それについてお伺いしたいのですが、小学校令の中ではどのような位置づけがあつたでしょ。

○政府委員(岩間英太郎君) 小学校令の中では教頭の規定はなかつたようになります。

○宮之原眞光君 もう少しお聞きしますが、その

国民学校令の特色と申しますが、性格というのは、どういう背景の中から生まれてきて、どこに特色があると、こう学校教育の歴史の中ではお考えでありますけれどもね。したがつて、やはり明確

にくふうを尽くせ、そういうふうな体制、これを守つていく、そういう体制が守れるような姿にわれわれとしては配意をしていきたいものだ、こつ思つております。

○宮之原眞光君 私もいろいろ引っぱり出してみますと、そういうふうにすべきものではないだろうと、こう私としては考へておるわけでござります。

○宮之原眞光君 それは大臣、大きな学校になれ

○政府委員(岩間英太郎君) 国民学校令は、これも要旨に書いてございますが、「惟フニ我國教育ノ制度ハ明治ノ初年以來年ト共ニ發達シテ今日ニ至リ國運ノ隆昌、文化ノ發展ニ多大ノ貢獻ヲ爲シ

來レリ然ルニ較近世運ノ發展極メテ著シキモノアナルノミナラズ特ニ現下未會有ノ世局ニ際會シ庶政ヲ一新シテ國家總力ノ發揮ヲ必要トルノ秋ニ當リ教育ノ内容及制度ヲ検討シテ其ノ體制ヲ新ナラシメ國本ヲ不拔ニ培フハ蓋シ喫緊ノ要務ナリト謂ハザルベカラズ」というふうなことがございますから、やはり新しい國の当面しました時代に即した教育の制度といふことがあります。

○宮之原貞光君 局長から明快な答弁を求めようとするのが酷かもしれませんけれども、これは戦争協力を学校教育の中でびたつとさせるためにでございません。これはね。したがって、やはり国民学校令にあるところの学校長の権限、命令系統、あるいは教員の命令系統を見ても、あの職員の項目を見れば、学校長は地方長官の命によつて教育を行なう、調導の任務も、調導はいわゆる校長の命によつて教育をつかさどると、こういうのをやるというのは勅令主義に基づくところの上命下服の体系ががつとできておる、戦争遂行への。この背景の中、この教頭というものが生まれてきたといふことは、これは争われないところの事実でしょ。したがつて、その命令系統の管理的な性格を持たせるところの一つの職務としてこの教頭といふ点は別に否定いたしません。

○政府委員(岩間英太郎君) 国民学校令の制定につきまして、過去にそういうふうな事情があつたといふことはもう否定いたしません。

○宮之原貞光君 これはもう常識なんだから。それで、戦後これがまだ学校教育の中で消えましたね。消え

たところの理由といふのは、どういうふうにお考えになつていますか、それならば教頭の位置づけが。

○政府委員(岩間英太郎君) どうして教頭といふ規定が学校教育法になかったかという点につきましても、私ども、その担当者その他から事情を聞いたわけでござりますけれども、詳細がよくわかりません。まあ当時は、昭和二十二年でございましたから、司令部があつたわけでございまして、そこでいろいろ検討されました結果、法律、規則等ができきたことは、これは事実として確かな

ことでござります。アメリカにおきましては、御案内のとおり、教頭といふのは、ごく大規模の学校、全体として五名ぐらいの学校しか置かれておらないといふのが実情でござります。したがいまして、そういう意味で、教頭というものについての理解があるいはその司令部に欠けておつたのも、ちよつと無理な言い方はないと思うのです。何もつけ落としではないのです。学校教育といふものは、そぞじやないという戦後教育の基本的なあり方といふものがある。ただ、しかしながら、やっぱりキャップは必要だと、校長さんといふのは。だからその上に重層をつくる必要はないといふものの考え方なんですよ。

○宮之原貞光君 私は、詳細がわからぬといふ御答弁自体、ほんとうは、ほんとうのことを言っておらぬのじやないかと思ひますよ。それは戦前の国民学校教育のあり方という教育体系が全面的に否定されたからです。言うならば、勅令主義によって、國、地方長官、校長、教頭、教員といふ一つの上命下服の教育体制、そういう中におけるところの教育というのが間違つておつた。その中で果たしたところの教頭の役割りといふものもおかしいと思つ。戦前の教育が肯定されておるならば、何も占領軍によつて、ここだけチエックするはずはないのです。そのところをきちんと私は答えてもらいたいと思うのだ。ほんとうにそうではありませんかね。どうですか。

○宮之原貞光君 ほんとうに内容的に違つてしまふのか。もう一回私は確めますけれども、ほんとん同じ意味ですか、条文上。

○政府委員(岩間英太郎君) 国民学校令につきましては、先ほど先生からも御指摘ございましたように「教頭ハ其ノ學校ノ調導ノ中ヨリ之ニ補ス」、「學校長ヲ補佐シ校務ヲ掌ル」ということでござりますから、ただいまの規定と内容的には変わつておらないというふうに考へるわけです。

○宮之原貞光君 ほんとうに内容的に違つてしまふのか。もう一回私は確めますけれども、ほんとん同じ意味ですか、条文上。

○政府委員(岩間英太郎君) 国民学校といつものが制定されました時代的な背景、それからその当時の学校教育の考え方、そういうものにつきましては、ただいま宮之原先生から御指摘ありましたとおり、いまともこれはかなり大きな相違があつてあります。その中における教頭といふもの

のことでござりますから、そういう意味では、そのときの教頭といふのと変わつてあるかといふことでもあります。その中における教頭といふのと、それが変わつておると申し上げてもよろしいと思ひますけれども、ただ、校長

理由を聞きましたが、これはどうしてもわかりません。

○宮之原貞光君 まあ、いいでしよう。それはいま私が申し上げたのでなければ、これは筋通らぬ校令の中に教頭といふのがばこんと出て、それでまた、ばこんと消えた。何か全國公立学校の教頭会の話によると、たまたまつけ落とされたのだという書き方をしておりますけれども、これくらいの後、確かな事情というものはわかりません。

○宮之原貞光君 私は、その教育の全体の背景が違つておるということは、これはあなたが御指摘のようになつたね。けれども、いま校長を助けるとか、公務を補佐するというそこは同じですけれども、ほかに違うところありませんか、ほかのところもみんな同じですかと、これを聞いておるんです。

○宮之原貞光君 私は、その教育の全体の背景が違つておるということは、これはあなたが御指摘のようになつたね。けれども、いま校長を助けるとか、公務を補佐するというそこは同じですけれども、ほかに違うところありませんか、ほかのところもみんな同じですかと、これを聞いておるんです。

○宮之原貞光君 職務の内容は聞いていないでして、実質的に私は異なつてゐるようなところはないじやないかと思ひます、実態として。

○宮之原貞光君 職務の内容は聞いていませんか。性格づけが違つていてるんだからわかるんだ。助けるとか何とかつてあるんだからその上に重層をつくる必要はないといふもの

の考え方なんですよ。

そこで、お聞きをいたしたいのは、その国民学校令の教頭の職務権限と本法案にありますところの教頭との条文、そういうものの違いありますか、ありますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 国民学校令につきましては、先ほど先生からも御指摘ございましたように「教頭ハ其ノ學校ノ調導ノ中ヨリ之ニ補ス」、「學校長ヲ補佐シ校務ヲ掌ル」ということでござりますから、ただいまの規定と内容的には変わつておらないというふうに考へるわけです。

○宮之原貞光君 ほんとうに内容的に違つてしまふのか。もう一回私は確めますけれども、ほんとん同じ意味ですか、条文上。

○政府委員(岩間英太郎君) 国民学校といつものが制定されました時代的な背景、それからその当時の学校教育の考え方、そういうものにつきましては、ただいま宮之原先生から御指摘ありましたとおり、いまともこれはかなり大きな相違があつてあります。

○宮之原貞光君 同じだ、同じだとこうおっしゃいますけれども、私は、出されたこの法案と違うと思うんですよ。その根本の問題は二つある、こ

う思います。一つは、先ほども校長の性格のところで議論をした問題ですよ。言うならば、訓

専の中から任命をしていくという、しかも教育といふものが常に教頭といえども非常に教育の側面というものが重視をされておつた。ところが、今度はどうですか、修正案によると御丁寧に必要に応じてでしよう、この修正案は。そつなりますと、これは教頭といふものは公務をつかさどるのが主体だというふうに変わってきたと、こう見なきやならぬでしよう。管理というものの、校長を補佐する者、これはたいへんな私は違ひだと思つんでが、それでも違ひませんか。

○政府委員(岩間英太郎君) その身分的な関係は国民学校令の前には、教頭は教諭よりこれを兼任すといふふうなことで、兼任関係にするか、補職関係にするか、それともいまのようく職をつくつて任命というふうなことにするか、それは、そのときどきの公務員の考え方によるものというふうに考えております。したがいまして、教諭をもつて兼任する、あるいは教員の中から補すという二と、それから職をつくりまして、その職の中に必要な規定としまして、必要があるときは、児童の教育をつかさどるというふうな教育に対する関係を書いてあるということは別に矛盾したことじやないと思います。

〔委員長退席 理事内藤善三郎君着席〕
ただ、修正案によりまして、現在の教諭、教頭の実態から教頭という職の内容に変化があつたということは、これは修正案と修正前の案と、これに違があることは、それは御指摘のとおりでござります。

○宮之原貞光君 だつてあなた、あなた方は修正案を含めて提案しておるんでしょう。衆議院で修正されたの、これは修正されたものを提案して参議院で審議しておるんでもあります。違いますか。違いますか。それはまた、修正案は別ですか。それはまたもう一回議論するときに修正案は別に議論するんですか。衆議院で修正されたものを見ておるんでもあります。違いますか。違いますか。違いますか。それはまた、それなら。

○政府委員(岩間英太郎君) 政府としては、原案を提出して御審議をお願いしているわけでございますけれども、衆議院で修正があつたわけでございまして、その衆議院で修正されたものが参議院に回付をされている、そうして両方の案でござりますか——につきまして御審議を願つておるといふうに理解をしておるわけあります。

○宮之原貞光君 これ、両方審議されておるの。それはちょっと前代未聞だがね。これはあなた常識で考えてごらんなさいよ。あなた方が衆議院に提案したものが衆議院で訂正されたなら、参議院では修正されたものがばくは議論されていると思ふけれどもね。あなたの答弁、聞くとおかしいようね。

○理事(内藤善三郎君) ちょっとと速記とめて。

〔速記中止〕
○理事(内藤善三郎君) 速記つけて。

○國務大臣(奥野誠亮君) 事務当局から先ほど来てまでの政府原案の立場に立つてお答えをしておつたわけでござります。変わった点を中心わけでござります。しかし、衆議院で修正が加えられたわけでござりますので、政府原案が変わつてきているわけでござります。変わった点を中心にして宮之原さんが御質問になつておつたのを氣づかずして政府原案の立場でお答えをしておつた、だいているのは、修正のほうの案で御審議いただいているわけでござります。

○宮之原貞光君 さつきの初中局長の答弁が違つてゐる。それ、きちんと統一してやつてくれなきや、訂正するならするように、そつせにや審議できぬですよ。

○政府委員(岩間英太郎君) 国会法の規定の解釈について私が間違つておつたようでござります。

○宮之原貞光君 訂正してどうなんですか。訂正するならするように、そつせにや審議できぬが言つておるなら言つておりだとはつきり言つてもらわなければちよとわかりませんよ。

○政府委員(岩間英太郎君) 大臣が申し上げたとおりでございます。

○宮之原貞光君 私は、常識的に考えててつきりそうだと思うからそのことを質問しておつたんですけど、これは最初衆議院にあなた方が提起したこととやっぱり違つておるわけなんだからね。違うとなれば、教頭の個々の性格づけというものが非常に変わつてくるから、大事だから、先ほど来尋ねたように、国民学校令によるところの教頭といふものよりも一そつこれはもう管理者事な意識というものが非常に強くにじみ出ているから、どうなんですか、こうですかと根掘り葉掘り聞いてくるんですよ。違わないというなら違わないと言いい違うならどこにその意義があるかといふことも、それをあなたが言つてもらわなければ困りますよ。

○政府委員(岩間英太郎君) 国民学校令の規定でも「教頭ハ其ノ學校ノ訓導ノ中ヨリ之ヲ補ス」と、「學校長ヲ輔佐シ校務ヲ掌ル」と、書いてあるわけでござりますから、「訓導ノ中ヨリ之ヲ補ス」というのは、訓導という職務があつて、その上に校長を輔佐し校務をつかさどるというふうに解せられるわけでござりますけれども、しかし、訓導というのは、身分であつて、実際に大規模の学校あたりでは校長を補佐し校務をつかさどるというの本務であるという場合があるかと思ひます。したがいまして、現在の校長を助け、校務を整理し、必要があるときは児童の教育をつかさどるといふこととそう異なつた、特に実体的に申しまして異なる点が生じたというわけではございませんけれども、職としまして、校長を助け、校務を整理するのが本務であつて、必要があれば児童の教育をつかさどる、やや考え方としては、逆の考え方になつてきておるという点はあるうと思ひます。

○宮之原貞光君 それで、お尋ねしますけれどもね、修正されたのと政府原案と、これは「教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び児童の教育をつかさどる」、今度われわれが審議しておるのは「教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて、そこもはつきりした結論を——だから大臣が言つておるなら言つておりだとはつきり言つてもらわなければちよとわかりませんよ。

じ児童の教育をつかさどる」と「必要に応じ児童の教育をつかさどる」というのがありますからね。これは普通常識的に考えれば、校長を助けてやるという管理者的なこの教頭の性格づけが濃いんですよ、これは政府原案よりは、そう考えるのが至当じやございませんでしょか、どうです。

○政府委員(岩間英太郎君) 管理ということになると、それは、最初衆議院にあなた方が提起したことがありますか——につきまして御審議を願つておるわけあります。それからそのことを質問しておつたんでありますから、その衆議院で修正されたものが参議院に回付をされている、そうして両方の案でござりますか——につきまして御審議を願つておるといふうに理解をしておるわけあります。

○宮之原貞光君 これ、両方審議されておるの。それはちょっと前代未聞だがね。これはあなた常識で考えてごらんなさいよ。あなた方が衆議院に提案したものが衆議院で訂正されたなら、参議院では修正されたものがばくは議論されていると思ふけれどもね。あなたの答弁、聞くとおかしいようね。

○理事(内藤善三郎君) ちょっとと速記とめて。

〔速記中止〕
○理事(内藤善三郎君) 速記つけて。

○國務大臣(奥野誠亮君) 事務当局から先ほど来てまでの政府原案の立場に立つてお答えをしておつたわけでござりますから、「訓導ノ中ヨリ之ヲ補ス」というのは、訓導という職務があつて、その上に校長を輔佐し校務をつかさどるというふうに解せられるわけでござりますけれども、しかし、訓導というのは、身分であつて、実際に大規模の学校あたりでは校長を補佐し校務をつかさどるというの本務であるという場合があるかと思ひます。したがいまして、現在の校長を助け、校務を整理し、必要があるときは児童の教育をつかさどるといふこととそう異なつた、特に実体的に申しまして異なる点が生じたというわけではございませんけれども、職としまして、校長を助け、校務を整理するのが本務であつて、必要があれば児童の教育をつかさどる、やや考え方としては、逆の考え方になつてきておるという点はあるうと思ひます。

○宮之原貞光君 だつてあなた、先ほど來たところの教育をつかさどる」というのがありますからね。これは普通常識的に考えれば、校長を助けてやるという管理者的なこの教頭の性格づけが濃いんですよ、これは政府原案よりは、そう考えるのが至当じやございませんでしょか、どうです。それが、最初衆議院にあなた方が提起したことがありますか——につきまして御審議を願つておるといふうに理解してよろしくうございま

つかさどることが主体ですと、いうならまたそう言つてくださいよ。

○政府委員(岩間英太郎君) 考え方はそのとおりでございます。ただ、管理者というちょっとおことばがございましたから、管理者ということばの内容につきまして、やや申し上げたわけでございます。

○宮之原貞光君 あなた、管理的な性格が強まるから管理職手当を付しておるというものを、教頭は管理者とあなた方見ておるからやつておるんでしょう。今までだつて、管理的な側面ないんですか、そんなら聞きますけれども、この法案で聞きますけれども、「校長を助け、校務を整理」するという役割りは、これは管理的な性格があるからあなたの方この法律改正前にすでに管理職手当をやつておるんでしょうが、あるいはI-L-O条約で、これは非組合員だと、こう言つておるんでしょうが。違いますか。そういう面で見れば、この上のはうは、これは管理的性格でしょうが、ちょっとそこばをごまかさないではつきりおっしゃってください、あなた。そうならそうだとおっしゃればいいんですよ。

○政府委員(岩間英太郎君) 管理職というのは、管理または監督の地位にある者に対する管理職手当が支給される、そういうふうなことで、管理者というわけでございますから、その限りにおきましては、そのとおりでございます。

○宮之原貞光君 ようやくもう何回かやつてお答えになる。だから時間がこれ延びざるを得ないんですね。その点は、こっちを悪く思ひぬで向こうに言つてくださいよ、こつちは時間を切り詰めようと思つて一生懸命やつてあるんだから。

それだと、現在の学校教育法の施行規則二十二条の二に、これは「教頭は、教諭を以つて、これにあつて」といふ考え方、言つながら教頭も原則的には教育をつかさどるべきだという理念が、私はこの理念だと思つます。されど、この施行規則が、然變わつてまいりますね。いずれ、この施行規則も変わる、こう見てよろしくうござりますか。

いかがでしようか。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでござります。

○宮之原貞光君 それで、やつぱりいまやりとりから見てみますと、なお、今度出されておるところの法案は、むしろ国民学校令よりは一そく私はやつぱり管理者的な性格がこれは強化されている

ということは否定できないと思うんですよ。先ほど申し上げたところの国民学校令の出たところの背景、戦時下といふああいう時代よりも一そくその性格を強めようということが好むと好まさるにかかわらず、政府原案はどうあつたにせよ、衆議院で変わつてきておるんだから、いよいよこれは学校教育への管理体制の縮めつけなんだ、こゝ言わなきやしようないじやありませんか。それでもそれは事実と違うことになりますか。修改されたところの法案の中身と、私のいま言つたことは矛盾がありますか。やっぱり同じ方向をたどつておるんでしょうか。やがてですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 締めつけとか管理、監督を強化するというふうな意図ではございません。

○宮之原貞光君 あなた、意図でなくたつて、先ほどあなたから言われたように、校長の職務といふ二つの側面の中の管理的な性格といふものは、この教頭も強まつてきておるんだから、修正案に沿つて、したがつて、当然、先ほどあなたが言われたように、学校教育法の施行規則も変えるといふことです。ですから、戦後教育の変わりの中で出ただけの話なんだから。けれども、そういう変わりの中からこの教頭といふものは、死んだはずのお富さんを次々出してきたんだしようが。たとえばあのとき、学校教育全体のあり方の中で、これは否定されつた。それを昭和三十二年に施行規則二十二条のところで、教頭といふものをちょっとと顔を出させた、地中からもぐつてきて。そうして三十五年に今度は管理職手当の範囲を広げて広く、それも教頭を含める。その上に立つて、四十一年のI-L-O八十七号条約批准の中で管理職として指定をした。法律のないものをあなたの方の解釈の中で次々と顔を出させておつたんでも、それが教頭を含める。その上に立つて、あるものを認知するだけだと、こういうけれども、そういう魂胆。それで今度ばかり天下晴れて、こういうも

てきておると、この修正案によつて、そつ言われたつて、これはしかたないじやありませんか。逆ですか、どうですか。そう考へるを得ないじやありませんか、今までの議論から言え。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど大臣からも申し上げましたように、学校の役割り、それから校長と一般の教員の間の関係、そういうものについては、大臣から申し上げたとおりでござります。

両方で相協力して、国民に対して教育という面でサービスをするということでございまして、教頭は、その間に立ちまして、前の文部大臣の表現をかりますと、お世話役として、その職務を果たしていくといふことでございまして、戦前のよう命運系統一本でついているわけじやございませんから、学校のあり方、学校の運営のあり方と関連して、御理解いただければ、そういうことはないということは御理解いただけるんじやないかと思ひます。

○宮之原貞光君 これは、あなたがいかに否定しようと、確かに国民学校の命ずる云々といふのは、これはなくなつておるんですね。学校教育法とすると、これは何も教頭問題で出でるんじゃないんですから、戦後教育の変わりの中で出ただけの話なんだから。けれども、そういう変わりの中からこの教頭といふものは、死んだはずのお富さんを次々出してきたんだしようが。たとえばあのとき、学校教育全体のあり方の中で、これは否定されつた。それを昭和三十二年に施行規則二十二条のところで、教頭といふものをちょっとと顔を出させた、地中からもぐつてきて。そうして三十五年に今度は管理職手当の範囲を広げて広く、それも教頭を含める。その上に立つて、あるものを認知するだけだと、こういうけれども、そういう魂胆。それで今度ばかり天下晴れて、こういうも

からいえは逆なんですよ。法律があつて規定をして、施行規則を改め、あるいはいろいろのものをしていくといふならば、これは筋はわかるけれども、何かの魂胆があつて、次々そういう既成事実を行政の面でやれる、権限でやれるところの面でつくつてやつておつて、しかも、出されてきたところのものは、先ほど来私が申し上げるよう、児童の教育もつかさどるということがあつたものを、どういう魂胆があるか知りませんけれども、も、通すためかどうかわかりませんけれども、どういう理論的な根拠かわかりませんけれども、なお、その児童のところをうんと薄めてやつたといふことの経緯を考えてみれば、私が先ほど指摘したところの面をいかに抗弁しようともあなたの肯定せざるを得ないじやありませんか。それでもやつぱり違いますか。

○政府委員(岩間英太郎君) それは学校の性格、それから校長とそれから一般教員との関係、そういうものによるわけでございまして、法律上の用語として管理、監督ということを使つたり、あるいは「校務を整理」などふうなことばを使つたりするようなことはございましても、実態としては、先ほど来大臣が申し上げましたような関係が、学校のあり方として望ましい。その中における教頭の役割りといふものを、おのずからそういう関係を円滑にさせるための職務といふふうに御理解をいただきたいといふに思います。

○宮之原貞光君 どうも、先ほどからの答弁をお聞きしていますと、都合のいいときには実論を出し、悪いときは法律論を出して答弁される、どうもやつぱり首尾一貫しません、答弁も。しながら、あなたがこの法律的な経緯あるいはものができたところの経緯並びに修正されたところの個所を見れば、これは否定できぬと思うんです、どう抗弁をされても。けれどもまたあれですか、法律はああだけれども、ある政党的協力を得るたためにつくつたんだけれども、実際にまた政府原案に返つて指導は別にやるというわけでもないんで

ぬと思います。また、そうなりますと、「まつて」の解釈じやないけれども、またおかしくなるんです。だから私は、その点はあなたがどう抗弁しようと。だから内藤さんあなたがそうだそしたらうと、これは聞いておる人から見れば、そんなに無理してつくろわぬでもいいんじやないかという気持ちはおりだと思う。賛成論者ともどうあります。まあそれはそれでいいでしよう。次にいきます。

教頭の職務内容で「校務を整理し」と、整理するとは一体どういう意味ですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 学校の事務につきましては、いろいろ複雑なものもあるわけございまます。そういうものを先ほど大臣が申し上げましたように職務の分担を明らかにする、これも整理だと思います。それからまた、分担したものが結果が出来ました場合に、それを調整するというふうなこともあります。ともかく、そういう責任分担を明らかにして、その間の調整をとつていく、そういう意味で理解してよろしいんじやないかというふうに考えます。

○吉之原貞光君 これは、「校長を助け、校務を整理し」と、こう書いてあるんですが、そうすると、これは校長の補助ということが主役になるわけですか。そうなりますと、先ほどちょっと局長は何かおつたんですが、そのように理解していいんです。

○政府委員(岩間英太郎君) 整理というのは、文部省の場合には、次官それからほかの場合には次長などの職務内容をあわすものとして従来使われているわけでございます。やはり大体、文部省なら文部省、それからその他の行政機関なら行政機関のいろんな仕事、そういうものを円滑に進めたいきますために、分担をさせ、それから出てきたものをまとめる。そうして長を助ける、そういうふうな意味合いのものではないだろうかといふうに思います。

○宮之原貞光君 そうしますと、教頭の大体の職務権限というのは、官庁でいえば、言うならば、次官みたいなものだと、こういうふうに理解していいんですね。

○政府委員(岩間英太郎君) 次官——行政機関でござりますから役所の場合には次官があり、局長があり、課長があり、課長補佐あり、そういうふうな仕組みで、さらに、命令系統がはつきりしているというふうなことはござりますけれども、しかし、長を助ける者の職務としましては、やはり共通したところがあるんじゃないかと思います。

○宮之原貞光君 そこの点をはつきりしておきました。そういうものだと、こう言つたって、そう言つたかと思うと、いや助けるということがだけが同じなんだ、こういうお話をなんですが、これは明確におっしゃってください、そこはどうなんだと。

○政府委員(岩間英太郎君) 文部省の場合にも、文部省の権限というのは非常に多岐にわたっておるわけでございます。そこで大臣がおやりになれる限度というのはおのずから限られるわけでござります。その場合に、次官が、これは大臣にやつていただく仕事であるかあるいは部下のほうで処理する仕事であるか、そういうものを整理するところだけが同じだと、こういうふうに理解する仕事の性質が似ておるという意味なんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 仕事の内容は違つておりますけれども、それはその校長を助ける職としてそれとも職務権限が同じだという、仕事の性質はいろいろ違うけれども、でも職務権限で見れば、大体次官みたいなものだと、こういうふうに理解しているんです。

○宮之原貞光君 そこにはおらずから限られるわけでござります。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、次官が、これは大臣にやつていただく仕事であるかあるいは部下のほうで処理する仕事であるか、そういうものを整理するところだけが同じだと、こう理解してよろしくうございます。

○宮之原貞光君 大体、法律的な面で言えば、職務権限というのは同じだと、こう理解してよろしくうございます。

○政府委員(岩間英太郎君) それは行政機関と学校との差がござりますから、職務権限が同じだと、いうふうな言い方はちょっと間違うおそれがあるわけです。

○宮之原貞光君 一番違うポイントは何ですか、違うところのポイントは。

○政府委員(岩間英太郎君) 職務権限という面で、そういうものを一々学校の仕事を全部校長先生が何でもかんでもきぼくとすることはなかなかむづかしいことございませんし、また、お一人でできればいけないし、あるいは訪問者もあるだろうし、そういうふうな点があると思います。学校の教頭の場合にも、学校にいろいろな仕事があるわけでございます。たとえば外部のP.T.Aのお世話をしなければいけないし、あるいは訪問者もあるだろうし、これが、教頭の役割りというのには。

○政府委員(岩間英太郎君) 整理というのは、文

味では、似通ったところがあるわけでござりますけれども、仕事の性質上、学校と一般の行政機関のだと、こういつたかと思うと、それならば、職務とか権限の面では同じですかと言つても、それにはどうなりますか、二人ともなかつたんだ

でございます。ただ、その仕事の性質という点から申しますと、同じような役割りを果たされる職務と、それが違うみたいな違わぬみたいな話なんですか。

○宮之原貞光君 仕事の性質上同じだというんですか、違うというんですか。ちよつとあなたのことばが低いのでよくわかりませんが、次官といわゆる仕事の性質が似ておるという意味なんですか。

それとも職務権限が同じだという、仕事の性質はいろいろ違うけれども、でも職務権限で見れば、大体次官みたいなものだと、こういうふうに理解しているんです。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、これは重要な問題です。どっちなんですか。

○宮之原貞光君 そこにあるんです、この条文上。どこにあるわけでござります。

○宮之原貞光君 そうすると、教頭は監督権があるんですか、尋ねますけれども。これは重要な問題だと思います。

○宮之原貞光君 これは、「校長を助け、校務を整理」するという、その表現の中に、校長を助けて、そういう管理監督の職務を校長にかけて行なうと。かわってと申しますか、校長の権限の委任の範囲で監督をする。これは先ほど先生からも申されましわゆる官造物理論と申しますが、そういうふうな考え方をすれば、そういうふうな関係が明らかになるわけがあります。

○宮之原貞光君 私は重大だと思うんですよ。校長は、あなた、部下教職員を監督すると、きちんと出ているんですよ。教頭の役割りは、校長を助けて、校務を整理するだけでしょうが。それが、

校長と同じような監督権があるということは、これはどうしてもその法文では理解できませんよ。

○宮之原貞光君 どうも一番書きどいところになるとわかりませんが、それならば、端的に聞きましたらその役割りの性質、そういうものは似ておるということが言えると思います。

○宮之原貞光君 どうも一番書きどいところと

員に事故があつたような場合に考えれば、一番はつきりするわけでござりますけれども、その場合には、文部省でございましたら局長だと、それから次官だとかというのは、やはりその責任をとらなければいけないというふうな形になるわけでございます。学校の場合でも、やはり部下の職員の監督が十分でなければ、それは教頭とか校長とかというには当然その責任を問われるという立場にあるわけであります。

○宮之原貞光君 そうなれば、先ほど来教頭は管理職にやありませんかと言えば、いや、管理職じやありません、こう一生涯あなた抗弁しておったがね。監督権があるというならば管理職でしようが、名実、天下晴れでの。そつすると、先ほど来て質問しておつた、これから見ればもう児童云々というよりも管理者としての立場に立つんですねと言つたら、いや、そういう解釈されると云々と一生懸命逃げ回つて、事のあげく、二、三十分してようやく、そういう立場に立つと、こう言っておつてね。それは監督権、監督があるということになれば、これはあなたの完全な管理者じやありませんか。どつちがほんとうなんだ。どつちなんですか、それは、いよいよあなた、校長と一緒に管理者層じやありませんか、それなら教頭というのは、したがつて、先ほど来言つて、天下晴れて、この修正案によつて校長と肩を並べる管理者になつたんだと、こう理解すべきですねと言つたつて、それは、一生懸命ことばをこにしておつたけれどもね。あなたの論理でいって、監督権があるといつたといふなら、そつじやありませんか。明確に答えてくださいよ、そこを。

○政府委員(岩間英太郎君) 教頭が管理職であるということは、先ほど申し上げたとおりでござります。管理職というのは、管理または監督の地位にあるものが管理職でございますから、その意味では、管理監督の地位にあるわけでございます。ただ、まあ教頭の職務の内容としましては、それは一面をとらえたものであるという意味で、管理者であるかどうかという、監督者であるかとい

う御質問に対しましては、私が、多少先生から申しますと蛇足なことを申し上げているわけでござります。

○宮之原貞光君

そうすると、この法文、どこを見ても教頭が監督権があるというふうには考えられませんがね。どこを突けばそれが出てくるんですか。少なくとも、校長を助けるという意味においては、広義のそれはあるかもしれませんけれどもね。学校教育法の二十八条三項は、明確に校長の権限は監督権だと書いてあるんですよ。校長を助けるんだから、校務を整理するんだから監督権があるという、こういう解釈成り立ちますか。たとえば校長から命令された範囲とか、何とかといふ限定があるというなら、まだそういう理解のしかたもありますよ。けれども校長も教頭も完全に監督者なんだ、こういうことになれば、監督者がいよいよ学校教育の中では二人もできてきた。そうなると、名実ともに管理体制を強めるものだといわれたってしかたがないじやありませんか。そういうことになるでしょ、それなら。

○政府委員(岩間英太郎君) 校長が一人できるといふ意味じやもちろんございません。○宮之原貞光君 実質、監督者が一人できるということになるじやないか。

○政府委員(岩間英太郎君) 校長の命令とそれから教頭の命令が食い違つた場合を考えていただければ明らかでござりますが、それは校長の命令というのがもちろん優先する、監督というものが優先する。しかし、教頭は校長を助けまして、その授権の範囲内で監督権を有するというは、またこれ当然のことだと思います。

○宮之原貞光君 これは、私はやっぱりこの法案はいよいよ重大だと思います。こういうように、これはあなた方のあれですか、宣伝文書ですか。これを見ても、どこにもあなたの監督権者だとは出できていません。それなのに、今度はいよいよ尋ねてずっと詰めてみれば、監督権があると。こうしたことになりますと、いよいよこの法案の意図、特に修正をされてからますますこの

教頭法案の意向というのは、職場の管理体制を強めるために、これはやつぱり教頭というものの一部をつくられるんだと、こう理解してよろしくうございますね、それなら。

○政府委員(岩間英太郎君) 管理監督と申しますのは、そういう権限が与えられておるということをございまして、実際上、学校の運営が命令的に行なわれるべきではないというふうなことで申し上げましたのは、これは大臣から申し上げましたとおりでございます。

○宮之原貞光君 それならば、一体、教頭というのは現在どういう役割ををしておると、あなた方が理解されていますか、学校運営の中で。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、私どもは抽象的にどういう仕事にどういう時間がとられていくかといふうことなどを調べるというが、私どもの全般的な把握のしかたでござりますけれども、授業は教員の大体半分ぐらい、平均して半分ぐらい。それから、そのほかは校長を助けまして、事務でござりますとか、対外的な折衝でござりますとか、そういうふうなこととお仕事、そういうふうなお仕事系統のお仕事、あるいは教員を指導する、指導助言するというふうな仕事をお仕事、そういうふうなお仕事がかなりの部分を占めておる、そういうふうに理解いたしております。

○宮之原貞光君 学校の現場は、私は、あなた方が、そういうよう監督権を持たせてやろうといふことになると、ますますそれを助長することにしかならないと想定するんですかね。たとえば、これは私どももいただいたわけでありますけれども、「教頭職法律制定についての趣意」と書いて、全国公立学校教頭会長小笠原壽一さんですが、この人がいろいろ文書を出しておりますけれどもね。この中には、一般的の学校運営の中では校長の確かに補佐をやつておる、これは名称のいかんにかかるわらず。しかし、「その教頭は同時に、教員としては首席もしくは上席教諭であつて、校内の教員をまとめ、代表しました教員の相談役となる。」いわば職場生活におけるリーダーでもある。」言

うならば、教頭は学校運営上「職務活動の実態は慣行と個々の事例における人間関係など」云々と、こう述べて、言うならば、校長と一般教員の間のほんとうに潤滑油的な学校運営のいろんな人間関係の調整等、いろんなものをやりながら苦労しておるんですよ、実際、教頭さんというのは。それだから、やはり教育職の立場に立つて教育ということが重視をされなければならないというのこそがなんですか。だから学校の、特にこの教科指導とか、そういう面では先駆的な役割りをやつしているんですよ。そういう役割りを果たしているのが現実の教頭さんの大部分なんです。いわゆる校長の弁当持ちで、おしりだけついてちよつちん持ちをしているんじゃないのですよ。大部分の皆さんにはさまれながら、どうして両方の意見を調整しながら、学校運営をスムーズに円滑に、そして一つの学校運営体をまとめていくかということと苦労されておるんです。それを、あなた方がいま指摘されたように、こういうものを設けて、そうして法制化し、しかも、監督権もありますというものの解釈でいき、しかも、修正案によって教頭のその児童をつかさどるという面が非常に影が薄くなっていくということになれば、ますます実際的には、管理者意識の面だけしかこれは強調できなくなるんです。今日、いろんな理由の中で、ぎすぎすするところの職場の状況というものは、ますます二つに分かれしていく役割りしか、私は果たさないと見ておるんです、このことの促進しか。ほんとうに教頭さんが苦労しながら学校をまとめておるということを、その実態を考えようとするならば、これは、こういう一片の法律によつて決してできない。それをあえてしてやつてくる。しかも、私は何回も、ずっといろんな理由の中から申し上げましたけれども、そういう背景の中に、これはさておるだけに問題がないな状況を起こすということは、これは明白なんですね。そのことだけ私は申し上げて、私の質問を終わります。

○加瀬完君 質問に入る前に、委員長に一点お願ひをいたしたいと思います。

一つは、教頭がどういう試験で採用されておるかということを知りたいので、各都道府県の教頭採用の試験問題についてなるべく多く御提出をいただきたい。

第二は、総理が最近たびび教育問題で御発言をされておりますので、特に教育憲章の問題、それから「五つの大切、十の反省」といったようなことについて、次の委員会で文部大臣から若干の御説明をいただきたいと思いますので、そのように御措置をいただきたいと思います。よろしくございましょうか。

○政府委員(岩間英太郎君) 教頭や校長の試験につきましては、これは公表しているところとしているところとあるわけでございます。したがいまして、公表をしていないところにつきまして、私どもからそれを御提出するということはできません。

○加瀬完君 そういうことを要求していませんよ。実際、試験問題を出してやっているところをなるべく多く御提出をいただきたい。可能な範囲でけつこうです。

そこで、質問に入りますが、先ほど大臣の御説明では、潤いのある教育現場というものをつくりたい、それから、学校というものは、単なる行政機関ではない、教育の育つ場をつくることが大切でありまして、そして、これは校長の責任でもあります。第三には、よき教育環境をつくることが大切であって、命令と服従という関係ではだめだ、学校運営は、こういう趣旨が育成されることが望ましいという御発言がございましたが、これはよろしくうございますか。間違いありませんね。

○国務大臣(奥野誠亮君) そのとおりに考えております。

○加瀬完君 このいま審議をしております教頭法の内容といふものを、ただいままでの問答を拝聴しておりましても、大臣の言うよな趣旨が、十分そういう趣旨でつくられておるというふうには

私は判断できない。そこで質問を申し上げます

が、いまの質問にもございましたように、あるいは教頭会の報告にもありましたように、教頭といふものは、ある程度定型化しておりますね。教頭といふものをおしだった内容は、現行の教頭という形で採用の試験問題についてなるべく多く御提出をいただきたい。

では、そういう状態の中で、どうしてあらためて法定化されなければならない必要があるのか。法定化の理由は何ですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 一番大きな理由は、職としてその身分を確立するというふうな点があります。そういうことができるようにならなければなりませんけれども、そのほかに、たとえ校長が欠けたときは、その職務を行なうといふようなことが現在は法律でできないわけでござります。

○加瀬完君 宮之原委員からも質問がございましたが、教頭としての固有の職務というのは、結局校長と同じ管理職で、事故ある場合は校長にかわるべきもの、こういうことです。

○政府委員(岩間英太郎君) 私は、先ほど宮之原先生がおっしゃられました教頭の職務は、こうあるべきであるという職務の内容、私は、あれは非常によく教頭の職務内容を表現していただいたと

いうふうに考えております。

校長と一般教員の間に立つて、非常に御苦労しておられるというふうな実態があるということをございますが、校長を助けまして、実際の学校と

いう組織が、その能力を最も大きく発揮できるよう教員と校長の間に立つて、潤滑油的な役割りを果たしていただくということでございます。

一番目の職務というのは、非常にむずかしい職務でございますから、その職務の形態というのは、校長先生の御性格とか、何かによりまして、かなり

実際には違ってくる場合もあるかと思ひますけれども、その校長を助けまして、教育職員との間

の円滑な連絡をはかるというふうな意味におきましては、性質としては同じような性質であろうと

いうふうに考へておる次第でござります。

○加瀬完君 大臣がさつき望ましい学校運営の状況と、お話をなされた内容ですね。それからいま局長がおっしゃった内容は、現行の教頭という形で行なわれておるわけですね。だからこれを指導、助言して大臣なり局長なりの御説明のなさったような教頭の役割りというものを強化すれば、これは済むことで、あらためて法制化する必要というものは、法制化されても、今度の教頭法というものによっていまおっしゃったような内容が教頭の中の新しい任務として、新しい役割りとして、さらに育成、助長されるというような内容にはすぐには読めないわけですね。それじゃ、ほかに何かあるのかということになりますと、先ほどの質疑応答の中のように、やっぱり教頭はれっきとした管理職という地位を与えて、そうして児童の教育をつかさどることが本務ではなくて、校長を助け、校務を整理する、そういう役割りが新しい教頭の固有の職務だと、こう解釈するのが当然ではないか、宮之原委員の指摘は、そのまま認めざるを得ないわけでしよう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は、先ほど来から話を伺つております。教育現場が荒廃しているものだから、学校によつては一般の先生方と校長先生とが対決したようなかつこになつてしまつておる。そうしますと、教頭さんは管理職だからますます縮めつけに使うんじやないか、こういうふうに読まれてしまう。たいへん不幸な姿になつておるなどいうふうな感じを持つていたところでござります。行政機関と学校とは違うわけでござりますけれども、文部大臣を助けるものとして、事務次官あるいは局長あるいは課長、みんな管理職でございます。局を一つぶやしたからあるいは課長をふやしたから縮めつけをまたやるな、こんな感じをだれも持たないわけでござります。一般的の職員も課長も局長もみんな一緒になつて努力をしておるわけでございまして、

○加瀬完君 大臣の御意見は御意見としてわかりますが、どうも、錯認があると思うのです。日本のお教育界が全般的に混乱をしておつて、その混乱を防ぐために、教頭職というものを新しく設けなければならぬという、そういう理由は、大臣がおっしゃるよなには、私は、そうすべきだといふまでよき慣行として、宮之原委員が指摘したように、職場によつては、教頭職というものが法制化されなくとも、大臣の言うよな学校運営のうまいとかという議論をしているわけではない。いままでよき慣行として、宮之原委員が指摘したよなに、職場によつては、教頭職というものが法制化されなくとも、大臣の言うよな学校運営のうま

さといふものを教頭が果たしておいた面もある。よ

き慣行は、よき慣行として育てていくというのこれが筋ではないか。摩擦を起こすように、疑義が生ずるような新しい法律をつくって、よき慣行を破棄していくといふ必要はどこにもない、そう思ふのです。これは法制局もおられると思いますけれども、よき慣行が行なわれているなら、疑義を生ずるような法律を新しくつくる必要がないというのが、これが定説だと思いますが、どうですか。

○政府委員(味村治君) よき慣行が行なわれて、かといふことはいろいろ問題があろうかと思いまると申しました場合にも、その慣行がよいか悪いかといふことはいろいろ問題があろうかと思いますが、一応よき慣行だという前提でお答え申し上げます。

慣行と申しますと、これは、ある一定の事項が繰り返しならわしとして行なわれているとこどございまして、将来ともそれがならわしとして行なわれるということが保証されるわけではございません。そういう意味では、法律として法的な強制力を与えたほうがベターであるという場合もあるうかと思います。しかし、この問題は、立派政策の問題でございますので、法制局としては、ただいま申し上げましたような限度でお答え申し上げるほかないと思います。

○加瀬完君 商法なんかでは、法文よりも商慣習というのが優先しますね。あなたは、前の説明をよく聞いておりませんでしたけれども、いま教頭法が法制化したほうがいいかどうか、こういう問題を私は言っているわけではない。一般に慣行として、慣習として自然の中に法律を制定しようとする目的が行なわれているというなら、何も法律を新しくつくる必要はないじやないか、これが法律解釈の常識じやありませんか。より法律をつくったほうがいいかどうかといふことは、その慣行そのものが破壊されるだろう、慣行そのものに将来ゆがみを生ずるだろうといふことがあれば、そういう措置というのが必要になつてくるけれども、現状において、よき慣行がそのまま行なわれているという前提であるならば、それへワクをは

める必要はないというのは、これは法の精神から当然の常識じやないです。

○政府委員(味村治君) ただいま商法のお話がございましたが、商法は、商法の一条でも……。商法典がまず最初に適用がございまして、この商法典に規定がございませんと商慣習法にいきまして、そして商慣習法がなければ民法が適用になると、こういう順序になつております。民法に優先するという範囲で商慣習法を優先させた、民法に優先させたという点では商慣習法に優位を認められたわけでございますが、商法に対しても商慣習法に優位を与えているわけではございません。しかも、この商慣習法と申しますのは、すでに法的な確信に達しております慣習でございまして、慣行とはまた違うわけでござります。慣行と申しますと、ただ慣習的に、慣行的に行なわれている、ならわしとなつておるということでございますが、慣習法と申しますのは、そのならわしが法的でございませんけれども、も育つていくものだと存じます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 学校でよきんづりが進められてまいりますと、おのずからその中で良風美俗——何が良風美俗か問題があるかもしれませんけれども、も育ついくものだと存じます。

○加瀬完君 良風美俗というものは、法律秩序といふものでがんじがらめにしなければ育たないものでしようか、それも慣習として、法律規則を待つまでもなく自然に社会秩序が保たれる、こういうものではないでしょうか。御所見を承ります。

○加瀬完君 あなたの解釈おかしいよ、それは。民法でも商法でもいいよ、商慣習といふのは、法律に優先する場面が出てきているわけです。それほど慣習といふのは、ある法律によつては優先的に扱われている。そうすると、学校現場におけるよき慣習というものがあるならば、そのよき慣習は慣習の中で育てられるべきであつて、あるいはその慣習を育てるように、大臣のおつしやるようには、そういう学校経営の雰囲気なり条件なりといふものをこれは管理者がつくるべきであつて、現状法律をつくる必要もないようなよき慣行が行なわれているところに、法律を無理にかぶせる必要はないではないかと、こう申し上げておるわけでございます。

○国務大臣(奥野誠亮君) いや、良風美俗といふものは、法律でがんじがらめにワクをきめなければ育たないというものではなくて、むしろ、法律を必要としないで育つということのほうが本筋ではないかと。○加瀬完君 いや、良風美俗といふものは、法律でがんじがらめにワクをきめなければ育たないというものではないでしようか。御所見を承ります。

○加瀬完君 あなたの解釈おかしいよ、それは。民法でも商法でもいいよ、商慣習といふのは、法律でさらには守つていいくといふような場合もあるのじやないだらうかと、こう思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 良風美俗が育つてくれる、それを打ち破るものがある、そのためには法律でさらには守つていいくといふような場合もあるのじやないだらうかと、こう思います。

○加瀬完君 しかし、それは本筋じやありませんよね。法律なんといふものがないときから、良風美俗といふものは長い歴史の間にいかなる民族でもいかなる地域でも育つてきた。そして、その育つてきた良風美俗をさらに基準化するために、法律といふものがあとからつくれてきたわけであります。あなたの先ほどの御説明からすれば、教頭法という法律を待つまでもなく、さつきおつしやつたような雰囲気が学校にできておつて、あなたの混乱とおつしやいまつたけれども、そういう状態の

と大臣に伺いますが、学校というところは、どういうところだと大臣はお考えになりますか。良風美俗を育てるところだという説がありますが、これは御否定になりますか。学校というの、良風美俗を育てるところだ、こういう規定をする学者がありますが、そんなことはないと御否定になりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 学校でよきんづりが進められてまいりますと、おのずからその中で良風美俗——何が良風美俗か問題があるかもしれませんけれども、も育ついくものだと存じます。

○加瀬完君 答えだけ言えばいいよ、結論だけ。

○政府委員(味村治君) 商法の一条をもちまして、商法典がまず最初に適用がございまして、この商法典に規定がございませんと商慣習法にいきまして、そして商慣習法がなければ民法が適用になると、こういう順序になつております。民法に優先させたという点では商慣習法に優位を認めめたわけでござりますが、商法に対しても商慣習法に優位を与えているわけではございません。しかしも、この商慣習法と申しますのは、すでに法的な確信に達しております慣習でございまして、慣行とはまた違うわけでござります。慣行と申しますと、ただ慣習的に、慣行的に行なわれている、ならわしとなつておるということでございますが、慣習法と申しますのは、そのならわしが法的な確信にまで高められておるということでござりますので、必ずしも慣行があるから法律にする必要はないという御議論は、常に妥当するとは限らないと存じます。

○加瀬完君 あなたの解釈おかしいよ、それは。民法でも商法でもいいよ、商慣習といふのは、法律に優先する場面が出てきているわけです。それほど慣習といふのは、ある法律によつては優先的に扱われている。そうすると、学校現場におけるよき慣習というものがあるならば、そのよき慣習は慣習の中で育てられるべきであつて、あるいはその慣習を育てるように、大臣のおつしやるようには、そういう学校経営の雰囲気なり条件なりといふものをこれは管理者がつくるべきであつて、現状法律をつくる必要もないようなよき慣行が行なわれているところに、法律を無理にかぶせる必要はないではないかと、こう申し上げておるわけでございます。

○加瀬完君 だから、おつしやつていることがちよつと筋が通らなくなるんです。基本的に、学校のあり方といふものは、どうすべきかという基本的観念がやっぱり定まっておらないと思うんですね。あなたはさつきこうおつしやつたんですよ。あなたはさつきこうおつしやつたんですよ。

○加瀬完君 だから、おつしやつていることがちよつと筋が通らなくなるんです。基本的に、学校のあり方といふものは、どうすべきかという基本的観念がやっぱり定まっておらないと思うんですね。あなたはさつきこうおつしやつたんですよ。あなたはさつきこうおつしやつたんですよ。

○加瀬完君 単なる行政機関ではないと、学校といふものは、あなたはさつきこうおつしやつたんですよ。あなたはさつきこうおつしやつたんですよ。

○加瀬完君 あなたはさつきこうおつしやつたんですよ。あなたはさつきこうおつしやつたんですよ。

係だけでは困るんだと、潤いのある教育環境というのが望ましい。したがって、そういう環境なり経営のあり方というものは法律で押さえつけるということではなくて、自然発生的に人間関係の相互信頼という上からむしろ成り立つということのほうが好ましいんではないかと。現状は、そういうふうになつてている。なつてないところもあるとおっしゃるかもしれないけれども、なつているところもある。じゃ、なつているように、それを育していくことのほうが大切ではないか、私は、そう申し上げておるわけです。

そこで具体的に伺つてまいります。大臣はもちろんのこと、そこにお並びになつてある局長、課長、それぞれエリートですね。しかしながら、このエリートをたどれる原因というものを、あらざりの小中学校の教育というものを、あらざりの小中学校の教育というものをはさすというわけにはいかないと思つ。まあ齒にきぬ着せず申し上げれば、皆さんが小中学校の教師の人間的影響といふものが、いま顧みて大きいとお感じになりますか、校長なり教頭なりの組織の力が皆さんには國民に対するまあ責務と申しますか、そういう面もあります。

○加瀬完君 この教頭法というものは、そういう教師の人間が大切だ、人間関係が大切だという立場では、立法されではありませんね。

○政府委員(岩間英太郎君) これは組織の定め方でござりますから、表面的には、そういうふうなこともうかがえないのでござりますけれども、しかし、当然そうあるべきものだと、いうことを前提に、こういう規定が設けられるということは言えると思います。

○加瀬完君 当然、教師の人間性を信頼すべきものだとするならば、何も教頭法という新しいワクを信頼するというなら、私は、校長とか、教頭とか、管理権を大幅にゆだねて管理という形式で、した慣行に従つてやつておつて十分事足りるといふことにならうと思うんですよ。教師という人間の教頭は大なり小なり持つておると思う。新しい性格のものだと思うんですよ。これは、大臣にも先ほど宮原君が指摘したように、命令を出して、教育を信頼させると、こういう形を教育では取り得ない法律がきましたときに、「不当な支配に服することなく」ということで、全面的に信頼といふものを昔も非常に持つておりましたね。べつ視感をもつてわれわれは遇されましたよね。その反感といふものは私だけでなく、いずれも現場の教師は大なり小なり持つておると思う。新しい教育制度ができて、教育基本法なり、いろいろの法律がきましたときに、「不当な支配に服することなく」ということで、全面的に信頼といふものを教師自身に置いたわけでしょう。ところが、いままでの御説明を聞いても、教師といふものに信頼が置けないという前提出がどうかにありますよ、潜在意識に。私は、そういう考え方では教育は進展しないと思う。

どうも体験をかりて申し上げて恐縮ですが、私がかつて奉職をしておりましたある基地の市長は、その市はいわゆる軍都といわれるよう現役退役の将官などがたくさん住んでおりました。そういう者たちに対しては、この市長ははなはだ不遜と思われるほどでありました。しかし、小学校の先生に対しても、だれだれ先生といふことで、だれだれ君とか、だれだれさんだのといふよりも、だれだれ先生と初めて入ってきた教師にまでこのように尊敬をあらわしておりました。どうし

○委員長(世耕政隆君) 速記を始めてください。

○加瀬完君 時間を早くといいますから、それ教育は制度よりも教師の人間が大切だ、こういう点は、先ほどの質問に引き続いて皆さんお認めになるでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでござります。

○加瀬完君 この教頭法というものは、そういう教師の人間が大切だ、人間関係が大切だという立場では、立法されではありませんね。

○政府委員(岩間英太郎君) これは組織の定め方でござりますから、表面的には、そういうふうなこともうかがえないのでござりますけれども、しかし、当然そうあるべきものだと、いうことを前提に、こういう規定が設けられるということは言えると思います。

○加瀬完君 タイへん失礼なことばになりますが、そういう考え方方が悪い上りだと、私は思うのです。私も教師の経験がありますが、役人は同じ年齢でも、大学なりなんなり学歴が違うことがありますか、教頭なりの組織の力が皆さんには國民に対するまあ責務と申しますか、そういう面もあります。

○加瀬完君 たいへん失礼なことばになりますが、そういう考え方方が悪い上りだと、私は思うのです。私も教師の経験がありますが、役人は同じ年齢でも、大学なりなんなり学歴が違うことがありますか、教頭なりの組織の力が皆さんには國民に対するまあ責務と申しますか、そういう面もあります。

○政府委員(岩間英太郎君) 全く先生の仰せのとおりだと思います。私どもは、子供が先生方を尊敬できるよう私どもみずからが先生方を尊敬するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。また私も、及ばずながらそういう気持ちで特に先生方に対しましては、ことばづかいその他に敬できるように私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。そういう市長のところで教育はひとりで育つわけですよ。こういうかまえ方というものに対する法律の内容は国会で決めていただきまして、そぞうして國民の間にそれを周知するということでござります。こういうふうな教頭に関する規定を設ける、校長に関する規定を設ける、学校の制度について、法律で明らかにするということは、一面には國民に対するまあ責務と申しますか、そういう面もあります。

○政府委員(岩間英太郎君) 全く先生の仰せのとおりだと思います。私どもは、子供が先生方を尊重できるよう私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。そういう市長のところで教育はひとりで育つわけですよ。こういうかまえ方というものに対する法律の内容は国会で決めていただきまして、そぞうして國民の間にそれを周知するということでござります。こういうふうな教頭に関する規定を設ける、校長に関する規定を設ける、学校の制度について、法律で明らかにするということは、一面には國民に対するまあ責務と申しますか、そういう面もあります。

○政府委員(岩間英太郎君) 全く先生の仰せのとおりだと思います。私どもは、子供が先生方を尊重できるよう私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。また私も、及ばずながらそういう気持ちで特に先生方に対しましては、ことばづかいその他に敬できるように私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。そういう市長のところで教育はひとりで育つわけですよ。こういうかまえ方というものに対する法律の内容は国会で決めていただきまして、そぞうして國民の間にそれを周知するということでござります。

○政府委員(岩間英太郎君) 全く先生の仰せのとおりだと思います。私どもは、子供が先生方を尊重できるよう私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。また私も、及ばずながらそういう気持ちで特に先生方に対しましては、ことばづかいその他に敬できるように私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。そういう市長のところで教育はひとりで育つわけですよ。こういうかまえ方というものに対する法律の内容は国会で決めていただきまして、そぞうして國民の間にそれを周知するということでござります。

○政府委員(岩間英太郎君) 全く先生の仰せのとおりだと思います。私どもは、子供が先生方を尊重できるよう私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。また私も、及ばずながらそういう気持ちで特に先生方に対しましては、ことばづかいその他に敬できるように私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。そういう市長のところで教育はひとりで育つわけですよ。こういうかまえ方というものに対する法律の内容は国会で決めていただきまして、そぞうして國民の間にそれを周知するということでござります。

○政府委員(岩間英太郎君) 全く先生の仰せのとおりだと思います。私どもは、子供が先生方を尊重できるよう私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。また私も、及ばずながらそういう気持ちで特に先生方に対しましては、ことばづかいその他に敬できるように私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。そういう市長のところで教育はひとりで育つわけですよ。こういうかまえ方というものに対する法律の内容は国会で決めていただきまして、そぞうして國民の間にそれを周知するということでござります。

○政府委員(岩間英太郎君) 全く先生の仰せのとおりだと思います。私どもは、子供が先生方を尊重できるよう私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。また私も、及ばずながらそういう気持ちで特に先生方に対しましては、ことばづかいその他に敬できるように私どもみずからが先生方を尊重するという態度で臨まなければいけないんじゃないですか。そういう市長のところで教育はひとりで育つわけですよ。こういうかまえ方というものに対する法律の内容は国会で決めていただきまして、そぞうして國民の間にそれを周知するということでござります。

でありますけれども、少なくとも、教育行政の衝に当たる者は、この市長のような考え方というもので先生方に接するなら、先生方があなた方の心配されるような形しか仕事もできないといつうなことはあり得ない。あるいは話し合いをすれば、直ちにあなた方の御期待にも沿うようになる。もし、先生方のやり方に間違いがあれば、反省をすることにやぶさかではないと思う。こういう信頼感というものを持つてくれないので、初めてから教育行政の担当者と現場の先生の行き違いが生ずるということに私はなるのではないかと思います。

戦前でも、こういう人もおったということを考えますと、戦前、戦中、戦後にかかるらず、私は、教師に対する行政的立場の人の方といふものは、これは法律ではない、その人々の教師に対する尊敬の念のいかなうことになると思う。この考え方の方は皆さんお認めになりますか。好ましいものだとお認めになりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでございまして、少しも異論はございません。

○加瀬完君 大臣は、教育活動の発展は戦場の管理のみにあると、こう断定をなさいますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) たびたびお答えを申し上げておりますように、個人個人の能力適性を伸ばしていく、それが人を育てるゆえんだ、したがいまして、個々の先生方がそれを創意くふうを尽くして、個人個人に適応した教育のあり方、情熱を傾けてやつていただきなければ、それぞれの児童生徒がみずから学びとろうとする意欲をわかしてこない、こう考えているわけでございまして、したがいまして、自由闊達に先生方が努力してくださいと、そういう環境をつくり上げていくことが大切だ、校長さんの責務もそういうところにあるんだだろう、こう思つております。

○加瀬完君 大臣は、二月二十日の衆議院文教委員会でのこの教頭法の御答弁の中で、「管理が十分に行なわれないようにして組合が思うように振り回したいと思っているのだ、こんな見方もできなければいけじやございません」と答えている。これは

一体現場の教師を信頼している発言になりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教頭職法制化に反対される方々が、しばしば管理強化を目指している、こういうように言われるわけでございます。管理強化は目ざしていないけれども、管理が適正に行なわれる。それぞれの先生方の責任分担を明確にしていく。そして協力しやすいような体制にする、そこでござります。おそらくあるいは管理強化というようによく言われるわけでござります。管理は目ざしていないけれども、管理が適正に行なわれる。それはおしゃるよろに創造性なり自發性なりと、いつものでなければ教育は進展しないのですから。動きがないですから。レールをはめたりいろいろの規則、規約で制限をする条件の中で、能動的に精神作用が働くということは、これはあり得ないでしょう。ですからあなたの教頭法の説明を承つておりますが、一体これで教育を進めることがあります。私が発言したことをお取り上げになつてているんじやないかと思ひます。私の方は一つも考へません。ただ、締めつけだけを考へる、あるいは命令と服従、こういうような姿勢を強要する。これはもうとんでもない考へ方だと、こう思ひます。管理が適正に行なわれまして、お互いの責任分野を明確にする、そして助言と協力、みんなが努力をし合つて、教育の効果をあげようと一身同体で努力をし合つていくという体制、これは私はたいへん大切なことだ、こう考えております。

○加瀬完君 そこが若干見解の相違するところでね。管理といふもので教育が運営されるということ 자체が教育効果を阻害することになると、私は自分の体験から思つてるので、大臣の言う管理といふのは管理ではなくて、教育運営の教師と校長の一體感、あるいは教師と児童の一体感、こういう一つの教育目的に向かつて同一の感情で運営を進めいくといふ、こういふ心組みですよ。そういう心組みができるかできないかで学校が進みますけれどもおっしゃいました一部に混乱がある、あるいは教頭法なんかの制定に反対している向きがある。これはけしからぬ。けしからぬところがあるかもしれません。しかし、広い意味での教育運営が円滑を欠いていたとするならば、これは管理体制に批判をする者だけの、教員側の責めといふ断定が下せますか。下していらっしゃるようですが、ね、どうして下せるのですか。と申しますのは、校長なり教頭なりは、そういう部下職員を十分指導をし、啓発をしていかなければならぬ義務があるでしょう。ほんとうの教育者であるならば、その教育者の識見といふものに敬意を表しない教員が一人でもおりますか。教育者の識見ではなくて、教育者のものの見方や考え方ではなくて、管

ら何かかぶせられるような、手足を縛られるようではある。されど、校長なり教頭なりあるいは教育委員会の考へだけで一つのレールに乗るかもしませんけれどね、レールに乗るという、そういう速力、スピードは出でこないのでよ、教育といふものは、先ほどおっしゃるよろに創造性なり自發性なりと、いつものでなければ教育は進展しないのですから。動きがないですから。レールをはめたりいろいろの規則、規約で制限をする条件の中で、能動的に精神作用が働くことは、これはあり得ないでしょう。ですからあなたの教頭法の説明を承つておりますが、一体これで教育を進めることがあります。私が発言したことをお取り上げになつてているんじやないかと思ひます。私の方は一つも考へません。ただ、締めつけだけを考へる、あるいは命令と服従、こういうような姿勢を強要する。これはもうとんでもない考へ方だと、こう思ひます。管理が適正に行なわれまして、お互いの責任分野を明確にする、そして助言と協力、みんなが努力をし合つて、教育の効果をあげようと一身同体で努力をし合つていくという体制、これは私はたいへん大切なことだ、こう考えております。

○加瀬完君 そこが若干見解の相違するところでね。管理といふもので教育が運営されるということ 자체が教育効果を阻害することになると、私は自分の体験から思つてるので、大臣の言う管理といふのは管理ではなくて、教育運営の教師と校長の一體感、あるいは教師と児童の一体感、こういう一つの教育目的に向かつて同一の感情で運営を進めいくといふ、こういふ心組みですよ。そういう心組みができるかできないかで学校が進みますけれどもおっしゃいました一部に混乱がある、あるいは教頭法なんかの制定に反対している向きがある。これはけしからぬ。けしからぬところがあるかもしれません。しかし、広い意味での教育運営が円滑を欠いていたとするならば、これは管理体制に批判をする者だけの、教員側の責めといふ断定が下せますか。下していらっしゃるようですが、ね、どうして下せるのですか。と申しますのは、校長なり教頭なりは、そういう部下職員を十分指導をし、啓発をしていかなければならぬ義務があるでしょう。ほんとうの教育者であるならば、その教育者の識見といふものに敬意を表しない教員が一人でもおりますか。教育者の識見ではなくて、教育者のものの見方や考え方ではなくて、管

理職といつて立場だけを形式的に強要してくるから、まじめな教師から反発をされる場面だってあるわけですよ。そういうことを全然抜きにして、命令に従えないと、それが取り上げるか。まだ、校長、教頭の意見がいつでもそのままおっしゃるよろに創造性なり自發性なりと、いつものでなければ教育は進展しないのですから。動きがないですから。レールをはめたりいろいろの規則、規約で制限をする条件の中で、能動的に精神作用が働くことは、これはあり得ないでしょう。ですからあなたの教頭法の説明を承つておりますが、一体これで教育を進めることがあります。私が発言したことをお取り上げになつているんじやないかと思ひます。私の方は一つも考へません。ただ、締めつけだけを考へる、あるいは命令と服従、こういうような姿勢を強要する。これはもうとんでもない考へ方だと、こう思ひます。管理が適正に行なわれまして、お互いの責任分野を明確にする、そして助言と協力、みんなが努力をし合つて、教育の効果をあげようと一身同体で努力をし合つていくという体制、これは私はたいへん大切なことだ、こう考えております。

○加瀬完君 そこが若干見解の相違するところでね。管理といふもので教育が運営されるということ 자체が教育効果を阻害することになると、私は自分の体験から思つてので、大臣の言う管理といふのは管理ではなくて、教育運営の教師と校長の一體感、あるいは教師と児童の一体感、こういう一つの教育目的に向かつて同一の感情で運営を進めいくといふ、こういふ心組みですよ。そういう心組みができるかできないかで学校が進みますけれどもおっしゃいました一部に混乱がある、あるいは教頭法なんかの制定に反対している向きがある。これはけしからぬ。けしからぬところがあるかもしれません。しかし、広い意味での教育運営が円滑を欠いていたとするならば、これは管理体制に批判をする者だけの、教員側の責めといふ断定が下せますか。下していらっしゃるようですが、ね、どうして下せるのですか。と申しますのは、校長なり教頭なりは、そういう部下職員を十分指導をし、啓発をしていかなければならぬ義務があるでしょう。ほんとうの教育者であるならば、その教育者の識見といふものに敬意を表しない教員が一人でもおりますか。教育者の識見ではなくて、教育者のものの見方や考え方ではなくて、管

かし、その方は教育者としてはりっぱだけれども、管理職としては向かない。よく小林武さんがこのことをおっしゃる、私も全く同感だと思います。管理職ということになると、すぐ締めつけをするのだとか、あるいは一般的の先生方に命令をするのだとかというふうに受け取られるいまのお話は、私はあまり理解できないです。教育はいかにあるべきかということについては、私はお話を伺っておりますと、お互の間にそう変わりはないと思うのであります。いかにあるべきかといふ教育の姿を具現していく、そのため、組織運営はどうあるべきかということで、教頭職といふようなものも定められてきているのではないか。そして教頭さんが校長さんを助けて、校務を整理していくのだ、もっぱら教育に当られる先生方の手数を校務の整理のよくなことにあまりわざわざないようにしていくのだというようなことであるのじやないだろかと、こう考えておるわけでござります。ただ、教育の現場があまり好ましくないようなさんだ姿になつていることが多くなつてゐる場合が多いのじやないだろかと、こう思つております。むしろ、そういうものを積極的に直していきたいということを考えておるわけでございまして、現在の教頭職は命令で書かれている、それをことさら実態を変えようというような意味で、われわれ法制化を持ち出したわけじゃございませんで、先ほど来初中局長からお答えしているとおりであります。

○加瀬完君 それならば、教育をさらに効率化するためには、そういうはじめな教育者を優遇するところを先に考えるのか、おっしゃるように、組織運営の体制を考えるのか、あなた方はいま後者をとつておるわけだ。教頭職というものをさらに法制化して、御説明によれば、組織運営による能率を上げようという、組織運営にどういう能率をあげようとしても、それは教育効果をあげることにはならないという立場を私はとつておるわけです。おっしゃるよに、教育効果をあげようとす

るならば、報われないほんとうの教育者というものをどう優遇するかということを考えることなんです。私は、校長とか教頭とかといふものは教育に接して教えるものが教育者ですよ。ですかに接して教えるものが教育者ですよ。ですかに接して教えるものが教育者ですよ。教員をやりますと、一学級を持つて世話をした子供たちは、何十年たつたつていたずねてきますよ。ずいぶん本人としてはうぬぼれもあるって成績を上げたつもりでも、学級を持たない校長などで、あの校長先生に指導されたとかありますねんよ。ところが、校長とか教頭とか、こういうものを一生懸命待遇をして位づけをしようと考えておりますけれども、ほんとうに教育をしている者を、これを優遇しようという考え方はないじやないです。それはまあ、一〇%上げたとか、また一〇%上げるということはありますけれども、それは全部上げるでしょう。校長や教頭には管理職手当も出る。じや、ほんとうに、校長にもならないで、先ほどお話しのように、私は校長なんかはするのはいやだ、一学級受け持つたほうがいいとはじめにやっている先生は、どこで報いられていますか。こういう先生を報いるという体制をとるなら、文部省が出そうが、だれが出そうが、われわれは全面的に賛成しますよ。ほんとうの教育者というのを待遇する対策ではないんだ、この教頭法というものは。比べてみて、ほんとうの教育者を待遇するというものがとつておるわけだ。教頭職というものをさらに法制化して、御説明によれば、組織運営による能率を上げようという、組織運営にどういう能率をあげようとしても、それは教育効果をあげることにはならないという立場を私はとつておるわけです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 全然、別個のことを御議論になつておるわけだ。私は聞こえます。そこで、管理体制の位づけだけが先になつていて、管理職のほうでは、国家社会の命運の託されているところで働いていただいている先生方の責任は非常に重いのだ。責任が重いから、それだけ給与を厚くしていいことは、当然のことだという考え方方に立つてあります。同時に、その中で、御指摘のじやないですよ。教員をやりますと、一学級を持つて世話をした子供たちは、何十年たつたつていたずねてきますよ。ずいぶん本人としてはうぬぼれもあるって成績を上げたつもりでも、学級を持たない校長などで、あの校長先生に指導されたとかありますねんよ。ところが、校長とか教頭とか、こういうものを一生懸命待遇をして位づけをしようと考えておりますけれども、ほんとうに教育をしている者を、これを優遇しようという考え方はないじやないです。それはまあ、一〇%上げたとか、また一〇%上げるということはありますけれども、それは全部上げるでしょう。校長や教頭には管理職手当も出る。じや、ほんとうに、校長にもならないで、先ほどお話しのように、私は校長なんかはするのはいやだ、一学級受け持つたほうがいいとはじめにやっている先生は、どこで報いられていますか。こういう先生を報いるという体制をとるなら、文部省が出そうが、だれが出そうが、われわれは全面的に賛成しますよ。ほんとうの教育者というのを待遇する対策ではないんだ、この教頭法というものは。比べてみて、ほんとうの教育者を待遇するというものがとつておるわけだ。教頭職というものをさらに法制化して、御説明によれば、組織運営による能率を上げようという、組織運営にどういう能率をあげようとしても、それは教育効果をあげることにはならない立場を私はとつておるわけです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 全然、別個のことを御議論になつておるわけだ。私は聞こえます。そこで、管理体制の位づけだけが先になつていて、管理職のほうでは、国家社会の命運の託されているところで働いていただいている先生方の責任は非常に重いのだ。責任が重いから、それだけ給与を厚くしていいことは、当然のことだという考え方方に立つてあります。同時に、その中で、御指摘のじやないですよ。教員をやりますと、一学級を持つて世話をした子供たちは、何十年たつたつていたずねてきますよ。ずいぶん本人としてはうぬぼれもあるって成績を上げたつもりでも、学級を持たない校長などで、あの校長先生に指導されたとかありますねんよ。ところが、校長とか教頭とか、こういうものを一生懸命待遇をして位づけをしようと考えておりますけれども、ほんとうに教育をしている者を、これを優遇しようという考え方はないじやないです。それはまあ、一〇%上げたとか、また一〇%上げるということはありますけれども、それは全部上げるでしょう。校長や教頭には管理職手当も出る。じや、ほんとうに、校長にもならないで、先ほどお話しのように、私は校長なんかはするのはいやだ、一学級受け持つたほうがいいとはじめにやっている先生は、どこで報いられていますか。こういう先生を報いるという体制をとるなら、文部省が出そうが、だれが出そうが、われわれは全面的に賛成しますよ。ほんとうの教育者というのを待遇する対策ではないんだ、この教頭法というものは。比べてみて、ほんとうの教育者を待遇するというものがとつておるわけだ。教頭職というものをさらに法制化して、御説明によれば、組織運営による能率を上げようという、組織運営にどういう能率をあげようとしても、それは教育効果をあげることにはならない立場を私はとつておるわけです。

なりましたように、いわゆる人材確保の法案を提出していただいたわけであります。一般の公務員に比較して優遇されなければならない。何となれば、次代を背負う青少年を育てておるのだから、教育界は国家社会の命運の託されているところだ、国家社会の命運の託されているところで働いていただいている先生方の責任は非常に重いのだ。責任が重いから、それだけ給与を厚くしていいことがあります。

○加瀬完君 教頭法が教頭の優遇策でないということは、先ほどからも御説明があつたとおり、私

も、そうは言つておりませんよ。私の言つるのは、もうと優遇しろ、これは喜んで優遇させていただこう、給与の点についてもそれでよろしいということがありますならば、積極的にそつしたほうがいいと思います。また、これはこれなりに御議論が出てくるのじやないかと思ひますけれども、非常にけつこうなことじやないだろか、こんな感じもいたします。

教頭職の問題は、これは組織運営のあり方の問題でございまして、優遇するためには、この法案を出しておるんだと、どうじやないのでございまして、学校がその所期の目的を達していく、それにはどうしたらいいんだろうか、それはやはり職務分担を明確にしていくこと、これもまあ大切だらうといつようなことでございまして、校長先生がいかなくなつた場合に、だれが代理するかと、いうような問題もあつたりするわけでございます。私たちはずれにしても、社会から尊敬される先生、先生を尊敬する社会、そういう社会を打ち立てていかたいんだと、そのためには、やっぱり先生の質もやはり高くする、そのためには、思い切つて海外を見てもらう、社会が先生を尊敬するようになる一つの力にはなるだろう、こういうことも考えておるわけだ。教頭職というものは、比べてみて、ほんとうの教育者を待遇するというものがとつておるわけだ。教頭職法というのを待つておるわけだ。この教頭法というのを待つておるわけだ。教頭職法というのを待つておるわけだ。

おつと、こういうことから、私たち定年を引き上げられる県に対してもいろいろの面で協力しますよと、こういうことも申し上げたりしておる。そこには、いろいろ皆さんのお知恵を拝借しながら、総合的な施策を積極的に講じていただきたい。そうして、望ましい教育界をぜひ確立していただきたいものだと、かように考えておるわけあります。

するかわからない、だから事こまかくレールを敷いてやつて、このとおり渡らせるんだ。渡りぎわの悪いやつにはつけひっぱたいでやる。こういうぬぐうべからざるべつ視感というものがあなた方にはある。ないといふなら、こういふことは、現場の意見というものを十分聞いて、一応立案しても、はたしてそれが現場に受けれるかどうか、現場の意見というものを、校長、教頭だけではない、一般の先生方にも十分聞いて、そういう話し合いの上で、合意を求めることが当然なけりやならないわけだ。ほんとうに現場で一生懸命やっている先生方の意見を聞いて、教頭法というものを現場の先生の要求で定めたということじやないでしよう、これは、この作業の経緯から言つても、いかがですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) これは、いろんな見方があるんだろうと思うんですけれども、私は、こういうことも一つの原因になつてゐるんぢやないかなあと思います。たとえば、組合が職員会議の決議機関化を言つておられる。校務の分掌なんか

もあるんだろうと思うんですけれども、私は、こういうことも一つの原因になつてゐるんぢやないかなあと思います。

○加瀬完君 二つの点を伺います。

一つは、教頭さんたちは、あるいは校長さんたちは、大幅に校長なり教頭なりで教育運営のできる権限というものを一体求めているのか。ワクフ

けをされて、上からの命令の受託者として下に對しては下命者になることだけを求めているの

か。おのずとこれは、教育者である校長さんならば、教頭さんならば、教頭職の法制化いかんといふことではなくて、思い切つて私どもに教育をさせてくれる大幅な権限というものをまず求めたい

というのが、私は、これはもう大体の偽らない御意見だと思います。そういうことをあなた方はよく御存じないわけだ。何をほんとうに教頭が求めていたるわけですか。あなた方は戦前の教

育といふことを言つけれども、戰前はこんな不自由なものじゃありませんでしたよ。校長がもっと大幅にやつて、あんまり文句は言いませんでした。

大体、二年くらいで学務課長とか学務部長がかかることが多いわけですか。そんなこまかい

ことまでいまの都道府県の教育委員会の、特に文

私はあるんぢやないかなと、こう思つておいでございまして、先ほどの文章を伺いながら、やっぱり教育の現場が荒れている一つの証拠になるのかなと思いますけれども、そうして御意見を承つて、それでございます。いずれにいたしましても、先生方の処遇を引き上げていく、また、熱心にやっておられる方々についていろいろな面において優遇の措置を講じていく、これは具体的なことを御提案いただきましたなら、私も喜んでそういうものの実現に努力をしてまいります。ほんとうにそうしたい気持ち一ぱいでございまして、当委員会でも何度かそういう意見も出ておるわけでございます。かりに特別昇給の道を選べとおっしゃるなら、喜んで私はそういう道も選ばせていただきます。

また、これはこれなりに御議論もあるところだろうかと思います。まあ、いずれにしましても、具体的な御提案がございましたら、喜んで私は、そう思つております。

○加瀬完君 二つの点を伺います。

一つは、教頭さんたちは、あるいは校長さんたちは、大幅に校長なり教頭なりで教育運営のできる権限というものを一体求めているのか。ワクフ

けをされて、上からの命令の受託者として下に對しては下命者になることだけを求めているの

か。おのずとこれは、教育者である校長さんならば、教頭さんならば、教頭職の法制化いかんといふことではなくて、思い切つて私どもに教育をさせておられるわけですが、どうぞ

法制度化を希望しておられる、それは権限はしいから言つておられるのじやなくて、教育の現場が非常にすきでいる、私はいま公選制の問題を申し上げたわけですが、どういうよう

な対立関係をなくしていただきたい、円滑な、もつとも潤いのあるものにしたい、私はこれが一番の御希望ではなかろうかと、かよう考へておるわけでござります。権限だけのことなら、いまと何にも変わりないんです。していえば、校長さんがい

ない場合に、代表をどうするかというような程度のことだらうと思ひます。これは内藤先生からも御質問のあつたとおりでございまして、実質的に

は、何にも変わりはないということを御理解いただいたおきたいと思います。

それから組合を不逞のやから視しているかと、こうおっしゃいましたが、組合にもいろいろござりますと。しかし、決して不逞のやから呼ばはりますよ。そういう気持ちはいまも持つて

おります。しかしながら、決して不逞のやから呼ぶべきではありません。しかし、感じていてと

ころは率直に申し上げさせていただきます。お互

いにやつぱり思つてることはずばりばり言い合つて、そして反省もし、そして改善の努力も尽くし

ていけばいいんじやないだろうかと、こう思つておるわけでござります。究極的には、先生方と、

あるいは教師の集団と文部省なり地方の教育委員会とがほんとうに力を合わせ合うのではなければ、

教育の振興といふものはあり得ない、これは私の信念でござります。ですから、協力し合えるよう

な体制を一日も早くつくり上げていきたいものだ、これが私の最大の使命だと、こんな感じまで持つておるんです。

○加瀬完君 それには全く同感ですよ。

そこで、教頭さんは、教育指揮権を大幅にふるいたいと、こういふ考え方には私は反対する者はいません。教頭法といふものは、教育指

権力を大幅に与えるわせるように教頭に権限を与えるということではなくて、教頭法制化といつ一つのワクをきめて、文部省の考え方の伝達機関にしようという考えは毛頭ございませんか。これが一つ。

それから、組合と話し合っていただくことはけつこうですね。文部省でありますから、組合の悪いことはぱりぱりこれは指摘することも当然。ただし組合の、ただ、経済的要求をすれば事足りるんだという御見解であれば、これは間違いだと思う。現場の先生ですから、組合員と言つたつて。現場の先生が文部省に対して、こうしてもらいたいとか、教育の目的について、こういう点は考えられないかと教育論についていろいろ申し出をするのは当然でありますし、これをあなた方が受け入れて話し合いをするのは当然じゃないですか、これは。そういう考え方方に立てるのかどうかということ。話し合いと言つたって、ワクを非常に強めて、いろいろ教育現場としての注文は組合からは一切受けませんよと、こういうことでは困ると思いますが、この点はどうです。

それから第三の問題は、第二組合というものを育成していますね、助成していますね、文部省の指導は。どうして現在ある組合ときつきおつしやつたようにひざ突き合わせて、反省を求めるなら反省を求める。言うことがあるなら言うことを言わせると、こいつら態度をとらないんですね。ここに二つの都道府県に組合がある、そうすると、必ず第二組合のほうに応援している。それから第一組合がお気に添わないと、第一組合の育成を表向きに援助している。こういう実例がありますよ。こういうことがとるべきことなのかどうなのか。これじや不信心を買わざるを得なくなるんじやないですか。話し合いをしようつたて話し合いにみぞができるることは当然じゃないですか。最初の文部大臣の御態度のように、もとと私は日教組といふことではなくて、現場の先生という立場で、現場の先生の団体ですから積極的な話し合いをする

をしたいと思いますが、その三点についてひとつあらためて伺います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 教頭職を単なる文部省の伝達機関としようと考えているのかというお話をございましたが、そんなことは毛頭ございません。しかし、いずれにいたしましても、文部省や

先生方との間でもつとお互いの意思が疎通し合うような体制を確立していくことが非常に重要な課題だなあと、こんな気持ちは持っております。

第二に、組合は勤務条件の維持、改善をはかることがあります。しかし、勤務条件の維持、改善をはかることを目的とすると書かれているとおりだと、こうう考えます。勤務条件の維持、改善、これは別に狭く解釈しなければならないとは思つております。だから、これは、このとおり受け取つていいんだと思います。

そこで、問題になるのは、政治活動の制限の問題だと思います。公務員全体に政治活動の制限がござります。私は、その中でも先生方は特に政治活動についてはみずから規制しなければならない職種だと、こう考え、また常日ごろそう申し上げております。教育基本法が、特に「学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動についてはみずから規制しなければならない」ということなら問題だけれども、しかしこれは、何も政治活動をここで議論するところじゃありませんから、もつと政治活動については教育に影響するところがありとすれば、それはお互いに話し合いで解決するということを私はそれも拒むものではありませんけれども、個人の政治活動を制限されることはあり得ないことだと思います。

それから問題の教頭ですけれども、教頭は、この法律で何か新しいものを与えられましたか。教育的な運営の上で新しいものが与えられましたか。

○政府委員(岩間英太郎君) 大臣からもお話し申しあげておりますように、組織の中での教頭の位置づけということを私ども考えておるわけでございます。先生が先ほどおっしゃいましたように、教頭さんになられるよりも学級担任をしたほうがいいというような、その御希望の方もおられるだろうと、確かに私はそういう方もおられると思います。まあ、教頭さんというのほんとうの裏方と申しますが、言つてみれば、そういうふうなめんどうな仕事をお願いするわけでございまして、それよりはむしろ子供たちの教育をやっておった

じやないかというお話をございました。どういう点をおっしゃっているのかわかりませんが、具体的にお教えをいただきますと、私たちよく注意をしてまいりたいと思います。

○加瀬完君 それは、日教組に話し合いのときに聞いてくださいよ。当面の担当の方から伺つたほうがいいであります。ここでは私は関係者もおりますので発言を差し控えます。

それから、政治活動といいますけれども、個人の政治活動というものを制限されることはできなうがいいであります。このとおりは、私は関係者もおりますので、これは、このとおり受け取つていいんだと思います。

そこで、問題になるのは、待遇をもっと上げるといふこと、つまりは、公務員の指導、教育活動をより多く行なうことです。しかし、教育活動をする上には何か新しい権限といふものを与えられておるのかどうか、そういう点を伺つておるわけです。

○政府委員(岩間英太郎君) それは、今まででもそのとおりだと思いますが、新しい教員の指導、教育その他の政治活動をしてはならない。」、こうまで書いてあるわけでござりますので、その趣旨は明確じやないだろうかと、こう思うわけでござります。特定な政治活動に意欲を燃やしております。

と、どうしても特定の政治思想に児童生徒を仕立て上げようとするを得ない。そういうことはやつぱり避けるべきだなあと、こう考えているわけでございます。それだけに、日教組が運動目標の中に、政治活動を制限しているのはけしからぬ、そのためのいろいろな法律があるけれども、この空文化、一つ一つ空文化するための戦いを強めていくんだということを運動方針にあげておられるあの精神は、私は強く反省を求めて、こういう気持ちでおるわけでござります。

第三に、第二組合を育成する努力をしている

ほうがいいんだというようなお考えもございましょうけれども、やはりその裏方の存在というの

は、これは必要なことでございまして、学校といふ組織がその能力を十全に發揮するためには、どうしても、こついうふうな方々の存在というの

を考えざるを得ない。まあ、ごめんどうでもそういうことをお引き受けいたくというふうなことにして、それ以外にはございません。

○加瀬完君 私の伺つておりますのは、いままで話はよくわかります。しかし、教育活動をする上には何か新しい権限といふものを与えられておるのかどうか、そういう点を伺つておるわけです。

○政府委員(岩間英太郎君) それは、新しく教育運営ができるような権限を与えるということのほうが先だと思うんですよ。しかし、そういうものは、何もここには満たされておらない、本法では。そういうことを言いたいんです。

そこで、大臣に伺いますが、大臣は、衆議院の御回答の中でも、教育権は国民にあることは認めると、しかし、その教育権は、教師が信託されいるということはどう考へても、それは解得ない、こうお答えになっていきます。それは、局長、答えてもいいですよ。「教諭は、教育を掌る。」ということは、それでは、どういう内容になりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 教諭は、具体的に、先ほど先生がおっしゃいましたように、一クラスの子供を持ちまして実際に教育を行

なつていくことがあります。もちろん、それにつきましては、学校の教育課程に従うということは当然のことでございます。そのほか校長先生や教頭先生の指導を受ける、あるいはほかの先生の助言を受けるというようなことは当然あるわけでございますが、それに一クラスなら一クラスを持つまして、その教育につきましては責任をもつてその実施に当たると、そういうことであろうと思います。

○加瀬完君　といいますことは、国民が持つてゐる教育権というものを教育活動というワクにおいて教師は信託されておる、委任をされておると、

当然これは解釈できるんじゃないですか。実際に子供を教えることが教師でない者にできますか、

法律的に。たとえば文部省、教育委員会、こういふものは、教育委員会の教育長、直接子供を教えることができますか。文部大臣だって同じだ。と

いうことになりますと、教師だけが子供を教えるといふ、こういう権限といふものを委任されてしまうといふことになるんでしょう、法律的には。だから、それを教師が信託されているということはあらわしていいかは問題があつても、実質的には、こういう国民の教育権というものを委託され

て実質的に教育を実行するものは教師である、こういう考え方を、これ、はばむわけにはいかないでしょ。

○政府委員(岩間英太郎君)　委任を受けて、そつ

いう権限を持つておるといふお話を、そういうふうな表現でもよろしいんじゃないと思いま

すが、ただ、國民から直接に先生に権限がいつているわけじゃない。國民は、國民の代表者である國会に、そういうことをまずお願いする。國会で

は法律を制定いたしまして、どういうふうに教育を運んでいくのかということになるわけでございま

す。その國会の法律に基づきまして、行政機関、つまり文部省とか、教育委員会がその法律を具体的に実施をする。その具体的に実施する規則を制定したりするわけでございますが、その範囲におきまして、学校が教育課程を編成する。その教育

課程の範囲内におきまして、教員が具体的に教育を行なつてゐることでございます。やはり國民の代表者である國会を通じて行動するということは当然でございます。

○加瀬完君　いいかげんなこと言つちや困ります。

よ。教育課程は、そういうことになつたかもしだけです。文部省が教育をする権利がありますか。

あなたは文部省が何だのかなんだといろいろなことを言つてゐるけれども、そういうものの考え方

がおかしいんだよ。文部省は教育権がありますか。あつたということならたいてんんだよ、これは。

○國務大臣(奥野誠亮君)　加瀬さんにこんなことを申し上げるのはたいへん恐縮な感じがするので

すけれども、日本国憲法の前文をごらんいただき

ますと、「日本國民は、正當に選挙された國会における代表者を通じて行動」、「ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と、

こう書かれておるわけであります。先ほどおっしゃいましたように、教育権國民にあること私

は否定をいたしません。その國民にある教育権を受けるままで、國なり地方団体なりが國民が教育権

を受けまして、國なり地方団体なりが教育権を十分満足できるよういろいろなものの施設を整備していかなければならぬ、そういう義務を負つておるものだと思います。そこで、國会が憲法なり学校教育法なり、教育基本法、一連の法制を通じまして小中学校や高等学校の教育内容はどうあるべきであるか、学校教育法に書かれている

わけでございましょう。また、それを受けまして教育課程は監督長が定めるのだ、こう書いてあるわけであります。そういうことで、文部省では

これで決定しているわけであります。そして、これがに基づいて学校が個々の教育課程をきめるの

だ、こう書いておるわけでございまして、同時に、教育をつかさどります先生方につきましては、資

は、文部省まかされておりませんよ。國会、國会と

と言つけれども、教育基本法によつて地方教育委員会が國民を代表して教育の行政権というものを

持つてゐるので、公立學校の場合は、私の

言つてゐるのは、直接子供を教えるこの権能と

いう前提があるからです。あなた方のように

何してもいいかにしていいと、そつとうよう、

教師を見ることがどいい間違ひだ。しかも、そつ

う権限は文部省にはないんだ、教師の活動に誤

りがあれば、それは地方教育委員会の監督権があ

るわけだから、地方教育委員会が監督に当たるべ

きだ。地方教育委員会から、あなたの方の手に余る

からどうしたらいいですかと、指導助言を仰いだ

ときのみ、あなたの方の意思が働く余地があるので

す。私は、そういう理屈を言おうと思いませんけ

れども。

それで、とにかく教育を担当しているものは教

師なんですよ。当然、この教師というのは、優秀な教師という前提ですよ。そういうよう教育

をする主体が教師だということになれば、教育条

件や教育環境を整備する義務が國や地方団体にあ

るわけです。こういうたてまえをくずして、いままでの文部省のやり方のように、指導要領でも、

何でも教師の良心に待つべきものまでも、みんな

こまかくきて、文部大臣の言うように、ゆつた

りした雰囲気だとか、あとで言いますけれども、

子供と教師の接觸なんといつてもそういう余裕の

発揮する余地があるかどうかということは、実情見ればすぐわかると思います。そのように、大体

體的に視察をしてみれば、教師の良心がどれだけ

いいんだ、だから何からかにまできちんときめてや

れど、こういうものの考え方を文部省やめなさい

ということだ。そういう根本思想というのが大い

に誤っている。それじや、不逞のやからとは言わないけれども、はなはだ不逞な行為のあるものがあるのだと言つなら、なぜ、そういうものがあるなら校長、教頭が指導できないんだ。それを校長、教頭が指導する責任が当然あるでしょ。それを処罰するほうにだけ校長、教頭に応援しておつて、校長、教頭の無能力ということはひとつも責めておらない。ほんとうの教頭なり、ほんとうの校長なら、そんな十人や二十人のところであなた方に非難をされるような部下をそのままに見のがしておくはずがないですよ。だから、そういうただ校長、教頭だけをあなた方がたてにしておつても、教育の振興というのはできないという点を私は申し上げたい。

そこで、よく大臣は、学校現場が混乱していると言いますけどね、混乱というのはどういう点ですか。じや、混乱しない状態というのはどういうことですか。これを御説明をいただきましよう。

○國務大臣(奥野誠亮君) 学校に奉職しておられる職員の方々みんなが助け合つて、一致協力して

努力をする、そういう潤いのある環境、これは、私は非常に大切なことだと思います。混乱している

というのは、その間に対立関係が生じたりして、いがみ合つたりしている姿が見受けられると、そ

ういうことを非常に心配をしているわけであります。

○加瀬完君 ですから、対立があるとすれば、そんな対立をほぐすことのできないような校長なり教頭なりであつたら、管理能力についても疑問があるということになる。またなぜ校長、教頭にも手に余るような混乱状態があるというならば、

地方教委にあなた方は指導しないですか。地方教委の責任で、校長、教頭の考え方が正しくて、は

なはだ教員の個々の考え方があつただといふなら、

地方教委は当然それを校長、教頭を助けて指導しなければならない義務があるでしょ。しかし、内申権じやありませんが、大体、内申権でも何で

みんな委任事務みたいに集めておいて、内申の有無にかかわらず、委任を受けたからといふので

ある。そういうものに当然の義務を果たすように助言指導をすればいいんですよ。校長じやあぶないから、もつ一つ教頭といつのをおつづけて、ただし金は払わないよ、しかし校長になりたがつてはるんだから、大体格づけておけば一生懸命やるだろうと、で上から命令出して取り締まりやらせよう、駐在巡回みたいな扱いを教頭とか校長にやらせるという考え方をやめたほうがいいよ、これは。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私は、教育委員会の責任だとか、校長さんの責任だとか、そういう気持ちを捨てちゃつて、みんなの責任だというふうな空気が起つてこない限りにおいては、私、よくならないんじゃないかな、こう考へるわけあります。その前提として、また、どういう方向に教育を持つていくか。社会主義社会の実現のない

手を育てていくのだといふ考え方を持つておられる方々がおるとしますと、なかなかこれは話しまつた。そこらをほんとうに現場と、文部大臣がやる

わけにいかぬが、地方教委といふのは現場と話し合つて、少なくとも、人事権も全部県教委なんかにゆだね、県がきめたんだからといふそんな無能力な教育委員会は認められないといふ指導をしてくれりやこういう問題は解決することなんですよ。教育現場の秩序だといふんなら、そういう法制化だけで進むものではないと、私は思ふんです。

それから、教育の場の秩序だといふのは、その学校が教育見識によつて統一をされ、あることにつ

いて最高の教育見識がむぞうさに取り上げられていく、いわば教育の最高良心によつていつでも運営されているという状態が、あなたのおつしやる

教育現場の最高の秩序だと思いますが、これはお認めになりますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) あるいはお話を正確に理解していないかもしれません、とにかく教育に当たる人たちの話を積極的にくみ取ろうとする

努力を相手方が持つ、気持ちを持つ、そういうことでなければ教育は行なわれませんよ。幾ら先生

の前に児童生徒が何時間すつておろうと、本人自身が学び取ろうとする意欲がない限りにおいては教育は行なわれないと同じことです。したがい

まして、先生方がそれだけに情熱を傾けられるよう

に先生自身の創意くふうがそこに発揚されるといふような体制、姿勢、これが非常に大切なことじやないかと、こう思つております。

○加瀬完君 その統一のあり方なんです。教育見識なり教育見識なりで統一しようとするなら、こ

れは学校の先生方は唯々としてその統一に従つん

どいうところにむしろあなた方は研究の対象を置くべきだと思うんです。全体の責任だといふことは、私ものがれませんよ。しかし、大体あいつお

れたちの言つことを聞かないから、変な考へを持つておるに違ひない、変な考へを持っておるの

は変なことを教へているに違ひないと、違ひない、違ひない、想像では想像妊娠みたいなもんだからいつまでたつたつて子供は産まれてこないんで

す。そこらをほんとうに現場と、文部大臣がやる

わけにいかぬが、地方教委といふのは現場と話し合つてもうまくいかないかもしれません。まあ根

本的な考え方の違いもあるうかと思ひますけれども、できる限りますみんなの責任だといふような

ことで努力し合えるような体制をつくりたいものだなあと、こう思ひます。

○加瀬完君 あなた、さつき憲法を出したから、憲法には思想、信仰は自由だと書いてある。どう

いう考え方を持つていよいよ、クリスチヤンだろ

うが、南無妙法蓮華經であろうが、これはもう自由だよ。あんた方にこれ制限されるものではない

よ。また、共産主義思想を持とうが、社会主義思

想を持とうが、それも自由だ。ただそれをそのまま子供に押しつけたり、教育実践としてやつたり

したら問題なんだ。しかし、そんなものをやらし

ているということがあつたら、やらししている校長、

当たつてください。また、情熱を傾けられるよう

ものに私はウエートを置いてもらいたいと思いま
すが、いかがでしょう。

○政府委員(岩間英太郎君) 私もそのとおりに考
えます。ただ、管理職としてはやっぱり全体の先
生をまとめていく能力でございますとか、まあP
TAその他外部との非常に連絡のいい方だとか、まあP
それぞれの能力のある方々がおられて、それが校
長先生としての適格であるかどうかというほかの
要素も、まあともかく人をまとめていくと申しま
すが、引きつけていく、そういう能力も必要だろ
うと思いますが、基本的には先生のおっしゃると
おりだと思います。

○加瀬完君 私がさつき教頭試験の試験問題を取
り寄せてもらいたいと言いましたのは、教育識見
だけで教頭や校長に抜ききれるという形で教育
行政は動いておりませんよ。教育の実践者として
非常に優秀な者でも、教頭試験を受けるとはずれ
ちやう、何ではずれるかというと、大体教頭試験
に関する法律ばかり出てくる。ですから子供を
おっぱり出して、管理運営の勉強だけ一生懸命
やっていた者が合格するわけです。そういう者が
教頭になつたて、ほんとうの教育実践というこ
とにほど遠いですから、現場の反発を買つのも
当然です、まじめな先生の。そういう実情とい
ものを、私はもつと反省してもらいたいと思いま
すから、その資料を求めているわけです。

それで、大臣は戦前、戦中のころの教頭とい
ものを御存じないと思いますので御紹介をいたし
ます。大体五十学級ぐらいの大きな学校では、校
長の十年前後経験のある者が教頭になつたわけ
です。そのころは首席と言つたり、次席と言つた
りした場合もあります。校長の経験者が大体私ど
もの県などではなつておつた。どうしてそういう
者がなるかというと、その人たちは、こういうふ
うに言つてゐた。学校というのは上命下従ではで
きませんと。大臣がたびたびおっしゃるよう、

まあ同じような共同目的、共同意識というものを
持つような雰囲気が大事です。それには、私は

校長の経験もありますから、上から、校長から命
令されたものをそのまま下におろすということは

いたしません。クッションの役割りをして、す
ばりとおろさないで、そこでこの程度に薄め、こ
の程度に説明を加えて、皆さんに納得させたい
いかどうかという配慮をしていろいろやります
と。学校に対していろいろ若い者たちの文句があ
りますと、文句は全部聞き役になりますと。そし
てそれをまたコントロールして校長に言いますと。

命令と、命令を受ける者を衝突させるようなことを
しませんで、私ども教頭の役というのは、クッション
です。ですから、大校長さんになりますと、
自分で教頭や校長に抜ききれるという形で教育
行政は動いておりませんよ。教育の実践者として
非常に優秀な者でも、教頭試験を受けるとはずれ
ちやう、何ではずれるかというと、大体教頭試験
に関する法律ばかり出てくる。ですから子供を
おっぱり出して、管理運営の勉強だけ一生懸命

やっていた者が合格するわけです。そういう者が
教頭になつたて、ほんとうの教育実践というこ
とにほど遠いですから、現場の反発を買つのも

当然です、まじめな先生の。そういう実情とい
ものを、私はもつと反省してもらいたいと思いま
すから、その資料を求めているわけです。

○加瀬完君 私がさつき教頭試験の試験問題を取
り寄せてもらいたいと言いましたのは、教育識見

だけで教頭や校長に抜ききれるという形で教育
行政は動いておりませんよ。教育の実践者として
非常に優秀な者でも、教頭試験を受けるとはずれ
ちやう、何ではずれるかというと、大体教頭試験
に関する法律ばかり出てくる。ですから子供を
おっぱり出して、管理運営の勉強だけ一生懸命

やっていた者が合格するわけです。そういう者が
教頭になつたて、ほんとうの教育実践というこ
とにほど遠いですから、現場の反発を買つのも

当然です、まじめな先生の。そういう実情とい
ものを、私はもつと反省してもらいたいと思いま
すから、その資料を求めているわけです。

それで、大臣は戦前、戦中のころの教頭とい
ものを御存じないと思いますので御紹介をいたし
ます。大体五十学級ぐらいの大きな学校では、校
長の十年前後経験のある者が教頭になつたわけ
です。そのころは首席と言つたり、次席と言つた
りした場合もあります。校長の経験者が大体私ど
もの県などではなつておつた。どうしてそういう
者がなるかというと、その人たちは、こういうふ
うに言つてゐた。学校というのは上命下従ではで
きませんと。大臣がたびたびおっしゃるよう、

与えたってどうにもならない、官僚機構だけを強
化してもどうにもならないという、私どもは体験
を持つわけです。こついうことをひとつ御参考に
して、もう少し考え方をしていただけませんか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 運営は、まさにいま
おつしやつたよつなことを目ざして進んでいかな
ければならない、こう考えるわけでございまして、
法制化の段には、そのよつな指導に万全を期する
ように努力をしていただきたいと思います。

○加瀬完君 私たちの経験からすると、がんじが
らめに職員もワクをはめてやるような校長は、大
体学校経営はゼロだ、ぱやっとしていて何かわから
ないけれども、全く教員の意見をよく聞いてま
とめて先生方を積極的に勧かせるというよつな校
長はみんな成績あげていますよ。この教頭法の制
定というのは、私は成績の悪い学校だけをつくる
ようになるんじやないかという心配があるんで
す。教頭というのは、教頭のワクづけをしてもら
うより、教頭として能力者をすんすん校長にして
くれるほうがはるかに教頭の能力があがるわけで
す。そういう適材適所に適格者を見発して校長に
抜ききするということをしないで、教頭を何年
やつたら校長試験受けさせる資格を与えるとか、
あるいは年齢がどのくらいだからまだ校長には早
くはなつた。したがつて、
教頭の法制化というものが、どうして私どもはこ
ういう体験から考えて必要なのか。能力のある者
はまだ大きな学校の校長にしたつていいじやない
か。あるいは教頭として、そういう教頭の役割り
にはほんとうにやつてある、その学校の運営そのも
のを非常に能率をあげている者は校長に抜ききし
てやつたつていいじやないか。だから、法制化と
いうものをして、嫌悪感だけ部下は持つて
いるのをなうもんだ、校長さんも、私はまさにそ
のおりだと思ってるわけでございまして、そ
ういう考え方で、この法律が生かされていくよ
うに考えていいかと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 教頭職の運営にあたり
ましては、やはり学校の先生方がみんなそれぞれ
の持つてゐる能力を最大限度に發揮する、その役

割りをなうもんだ、校長さんも、私はまさにそ
のとおりだと思ってるわけでございまして、そ
ういう考え方で、この法律が生かされていくよ

うに考えていいかと思います。

○加瀬完君 その考え方は、軍国主義を押えて平
和主義、こういう考え方を一つ強調した、それか
ら、国家主義というものに置きかえて、民主主義
という点を強調した。この考え方は、しかし教育
の原則においては変わりはないであります。

○政府委員(岩間英太郎君) 新教育指針は、教育
基本法ができると同時に失効をしたというふう
に考えております。

○加瀬完君 その考え方は、軍国主義を押えて平
和主義、こういう考え方を一つ強調した、それか
ら、国家主義というものに置きかえて、民主主義
という点を強調した。この考え方は、しかし教育
の原則においては変わりはないであります。

○政府委員(岩間英太郎君) その考え方のおもな
ものは、教育基本法に受け継がれていると思いま
すので、教育基本法に受け継がれている範囲にお
きましては、それは今までその精神が生きてい

う。いま相撲をやつていてますね。横綱なら引退
と下へ落ちるであります。下で成績があがれば込
むと下へ落ちるであります。あがれば上
にあがるであります。学校の校長は横綱並みだよ。

やめるまで大体下へ絶対落ちない。教頭は幾ら一
生涯やつたよつなことを目ざして進んでいかな
ければならない、こう考えるわけでございまして、
う幕内の人と幕下と交換してやるような制度をつ
くれば教頭は奮起します。ほかでもちよんでも校
長になれば六十までやれる。こんなばかな話をあ
りますか。それから教頭では立ち回りの悪い者は
いつまでも教頭で終わってしまう、教師としては
なかなか優秀な者が。そういうことがあつてはな
らないという新陳代謝というものを考えれば、私
は校長も一生懸命やらなければ落ちるということ
なら、下だつて一生懸命やらざるを得ませんよ。
何もしないで、大体一週間のうちに五日間ぐら
いは学校にいないのが大校長です。一生懸命毎日毎
日朝早く来て子供を教えてるのは、組合員で、
ただけしからぬから減俸だなんてやられては、減
俸される理由は別として、感情としてはけしから
ぬということになりますよ。そういう助言、指導
だけを考えてもだめなんですよ。そういうものも地
方教委はやるべきだと。そういうことを一つもやら
ないといふことになりますよ。そのためだめなん
でありますよ。そこで、終戦直後文部省は新教育方針といふ
のを出しましたが、あれは撤回しましたか。

○政府委員(岩間英太郎君) 新教育指針は、教育
基本法ができると同時に失効をしたというふう
に考えております。

○加瀬完君 その考え方は、軍国主義を押えて平
和主義、こういう考え方を一つ強調した、それか
ら、国家主義というものに置きかえて、民主主義
という点を強調した。この考え方は、しかし教育
の原則においては変わりはないであります。

○政府委員(岩間英太郎君) その考え方のおもな
ものは、教育基本法に受け継がれていると思いま
すので、教育基本法に受け継がれている範囲にお
きましては、それは今までその精神が生きてい

るというふうに考えます。

○加瀬完君 そうすると、学校運営において民主主義的運営というのは、校長が命令権をもつて独

断専行で何でも下に、下命をすることではない。コントロールは当然校長はしても、職員会

議その他の方法で職員のいろいろな意見というものを、これは取り上げるということも当然だと、こう解さなければならないのじやないですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 大臣からもたびたび御答弁申し上げておりますように、みんなで一致協力いたしまして、潤いのある職場をつくっています。そういう関係で、独創的な校長が、独創的にものごとを処理するというふうなことは、これは避けるべきだというふうに考えます。

○加瀬完君 そこで、私だけで時間をあまりとつていていけませんので、この次に、質問をする点をまず用意していただきたいと思います。教育活動といふのはいかなる作用であるか、この御回答によつて、今度教育活動について、教頭法との関係を質問をしていきますから、この次は、それを大臣から答えてください。一応この次まで。

○委員長(世耕政隆君) ほかにございませんか。本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後七時十二分散会

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

(小字及び一は參議院修正の部分)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

(施行期日) 公布の日
この法律は、昭和四十九年四月一日から施行

する。

(学校栄養職員が県費負担教職員となることに伴う経過措置)

10 第四条の規定による市町村立学校職員給与負担法の改正により、現に公立の義務教育諸学校における学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となることに伴い必要な経過措置に関しては、同法附則第十七条、第十八条、第二十一条、

11 第二十二条及び第二十四条の規定の例による。(昭和四十九年度における義務教育費国庫負担法等の規定の

12 昭和四十九年度においては、新標準法及び新高校標準法(この法律の附則を含む。)の規定が昭和四十九年四月一日から適用されたものとみなして、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)その他の法令の規定を適用するものとする。

(県費負担学校栄養職員となつた学校栄養職員の給与等の負担に関する特例)

13 この法律の施行の際現に市(特別区)を含む。以下この項目において同じ。町村立の義務教育諸学校における学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(以下の項目において「市町村費負担学校栄養職員」という。)として在職する者で、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに新給与負担法第三項の政令で定める(以下この項目において「国庫負担学校栄養職員」という。)となつたもの

(この法律の施行の日後に国庫負担学校栄養職員となつた者については、国庫負担学校栄養職員となるまで引き続き都道府県学校栄養職員として在職している者に限る。)に新給与負担法附則第三項の政令で定める(以下この項目において「国庫負担学校栄養職員」という。)となつたもの

り都道府県が負担するものとみなして、同法及び公立義務教育費国庫負担特別措置法(昭和三十一年法律第百五十二号)の規定を適用する。

(國庫負担学校栄養職員となつた学校栄養職員の給与等の負担に関する特例)

14 この法律の施行の際現に都道府県立の盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は中学部における学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(以下この項目において「都道府県学校栄養職員」という。)として在職する者で、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までに新給与負担法附則第三項の政令で定める(以下この項目において「国庫負担学校栄養職員」という。)となつたもの

(この法律の施行の日後に国庫負担学校栄養職員となつた者については、国庫負担学校栄養職員となるまで引き続き都道府県学校栄養職員として在職している者に限る。)に新給与負担法附則第三項の政令で定める(以下この項目において「国庫負担学校栄養職員」という。)となつたもの

15 (地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改定する。

16 (義務教育費国庫負担法の一部改正)

17 (地方公務員等共済組合法の一部改正)

18 (第三十一条 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設の同法

19 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

20 第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

21 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

22 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

23 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

24 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

25 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

26 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

27 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

28 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

29 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

30 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

31 第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める

「所在する学校等」に、「指定する学校」を「指定する学校等」に、「学校の移転」を「学校等の移転」に、「さらに」を「更に」に、「こえない」を「超えない」に改め 同条第二項中「学校」を「学校等」に改める。

(第三十一条中「学校」を「学校等」に改め 同条第二項中「学校」を「学校等」に改め) 第百五十二号)の一部を次のように改正する。

14 附則第三十一条を次のように改める。

15 (地方公務員等共済組合法の一部改正)

16 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

17 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

18 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

19 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

20 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

21 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

22 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

23 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

24 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

25 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

26 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

27 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

28 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

29 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

30 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

31 (第三十一条 第五条の二に規定する施設の同法

			第十号中正誤
ページ	段	行	誤
一	二	終わり	正
九	九	二から	世耕 正隆君
四	四	天	世耕 政隆君
二	二	から	
安永英雄君	安永英雄君		
松永忠二君	松永忠二君		
			第十一号中正誤
ページ	段	行	誤
一	二	終わり	正
九	九	二	
四	四	天	
二	二	から	
安永英雄君	安永英雄君		
松永忠二君	松永忠二君		
			第十二号中正誤
ページ	段	行	誤
一	二	終わり	正
九	九	二	
四	四	天	
二	二	から	
安永英雄君	安永英雄君		
松永忠二君	松永忠二君		

昭和四十九年五月三十日印刷

昭和四十九年五月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局